

令和 2 年

# 三川町議会会議録

第 1 回議会定例会

令和 2 年 3 月 10 日 開会

令和 2 年 3 月 17 日 閉会

三川町議会事務局

令和 2 年

# 第 1 回 三川町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 1 0 日 開 会

令和 2 年 3 月 1 7 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日

3 月 1 0 日 (火)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・三川町振興審議会報告	4
施政方針	
・三川町施政方針	5
・教育委員会行政方針	1
4	
・農業委員会行政方針	1 6
議第 1 号 令和元年度三川町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分の承認につ いて	1 7
議第 2 号 令和元年度三川町一般会計補正予算 (第 6 号)	1 9
議第 3 号 令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 9
議第 4 号 令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 9
議第 5 号 令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 9
議第 6 号 令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 9
議第 7 号 令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 9
議第 8 号 令和 2 年度三川町一般会計予算	4 4
議第 9 号 令和 2 年度三川町国民健康保険特別会計予算	4 4
議第 1 0 号 令和 2 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	4 4
議第 1 1 号 令和 2 年度三川町介護保険特別会計予算	4 4
議第 1 2 号 令和 2 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算	4 4
議第 1 3 号 令和 2 年度三川町下水道事業特別会計予算	4 4
議長発議により、予算審査特別委員会設置 (審査付託)	4 5

## 【予算審査特別委員会 開催】

第 2 日

3 月 1 1 日 (水)

休 会

第 3 日 3 月 1 2 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名 ..... 4 9

第 4 日 3 月 1 3 日 (金) 会議録第 3 号

【予算審査特別委員会 開催】

第 5 日 3 月 1 4 日 (土) 休 会

第 6 日 3 月 1 5 日 (日) 休 会

第 7 日 3 月 1 6 日 (月) 会議録第 4 号

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 1 7 日 (火) 会議録第 5 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長報告） ..... 1 1 8

議第 1 4 号 三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について ..... 1 2 0

議第 1 5 号 三川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について ..... 1 2 4

議第 1 6 号 三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定について ..... 1 2 5

議第 1 7 号 三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について ..... 1 2  
5

議第 1 8 号 三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定について ..... 1 2 5

議第	19号	三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	125
議第	20号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	131
議第	21号	酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について	132
議第	22号	三川町文化交流館に係る指定管理者の指定について	136
議第	23号	三川町教育委員会委員の任命について	136
議第	24号	人権擁護委員候補者の推薦について	138
議第	25号	三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結について	139
(別紙)		三川町議会議員の派遣について	141

## 令和2年第1回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年3月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般報告 ・三川町振興審議会報告
日程第 4	施政方針 ・三川町施政方針 ・教育委員会行政方針 ・農業委員会行政方針
日程第 5	議第 1号 令和元年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処 分の承認について
日程第 6	議第 2号 令和元年度三川町一般会計補正予算（第6号）
日程第 7	議第 3号 令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）
日程第 8	議第 4号 令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）
日程第 9	議第 5号 令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議第 6号 令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第3号）
日程第11	議第 7号 令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算 （第3号）
日程第12	議第 8号 令和2年度三川町一般会計予算
日程第13	議第 9号 令和2年度三川町国民健康保険特別会計予算
日程第14	議第10号 令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第15	議第11号 令和2年度三川町介護保険特別会計予算
日程第16	議第12号 令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計予算
日程第17	議第13号 令和2年度三川町下水道事業特別会計予算

○議長発議により、予算審査特別委員会設置（審査付託）

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから令和2年第1回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 鈴木重行議員、  
2番 志田徳久議員、以上、2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る3月5日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として補正予算専決処分1件、令和元年度各会計補正予算6件、令和2年度各会計予算6件、条例の設定及び改正7件、事件案件2件、人事案件2件、以上24件があり、この他に諸般報告1件、施政方針3件、一般質問5名、議長発議の1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日10日から17日までの8日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会及び農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、補正予算の専決処分1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和元年度各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、令和2年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置し、各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。その後、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

2日目の11日は、本会議は休会となります。

3日目の12日は、午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。この日は、通告順に5名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

4日目の13日と第7日目の16日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。なお、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

なお、第5日目の14日、第6日目の15日は、本会議は休会となります。

第8日目の最終日17日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例設定及び改正7件が上程され、質疑、討論、採決を行い、その次に、事件案件2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決



となります。次に、人事案件2件がそれぞれ上程され、質疑、採決となります。次に、議長発議1件が上程され、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの8日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しましてご報告申し上げます。

お手元に配布の報告書をご参照願います。

去る2月21日、三川町振興審議会に第3次三川町総合計画に係る令和2年度・令和3年度・令和4年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

それでは、その経過について申し上げます。

### 三川町振興審議会に関する報告書

#### 1. 諮問事件

第3次三川町総合計画に係る令和2年度・令和3年度・令和4年度実施計画の策定について

#### 2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

#### 3. 答申の経過

(1) 令和2年2月21日午後1時30分、三川町役場講堂において、令和元年度第2回三川町振興審議会を招集した。

(2) 委員13名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、産業振興課長（農業委員会事務局長併任）、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。

- (3) 会長あいさつ及び町長あいさつの後、会長が議事録署名委員として、坂 義若委員、大滝勝弥委員を指名した。
- (4) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る令和2年度・令和3年度・令和4年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (5) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後3時27分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

第3次三川町総合計画に係る令和2年度・令和3年度・令和4年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

令和2年3月10日

三川町長 阿 部 誠

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時41分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。

(午前 9時46分)

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 令和2年3月議会定例会が開催されるにあたり、令和2年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

私は5期目の町長選挙に臨んでお示しいたしました公約をしっかりと実現するため、町民の目線に立った対話、そして、町民と向き合う町政という基本姿勢のもとに、協働のまちづくりを目指し、安全・安心で住みよい町、町民の健康と福祉の向上、教育及び子育て環境の充実、さらに、産業の振興に鋭意努力してきたところであります。

本年度はいよいよ第3次総合計画の最終年度を迎えることから、次期総合計画も見据え、未来につなぐまちづくりを町民の皆さまと共に考え、取り組んでまいりたいと考えております。

さて、日本の経済は、消費税率引き上げに伴う影響を受けつつも、好調な企業収益に支えられ、景気は緩やかな回復基調を維持していると言われております。こうした状況の中において、政府は消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行などを重点と

した令和2年度政府予算案を閣議決定したところであり、基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、前年度の当初予算対比で1.2%増の102兆6,580億円となり、当初予算としては2年連続で100兆円の大台を超えるものであります。

一方、地方財政計画における地方財源については、地方税収入を40兆9,366億円、前年度比1.9%増と見込み、一般財源総額は63兆4,318億円で前年度比1.2%の増となり、地方交付税は16兆5,882億円で2.5%の増、地方債は9兆2,783億円で1.6%の減となっております。

このような状況において、本町では健全な財政運営を堅持することを前提にしながらも、重要事業である子育て交流施設整備事業、かわまちづくり整備事業、公共施設等長寿命化対策事業、及びいろり火の里推進事業等への取り組みとともに、子育て支援と健康・生きがいづくりの推進、安全・安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、令和2年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、自動車取得税交付金、及び地方特例交付金については減額を見込んだところでありますが、町税、地方消費税交付金、及びふるさと応援寄附金の増額を見込むとともに、地方譲与税及び地方交付税についても一定の額を確保し、さらに、国及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、教育施設整備基金、ふるさと基金、財政調整基金の繰り入れなどにより必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進し、町政発展の根幹となる第3次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、令和2年度の一般会計予算は53億9,500万円となり、対前年度比5.7%の減額となる予算を編成いたしました。

なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、令和2年度における主要な施策の概要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

令和2年度は、平成23年度からスタートしました「第3次三川町総合計画」の締めくくりの年度となります。これまでその基本計画に掲げた基本目標、施策に基づき多くの事業を展開し、豊かで活力ある地域社会の実現のために鋭意取り組んできたところであります。

本年度におきましては、社会情勢の変化や課題に的確に対応し、将来にわたって持続的に発展し続けるための指針となる「第4次三川町総合計画」を策定し、町民誰もが暮らしやすく住みやすいまちづくりを推進してまいります。

また、進行する少子高齢化に対応し、人口減少の抑制や地域経済の活性化を図るため、「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による重点施策を引き続き推進し、総合計画と連携した切れ目のない取り組みを実施してまいります。

さらに、これらの施策の展開にあたっては、PDCAサイクルの実施を基本としながら、行政評価による各種施策や事務事業の見直し・改善に取り組み、効果的で効率的な行政運営を図ってまいります。

まちづくりを進めていくためには、町民と行政が一体となって取り組んでいく必要があることから、引き続き町内会等の活動の充実を図るとともに、積極的な広報広聴活動により、住民ニーズの把握とその対応に努めてまいります。

地域開発推進事業につきましては、新たな雇用の創出と地域経済の活性化を目指し、「みかわ産業団地」の拡張に向けた実施計画の策定に取り組むとともに、桜木地区住宅地開発など住環境整備を推進し、定住人口の増加を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては、庄内南部、及び北部のそれぞれの圏域の市町が持つ都市機能や地域資源を有効に活用することとした、共生ビジョンに基づいた具体的な連携事業に取り組んでいるところであります。今後とも相互に役割を分担し、連携・協力することにより、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、圏域における連携のさらなる強化を図り、潤いと賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

本町における農業は、永年にわたり良質米の安定的な生産と供給に取り組み、全国の中で「米どころ」としての地位を築いてまいりました。しかしその一方で、米の消費量に応じた生産調整が行われる中、米価の低迷や担い手不足の急速な進行などにより、農業の持続的な発展を目指す上で厳しい環境下に置かれています。

こうした状況を踏まえ、本町では所得の向上に主眼を置いた農業の振興策として、園芸作物等による所得の獲得を目指す「農産所得拡大支援事業」と、こだわりの米づくりを推進する「瑞穂の郷づくり事業」を継続していくとともに、米の販路及び消費の拡大につきましては、三川産米のPRを念頭に、町民の婚姻や出産、転入された方々に三川産米を贈呈する「はっぴー米メモリアル事業」や、三川産「つや姫」などの銘柄米や有機栽培米など、「こだわりの米」を子どもたちの学校給食に引き続き提供してまいります。

また、本年度より新たに『新農業所得構造改革推進事業』に取り組むこととし、ICT技術を活用した農業の効率化や、農産物の高品質化を目指す「スマート農業導入支援事業」、農産物の安定生産の基礎となる「土づくり支援事業」、さらに、農業に関する見聞を広げる活動を支援する「先進農業見聞支援事業」を事業の柱として、農業所得の構造改革に取り組んでまいります。また、地域住民の暮らしを支える農業の推進につきまして、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守等に対する農業者の自助・共助の活動を支えるため、「多面的機能支払交付金事業」の取り組みに力を入れるとともに、「環境保全型農業直接支援対策事業」により、農業生産に伴う環境への負荷低減を図り、安全・安心な米づくりを目指した取り組みを支援してまいります。

次に、商工業並びに観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定化を目指す上で、町内の中小企業や小規模事業者の担う役割は大きなものがあり、商工業者の経営体質の強化や事業所研修等の各種取り組みを行う出羽商工会を引き続き支援してまいります。

地域経済の活性化につきましては、町民の消費喚起や農工商業者等の経営安定に寄与することを目的に、本年度も三川支所が実施するプレミアム付商品券発行事業の実施を支援して

まいります。また、「田から(宝)もの逸品開発事業」におきましては、農業サイドとの連携により、三川産米による特別純米酒「イ号 彌太右衛門」や「穂のかおり」をデビューさせたところであり、本年度も引き続き、ふるさと応援市場などに参入できる特産品の開発を積極的に支援してまいります。

観光振興につきましては、三川町観光協会やみかわ振興公社等との事業連携を強化し、交流人口や関係人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を目指してまいります。また、広域観光事業として実施される「ポスト デスティネーションキャンペーン」や、庄内を会場にしたツーリングイベント「じろで庄内」の開催を支援するとともに、いろり火の里の宿泊滞在者やホール等施設利用に対して町の魅力を積極的に発信してまいります。また、ふるさと応援寄附金につきましては、町づくりに有効に活用させていただいているところであり、このような制度を通し、本町の魅力を全国に発信することで、より多くの人に三川町を知ってもらい、訪れてもらえる機会となるよう推進してまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、指定管理者である「みかわ振興公社」や三川町観光協会、さらに庄内地域の「道の駅」などと連携しながら、イベントの開催や招致、魅力ある施設・設備の整備に努め、利用客の誘導に引き続き取り組んでまいります。また、施設等の老朽化に伴い、計画的に大規模改修を実施しているところではありますが、本年度におきましては、なの花温泉田田、及びなの花ホールの空調設備改修などを実施し、施設の長寿命化と利用客の拡大に取り組んでまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

本町には古くから農村社会に根差した相互扶助や家族の助け合いなど、生活の様々な場面における支え合いに関する習慣がありましたが、少子高齢・人口減少が進み、地域社会の希薄化などにより、生活領域における支え合いの基盤が弱まってきております。そのような中であっても、町民一人ひとりが住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるように支え合い、生きがい、そして地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現を目指し取り組んでいく必要があります。そのため、本町においても地域住民の自立した生活を地域全体でサポートし合う「地域包括ケアシステム」の確立に向けて、保健、医療、介護、福祉等各般にわたる施策の充実を図るとともに、町内会や社会福祉協議会をはじめとする各種機関・団体等との連携・協働により取り組んでまいります。

災害発生時における避難行動が困難な要配慮者への対応につきましては、町内会や民生委員と連携を図りながら、必要な情報の把握に努め、適切かつ円滑な避難行動がとれるよう避難対策や支援者名簿等の作成に引き続き取り組んでまいります。

子育て支援策につきましては、このほど策定いたしました「第2期三川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して健やかに子どもを産み育てられる環境を作るため、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築に向けて取り組んでまいります。また、子育て世代の負担軽減を図るため、本町独自の「出産祝金事業」を継続して実施してまいります。

さらに、心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的として実施しております「子育て支援医療給付事業」につきましては、山形県の補助基準である小学3年生までの通院、

及び中学生までの入院医療費という対象範囲に加え、本町独自の施策として、中学生までの入院や通院医療費の完全無料化を継続して実施してまいります。さらに、医療証交付申請制度の廃止や有効期間を複数年化するなど、子育て世代の支援と利便性の向上に努めるとともに、その充実を図ってまいります。

児童福祉につきましては、核家族化や経済事情の悪化に起因したストレスの増大などによる児童虐待が懸念されております。緊急に保護を必要とする子どもや、その恐れのある子どもに関し、保育園・幼稚園や学校、児童相談所等関係機関との情報共有と連携のもと、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、社会全体で子どもたちを守る体制づくりと、適切かつ迅速な対応に努めてまいります。

自殺対策につきましては、自殺対策基本法に従い、本町においても「三川町自殺対策計画」を策定したところであります。保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り「生きることの包括的な支援」を総合的に実施してまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の生活環境の変化に的確に対応し、一人ひとりが積極的に健康の保持増進に取り組むことができるように、町内会、老人クラブ等と連携しながら、地域における交流活動や生きがいを推進してまいります。

なお、寿賀のつどいにつきましては、本年度もこれまで同様に実施するところでありますが、寿賀敬老事業全体について見直しを求める声もあることから、そのあり方について町内会長の方々との協議を行い、検討を進めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害を抱える方々が地域で安心して生活できるように、それぞれの状況に応じたサービスの給付や情報提供、相談支援等を継続するとともに、「三川町障害者計画」等が計画の最終年を迎えることから、その策定に取り組んでまいります。また、通所支援や交通費助成事業については、現状を踏まえ見直しを行うなど、在宅生活の支援と社会参加の促進を図ってまいります。

保健関連事業につきましては、「第2次三川町健康づくり計画」の方針のもとに、各種検診や健康相談、健康教室を実施するとともに、健康増進、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防や重症化予防につながる事業を実施してまいります。

母子保健事業につきましては、昨年度設置しました「母子健康包括支援センター」を核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、各種健診や健康教室を活用した発育発達支援等、母子の健康の保持増進に関する包括的な支援体制を強化し、個々の状況に応じた丁寧な対応に努めてまいります。

健康増進事業につきましては、公民館等での各種がん検診や呼吸器検診等集団検診のほか、荘内地区健康管理センターにおける休日がん検診など、各種検診の利便性の向上を図るとともに、町民への受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めてまいります。さらに、受診結果を踏まえての保健指導などにより、疾病の早期発見・早期対応、生活習慣病予防や悪化防止にも積極的に取り組んでまいります。

また、こころの健康について不安を訴える町民が増えており、それらに係る知識の普及・啓発に努めるとともに、悩みを抱えている方々への相談体制の強化と関係機関との連携を図

ってまいります。

乳幼児・児童生徒の定期予防接種につきましては、引き続き全額公費負担で実施するなど、国・県の動向を踏まえながら適切な対応に努めてまいります。また、成人・高齢者の予防接種につきましては、高齢者肺炎球菌予防接種や高齢者インフルエンザ予防接種の継続実施と第5期成人風しん定期接種の実施に向けて、町民に広く周知しながら、関係機関と連携し取り組んでまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から山形県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うことになったところであり、山形県から示された令和2年度の納付金額と標準保険料率においては、本町の国民健康保険税率について改定する必要性が生じているところではありますが、国民健康保険事業基金等を活用して、その引き上げ幅については極力抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、住民に対する資格管理や事務手続等につきましては、これまで同様、町において対応してまいります。さらに、山形県、国民健康保険連合会、及び各関係機関との連携による保険給付の適正化を推進するとともに、国民健康保険税の適正課税、及び徴収の取り組み、町民の自主的な健康づくり活動の支援や生活習慣の改善による疾病予防の推進など、地域におけるきめ細かな事業を継続的に展開してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合と、県内全市町村が連携して事業推進しているものでありますが、今後の高齢者医療制度についても、国民健康保険制度同様、各般の制度改正が計画されているところであり、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。なお、これら制度改正に関する周知活動や、生活困窮者からの保険料納付相談等につきましては、これまで同様、きめ細かな対応を図ってまいります。

また、昨年5月に成立した健康保険法等の一部を改正する法律において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が盛り込まれ、本年4月に施行されることとなりますが、本町においては山形県後期高齢者医療広域連合、及び国民健康保険連合会の支援を得ながら、その実施時期について検討してまいります。

介護保険事業につきましては、「第7期介護保険事業計画」が、計画期間の最終年度となることから、ニーズ調査の結果を踏まえ、実施状況を検証しながら令和3年度からの第8期計画の策定に向けて取り組んでまいります。また、介護保険の保険者として、制度の適正かつ円滑な運営に努めるとともに、国の施策として、その実施を見込んでいる低所得者への保険料軽減に係る措置に関しましても適切に対応してまいります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、本町の地域特性に応じた自主的な介護予防活動への参画と、多様なサービスの充実を図り、自立体力検定などを取り入れた介護予防への関心と実践への意識高揚に努めるほか、地域における通いの場やサロンなどの拡充を図り、介護予防や自立支援に積極的に取り組んでまいります。

生活支援体制の整備につきましては、高齢者を取り巻く生活課題の解決に向けた支え合い

の仕組みづくりや意識の醸成を図るため、引き続きモデル町内会と連携し、日常生活上の支援体制の確立に向けて取り組んでまいります。

在宅医療・介護連携事業につきましては、鶴岡地区医師会、荘内病院への委託を鶴岡市と共同で継続し、医療・保健・介護・福祉の連携を深め、療養を含めた在宅での生活ができるように一体となって取り組んでまいります。

認知症対策につきましては、町内の専門医療機関や関係団体、介護事業所などと連携を密にし、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員における支援を継続してまいります。また、認知症キャラバンメイトによる「認知症カフェ」などを通して、認知症に関する正しい知識や理解の普及に努め、地域における見守り体制の構築を図ってまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

町民の安心で快適な生活と、円滑な社会経済活動を支えるため、道路や橋梁、下水道等の社会資本整備や、生活環境の保全に取り組んでまいります。

まず、道路行政につきましては、道路利用者の安全と利便性の向上を図るため、劣化が著しい町道の舗装改良を引き続き行うほか、住民生活や地域産業の安定した基盤を維持するため、浸水対策としての道路側溝整備や、通学路等における安全施設の整備に取り組んでまいります。さらに、冬季における道路交通の確実性や信頼性を確保するため、防雪柵整備に引き続き取り組むとともに、本年度は、ロータリー除雪車を新たに導入し、降雪時における交通の安全確保に努めてまいります。

橋梁につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検・維持補修により長寿命化を図り、維持管理コストの縮減に努めているところでありますが、本年度は、藤島川に架かる宮東橋の長寿命化対策として、大規模な補修工事に取り組んでまいります。

また、県道の整備促進につきましては、両田川橋架け替え事業を推進する整備促進期成同盟会を中心に、要望活動を積極的に推進するとともに、東沼長沼余目線の東側延伸をはじめ余目加茂線・藤島由良線の歩道等整備につきましても、引き続き強く要望してまいります。

国の直轄河川につきましては、赤川中流部河道掘削事業における三川地区の掘削は完了したところでありますが、今後とも治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫など、適切な河川管理について、国や県に關係自治体と連携を図りながら要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、本町のシンボルである赤川の自然環境を生かし、交流人口の拡大と魅力の創出を目指した「かわまちづくり整備事業」により、赤川河川緑地ふれあい広場の整備を引き続き推進してまいります。また、袖東公園のトイレを改修するとともに、公園内に防犯カメラを設置し、利便性と安全性の充実を図ってまいります。

住宅政策につきましては、本町の住生活基本計画に基づき、「住まいづくり支援事業」や「移住定住促進事業」により、住宅リフォーム工事や耐震改修、住宅用太陽光発電システムの設置を支援し、住環境の整備や地域経済の活性化、定住人口の増加に引き続き取り組んでまいります。また、町営住宅の運営につきましては、町営住宅長寿命化計画に基づき適正な管理を行うとともに、子育て世帯や高齢者世帯も安心して暮らせる施設としての維持に努めてまいります。



空き家対策につきましては、空家等対策計画に基づき、空き家等の解体に対する支援を継続するとともに、空き家の寄附受け入れ、空き家バンクの取り組みなどによる多種多様な利活用を推進し、生活環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

環境衛生事業につきましては、町民、企業、学校、関係機関・団体等との連携を図り、広報みかわやイベント等により積極的な啓発活動に取り組み、ごみの適正処理と減量化を推進してまいります。さらに、地球温暖化対策地域協議会を推進母体としたグリーンカーテンの全町的な運動を継続し、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギー対策に関する意識の醸成を図ってまいります。また、家庭系一般廃棄物の減量化を図るため、生ごみの減量対策としての実証試験を継続し、より実効性のある減量化対策の取り組みを推進するとともに、廃食用油の回収をはじめとする資源回収や不法投棄防止対策などに引き続き取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の計画的かつ効率的な改修、維持管理を行い、改築事業費の平準化やライフサイクルコストの削減に取り組んでまいります。また、農業集落排水事業につきましては、機能診断の結果に基づいた最適整備構想を策定し、施設管理経費の軽減や予算の平準化、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まず、保育事業・幼児教育につきましては、就労形態の多様化や核家族化などにより3歳未満の乳幼児等の保育希望が増えている状況にあることから、いこの保育園など民間保育施設と連携を図りながら多様な保育ニーズに応えて、保護者の就労と子育ての両立を支援してまいります。こうした中、町内に新たな民間保育施設の建設計画が出ていることから、その動向にも注視し適切に対応してまいります。

子育て支援につきましては、現在、建設中の子育て交流施設「テオトル」内に子育て支援センターを移転し、幼児と保護者等の子育て交流拠点となるよう事業内容を拡充しながら、運営にあたっていくこととしております。また、学童保育につきましても、保育所をテオトルに移しながら安全・安心な施設環境を整えるとともに、新たな事業者による民営での事業運営に対しましても引き続き支援してまいります。

学校教育につきましては、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」を目指し、学校現場における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の資質向上と授業改善に継続的に取り組むとともに、国が重点施策として推進している授業用パソコンの配置や、校内通信ネットワークの情報通信技術整備事業などを実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな成長を促すための快適な学習環境を整えてまいります。また、平成30年度から取り組んでおります押切小学校の長寿命化対策事業につきましては、国の交付金制度を活用しながら、第3期工事として校舎棟の改修に取り組むこととしております。

社会教育・生涯学習につきましては、町民一人ひとりが心豊かで健康的な生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境づくりが大切であることから、多様な学習機会を提供しながら学習環境の充実に取り組んでまいります。

スポーツ振興につきまして、今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、この機運を契機として、より多くの町民がスポーツやレクリエーションに親しむことができるように、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、多様な活動機会を提供してまいります。また、スポーツ活動の拠点である屋内運動施設アスレナの花につきましては、大規模改修事業に向けた実施設計業務を行うこととしております。

以上、教育行政について総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

行財政運営につきましては、子育て交流施設整備事業は最終年度となるものの、引き続き公共施設等長寿命化対策事業などの事業に取り組む必要があることから、「三川町行財政改革推進プラン」に基づき、効率的かつ効果的な行政運営と健全財政の堅持に努めてまいります。また、行政事務の多様化や高度化への柔軟な対応を図るため、情報通信技術の活用による業務の効率化を進めるとともに、職員研修や人事評価制度の活用などにより、職員と組織の力を高め、行政事務を着実に遂行してまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

初めに、消防防災体制につきましては、地域防災計画とハザードマップに定める内容の周知徹底を図るとともに、タイムラインなどの災害時対応マニュアルの策定・充実や、町内会自主防災組織と連携した避難所開設訓練等に取り組んでまいります。

また、消防活動につきましては、消防三川分署との連携を基に、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努めるとともに、担い手不足の解消を目的とした機能別団員制度の活用により、消防団活動の強化を図ってまいります。

さらに、災害時の対策拠点となる役場庁舎につきましては、ハザードマップの最大浸水想定において床上浸水の恐れがあることから、1階に設置している情報端末関連の機器材を、上層階に移設する工事を実施し、水害時の災害対策本部機能を確保してまいります。

防犯対策につきましては、民家や会社倉庫等への侵入窃盗事案も発生していることから、施錠の徹底など町民の防犯意識の高揚を図るため、防災行政無線での広報や防犯パトロール車を活用した防犯活動などを、警察署や防犯協会等との連携により進めてまいります。

町内会が管理する集落内の防犯灯につきましては、町内会負担の軽減を図るため、防犯灯の管理に要する経費の助成制度を昨年度から拡充したところであり、LED化への改修をさらに促進してまいります。

交通安全対策につきましては、昨年は町内における交通事故発生件数が減少し、人身事故も大幅に減少しておりますが、飲酒運転の検挙者数が増加している状況にあります。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域づくりのためにも、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの推進に努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く環境は少子高齢社会や地方分権社会の進展に併せて、多様な行政ニーズや行政課題への適切な対応が求められております。

このような中、令和3年度からの10年間を見据えた第4次総合計画の策定に向けて、町

民の皆さまとの対話を重視し、課題一つひとつに的確に対処しながら、行財政改革をさらに推進していくとともに、町民の福祉向上と町政の発展を目指し、誠心誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 令和2年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

日本は今、少子高齢化や高度情報化、グローバル化が進展するとともに、人工知能（AI）をはじめとする技術革新の大きなうねりの中にあり、社会はますます多様化、複雑化してきております。こうした中、今後さらに加速するであろう社会の変化を、子どもたちが柔軟に受けとめ、自立的に生き抜いていく力をいかに育てていくかが教育に求められる課題であると認識しております。

教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任のもと、相互の連携を密にしながら、子どもたちの豊かな学びを支援するとともに、町民一人ひとりが芸術文化活動やスポーツ活動に取り組みながら、充実した生活を享受できる生涯学習社会の実現に向けて、各般にわたる教育施策を推進してまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

保育事業につきましては、就労形態の多様化や核家族化などにより、近年、3歳未満の乳幼児等の保育希望が増えている状況にあることから、本年度においても民間保育施設と連携を図りながら多様な保育ニーズに応えてまいります。そのような中、町内に新たな民間事業者による保育施設の建設計画が出ていることから、その動向にも注視し適切に対応してまいりたいと考えております。

また、子育て支援センターにつきましては、建設中の子育て交流施設「テオトル」の子育て支援エリアに移転することから、幼児と保護者等の子育て交流拠点として事業内容を拡充しながら、運営にあたっていくこととしております。

幼児教育につきましては、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であることから、健康で安全に情緒的にも安定した活動ができる環境を整えながら、遊びを通じた総合的な指導と就学を見据えた学習活動を展開してまいります。

放課後児童対策につきましては、「テオトル」の学童保育エリアに学童保育所を設置することにより、安全・安心な施設環境で学童保育事業が展開されることとなります。また、事業運営につきましても、引き続き民営での体制を支援してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、小学校から中学校までの義務教育9年間において、子どもたちが、急激に変化していく社会で自分らしさを発揮し、豊かな心で、他者と協働しながら地域に貢献するために必要な資質・能力を身につけさせることが重要であります。

そのため学校教育の場では、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」を目指しながら、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動の展開に取り組んでまいります。

基礎的な学力の向上につきましては、新学習指導要領に基づいて、学校現場において「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の資質向上と、授業改善の取り組みを継続するとともに、今年度から本格実施される小学校での「外国語活動」及び「外国語科」と、「道徳教科」の円滑な実施に取り組んでまいります。また、学習機会を提供することにより児童が主体的に学習に向かう姿勢を醸成するため、学力向上対策事業を引き続き実施してまいります。

特別支援教育につきましては、知的・情緒障がいなどにより特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの障がい特性に応じた特別支援学級と各種支援員の配置により、きめ細かな教育の充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな成長を促すためには、安全・安心で快適な学習環境を整えることが重要であり、平成30年度から取り組んでおります押切小学校の長寿命化対策事業につきましては、今年度は第3期として校舎棟の改修に取り組んでいくこととしております。また、国が重点施策として進めている授業用パソコンや校内通信ネットワークなどの情報通信技術（ICT）環境整備につきましても、教科書のデジタル化や探求型学習への対応、学習環境のサポート、効率化の点からも有効であることから、国の交付金制度を活用しながら年次的、計画的に導入を進めてまいりたいと考えております。

近年、課題となっております「教職員の働き方改革」につきましては、昨年度策定しました「三川町中学校部活動のガイドライン」の方針により、教職員の負担軽減、勤務状況の改善に取り組むとともに、ICT機器を活用したシステム導入による職場環境の改善についても検討してまいります。

また、保護者などの信頼を得て、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるためには、社会に開かれた教育課程の実現を目指していく必要があります。そのため、今年度から学校運営協議会制度、いわゆる「コミュニティスクール」の導入を図るとともに、学校・家庭・地域が連携・協働する教育支援活動「地域学校協働活動体制」を確立し、この二つの事業を両輪として地域と密接に連携した各小学校の学校運営を進めてまいります。

学校給食につきましては、令和元年度で給食調理業務に係る5年間の業務委託契約が満了となることから、改めて委託事業者を選定し、地元の安全で安心なおいしい農産物を献立に取り入れながら、町の特徴である自校調理方式による温かい給食提供に取り組んでまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民一人ひとりが心豊かで健康的な生活を送るためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが大切であることから、多様な学習機会を提供しながら

学習環境の充実に努めてまいります。

「テオトル」の地域交流エリアにつきましては、多目的ホールを社会教育活動の拠点とし、町内の芸術文化活動等を行っている個人や団体の皆さまから、自己表現や研修、交流の場として活発に使用していただけるように、利用促進に努めてまいります。

なお、現在の三川町公民館につきましては、会議室等の老朽化した空調設備の改修に向けた調査設計業務を行うとともに、子育て交流施設の利用開始に合わせ、多目的ホールの貸し出しは終了することとしております。

週末における子どもたちの居場所づくりとしての放課後子ども教室推進事業につきましては、学校や地域と連携を図りながら、自然体験や文化活動を内容とするわくわく体験塾、小学校体育館等での学校開放事業などを引き続き実施してまいります。

文化交流館「アトク先生の館」につきましては、敷地内の樹木伐採などを年次的に進めながら庭園環境の維持管理に努めるとともに、雛人形展や寺子屋教室の開催、各種団体による定期的な作品展示など、施設の特長を生かした事業展開を図ってまいります。

スポーツ振興につきましては、今年開催される東京オリンピック・パラリンピックの気運を契機として、より多くの町民がスポーツやレクリエーションに親しむことができるように、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら、各種スポーツ大会や教室などの活動機会を提供してまいります。また、スポーツ活動の拠点であるアスレなの花につきましては、施設の大規模改修に向けて、本年度は実施設計業務を実施することとしております。

以上、令和2年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、目標達成のためには、家庭、学校、地域の教育に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが大切であります。

教育委員会といたしましては、三川町の将来を担う子どもたちが社会の変化に自ら立ち向かい、明るい未来を切り開いていくことができるよう、さらに町民一人ひとりが生涯にわたって生きいきとした人生を送ることができることを願いながら、教育行政の推進に取り組んでまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。三川町教育委員会行政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 令和2年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

農業は国民に食糧を供給する生命産業であり、農地である水田や畑地は、自然の治水ダムの役割を担うとともに、地下水涵養や多くの生き物を育むなどの多面的機能を有し、地域住民の安全で快適な生活を維持する環境インフラとして大きな役割を果たしております。また、農業は基幹産業の一つとして地域経済において、重要な位置を占めております。

農業委員会は、大切な農業と農地を守り未来に引き継ぐため、次の重点事項に取り組ん

でまいります。

#### 1. 法令業務の適正な執行と遊休農地の発生防止への取り組み

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続の厳正な履行に加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めるとともに、遊休農地や違法転用の発生防止を目的に、定期的な農地パトロールと改善指導に努めてまいります。

#### 2. 農地利用の集積及び集約化に向けた取り組み

農地利用の最適化を図るため、町内全生産組織で策定された「人・農地プラン」を基本に、農地中間管理機構との連携を強化し、担い手への農地利用の集積を促進するとともに、賃貸借や売買に関する意向調査の実施、農地台帳及び地図情報の整備、情報交換会の開催などにより、担い手への情報提供を行い、集約化に努めてまいります。

#### 3. 新規就農者の育成・担い手の確保に向けた取り組み

町と連携し、新規就農者や認定農業者などの担い手が一経営体として自立できる環境づくりを促進するため、農地の集積に向け各集落における「人・農地プラン」の策定、実質化に農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的に関わってまいります。

#### 4. 情報提供活動の推進に向けた取り組み

「農業委員会 広報みかわ」の発行や農業講演会の開催により、スマート農業や新技術等の紹介など農業者の暮らしと経営に役立つ情報の提供を引き続き実施してまいります。

本町にとりまして農業は、将来にわたって地域の経済や生活、環境を支える重要な産業です。農業委員会は農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、今、農業が抱える課題を克服すべくこれら重点事項の実現に向け、その責務を全うしてまいります。

町、関係機関・団体、町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和2年度三川町農業委員会行政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時41分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時00分)

○議長（小林茂吉議員） 日程第5、「令和元年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第1号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第5号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年1月7日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億5,000万円を追加し、補正後の予算総額を62億5,005万3,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、財産管理費の追加補正であり、7款商工費については商工振興費の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それでは、私からふるさと応援寄附金に関する内容であります。当初予算に対して大幅な増額という寄附金が集まったという内容で、非常に町にとっても嬉しい内容だと思いますが、確認の意味で伺います。4ページに出ています基金積立がありますが、7,500万円、予定よりも積み上げになるという話で、来年度の予算説明書にも1月1日現在の残高が出ていますが、それに関して年度末でどれぐらいの基金残高の見込みになるのか、その確認を伺います。

それから、商工費の関係で、謝礼に関してですが、国からの3割までの返礼という話の中で、数字だけ見ますと3割以上にはなっていますが、どういった細かな内容、例えば送料、あるいは包装代というものも経費としてはかかるわけですが、返礼品を生産している生産者の実質の実入りと伺いますか、製品だけに関して3割というような噂も伺っておりますけれども、その細かな部分について金額の内訳等が分かれば報告願いたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 4ページの財産管理に係るふるさと基金積立金の令和元年度末の残高というご質問でございました。これにつきましては今回7,500万円を追加で積立をいたします。当初で2億円計上しておりましたので、予算をこのままとりくずしも含めまして考えますと、平成30年度末が5億80万円でございますので、令和元年度末では6億580万円と見込んでおります。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金に係る商工費の部分で、寄附者への謝礼の増額部分に関わるご質問でございましたが、まず第1点が、ここに数値として出てくる部分については3割の以前に、いわゆる経費が5割以下であるという部分に関わるものになります。具体的に返礼品である3割という括りにつきましては、送料を別にしてすべての個別の返礼品について3割以下ということで調整をいたしております。送料は別になります。したがって、返礼品の登録者の方々が商品を提示しているわけですが、こちらについての実入りについては寄附金の3割という部分については収入として登録者に入るといった流れになっております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今説明ありました送料を除いて3割ということで、商品そのものの本体、それから包装紙代等で3割ということですが、この3割を超過した部分はあるのかなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまの質問につきましては、3割を超えた部分、いわ

ゆる経費としての部分でしょうか。だとすると、3割を除いた部分、先程の説明のとおり送料もごさいますし、それに対する一般的な経費としての事務費的なもの、そういったものも加わってまいります。したがって町としての寄附金に対する経費としては3割プラス5割以下の部分で予算計上をしていることとなります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 聞き方が悪かったようですが、要するに返礼品を出品している生産者等が3割以上の部分を受け取った例はあるのかないのかということです。要するに、国から言われている3割以下にしなさいという部分が守られているのか守られていないのか、そういった意味でお伺いしました。もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 返礼品につきましては、今現在33名の登録者、及び品目についてはトータルで480品目までとなっております。この数量、返礼品すべてについて一昨年にかけて3割以下になるように調整を図って今現在は実施をしているところです。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。議第1号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第1号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第6から日程第11までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第6から日程第11までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第6、議第2号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第6号）」、日程第7、議第3号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第8、議第4号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第9、議第5号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第10、議第6号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第11、議第7号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。



○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第2号「令和元年度三川町一般会計補正予算(第6号)」、議第3号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、議第4号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、議第5号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」、議第6号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」及び議第7号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず議第2号「令和元年度三川町一般会計補正予算(第6号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,893万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を65億4,898万4,000円といたすものであります。

初めに、歳出であります。2款総務費については、一般管理費の追加補正、財産管理費の追加補正、戸籍住民基本台帳費の追加補正、及び山形県議会議員選挙費の減額補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費の追加または減額補正、障害者福祉費の追加補正、福祉医療費の追加補正、後期高齢者医療事業費の減額補正、児童福祉総務費の減額補正、及び保育園費の追加または減額補正であり、4款衛生費については、健康増進費の追加補正であり、6款農林水産業費については、農業振興費の減額補正、農地費の減額補正、農政対策費の減額補正、及び農村総合整備事業費の追加補正であります。8款土木費については、道路維持費の追加補正、道路新設改良費の減額補正、橋梁維持費の追加補正、除雪対策費の財源更正、公園費の減額補正、下水道費の減額補正、及び住宅管理費の追加補正であり、9款消防費については、防災費の減額補正であり、10款教育費については、事務局費の減額補正、小学校費並びに中学校費における学校管理費の追加補正、及び学校給食費の追加補正であり、12款公債費については、元金、及び利子の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費につきましては、教育費における学校施設情報ネットワーク等整備事業、及び公共施設等長寿命化対策事業について、令和2年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を10億3,870万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第3号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、補正後の予算総額を7億3,404万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款保険給付費については、一般被保険者の療養給付費、及び高額療養費の追加補正、3款国民健康保険事業費納付金、及び5款保健事業費については、財源更正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第4号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万3,000円を追加し、補正後の予算総額を8,578万3,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金の追加補正であり、4款諸支出金については、一般会計繰出金の追加補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第5号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ469万5,000円を減額し、補正後の予算総額を8億8,248万4,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費の追加補正、2款介護給付費については、介護サービス等諸費などにかかる財源更正、4款地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の減額補正、7款諸支出金については、償還金の減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第6号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万円を減額し、補正後の予算総額を1億6,236万3,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、施設管理費の財源更正、2款公債費については、利子の減額補正であります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億3,651万1,000円といたすものであります。

まず歳出であります。1款総務費については、一般管理費、2款における事業費、3款公債費については元金、及び利子償還金の追加、及び減額補正であります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正につきましては、下水道事業債の減額により、起債限度額を8,050万円に減額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 私の方から3点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、各学校におけますネットワークの整備事業についてであります。総合計画の実施

計画等を拝見いたしましたも継続事業となっているようでございます。年次計画等があればお聞きしたいと思います。

次に、13ページにあります6款農林水産業費、農業費、経営体育成支援事業とありますけれども、当初予算と同額の220万円の減額ということで、この内容、要因についてお伺いしたいと思います。

最後に、16ページの10款教育費、学校給食調理業務等委託料20万円ほど増額になっておりますけれども、この要因についてお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありましたまず1点目であります。学校施設情報通信ネットワーク整備事業ということで今回補正要求をさせていただいておりますが、こちらにつきまして小学校、それから中学校におきまして整備を予定しているものであります。今回の補正で小学校、中学校合わせて7,800万円の予算額を計上しておりますが、この部分につきまして令和2年度に繰越明許をし、工事を進めていきたいと思っております。

この内訳としては、あくまでも学校におけるネットワーク関係の費用のみでありまして、国では今回の「GIGAスクール構想」という学校において1人1台のパソコンを配置するという構想を持っており、その構想に基づいた今回の補助制度を活用したうえでの予算を計上したものであります。

今回はあくまでもネットワーク部分ということで考えておりまして、実際の各学校で子どもたちが使うパソコンについては、令和3年度以降、令和3年、令和4年、令和5年までの3ヵ年間を目処にパソコンを整備していきたいというふうに考えているところであります。

それから、2点目の学校給食の委託料の追加の部分であります。こちらにつきましては長期継続契約で契約をしている案件になりますが、その契約の中で昨年10月に消費税の増額があり、こちらの方の部分が不足するというようなことが最終的に見込まれるということから、こちらの補正予算計上をしたものであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の経営体育成支援事業費の減額の補正でございますが、当初この事業において1件の事業申請の予定をしておりました。経営強化のために農業機械の導入というような内容でございましたが、残念ながらその案件については申請したものの不採択ということになってしまいました。したがって、この事業については執行見込みがないということで、補助金額同額の減額補正をお願いするものです。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 学校におけるネットワーク整備というような答弁だったかと思えます。本町の学校施設につきましては、これまでもパソコン環境、またインターネット環境の整備が行われてきたのかなと思っていたところではありますが、これまでの整備と今回の整備の相違点についてももしあればお伺いしたいのと、このパソコン、またネットワークといったものを利用してどのような教育を目指しての整備なのか、お分かりになればお聞きしたいと思います。

学校給食の業務委託料の増額でありました。消費税の増額ということでありましたが、契約の時点で増税といったものは見込めなかったのか。おそらく計画にはあったことかと思えますけれども、契約の時点でその点を見込めなかったのか確認をさせていただければと思います。

県の経営体の育成事業ということでありました。不採択というようなことでありました。審査を通るのがなかなか難しくなっているのかなということはあると思いますが、現在の審査の通りやすさと申しますか基準的なもの、法人がやはり優遇されているのかどうかといった点がもしあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず1点目ではありますが、ネットワーク関係のご質問であります。これまで三川町内の学校におきましてもこういったICT機器の整備、及びネットワーク関係の構築についても進めてきたところでありますけれども、ただ、これから国が進めようとしております1人1台パソコンという環境を実現するためには、現在まで進めてきた各教室でのネットワークでは不十分であると。使う台数がこれまでは1クラス程度で使うというようなことを念頭に置いてきましたが、今後は各学年で一斉に使った場合というのを想定しながらネットワークの再構築をしなければならないというようなことで今後進めていこうと考えているものであります。

また、この環境が整った以降、子どもたちに対してどのような教育をされるのかという部分になりますが、いろいろな活用ができるかと思えます。これまでは先生が黒板に板書をしながら、それを子どもたちがノートに写しながらとか、そういった教育の指導がされて、それが中心となってきておりますが、今後このICT機器が揃った段階では、現在も電子黒板というものが導入されており、それを活用しているわけではありますが、今度はさらにそこから一歩進み、子どもたちが手元で1人1台ずつパソコンを持っており、それらを見ながら授業を進めることができ、具体的なパソコンを使った例示などを示すことにより、子どもたちの理解度が増えていることが期待できるものというふうに思えます。

なお、そのためには使う側の教師についても当然指導、授業を進めていく上でのパソコンの活用の仕方という部分についても十分研修をしながら理解を深めていく必要があるものというふうに認識しております。

2点目、学校給食の補正予算の件ではありますが、こちらにつきましては継続契約ということもあり、消費税の増税部分について年度当初に漏れが生じてしまったということでありまして今回補正を要求させてもらうものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今回の経営体育成支援事業不採択ということですが、採択の要件としては、言えば経営の強化に関わるもの、規模の拡大ですとか、さらにはその機械導入された場合のコストの軽減度合いですとか、そういったものがポイントとして挙げられております。さらには、県としては生産調整への取り組みというのもポイントというようなことを聞いておりますが、そういったものをすべてポイントが積み重なって他者

比較の中で優位であれば採択というような形になりますので、これを取り組めばポイントが上がるんだというような捉え方は残念ながらできないところです。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、一般会計補正予算の方からお伺いしたいと思います。

7ページの歳入にあります個人・法人町民税の件からであります。まず補正額、町民個人の町民税においては500万円増額、また、法人町民税については1,600万円減額ということで、当初予算を組んでいる段階においては当局において固めの予算ということで確かお話があったと記憶しておりますが、固めと言っても法人町民税についてはこれほどの減額になったということでありまして、個人の町民税、今年の同時期と比較しますと伸び率も相当落ち込んでいるのかなと思われまして、その辺の状況としてはどのような要因があったか。また、この町民税の、いわゆる伸び率の減少というところをどのように捉えているのかお伺いします。

続いて、13ページにあります先程も同僚議員が質問しました経営体育成支援事業の減額でありますけれども、当初予算計上されておきながら不採択となるということで、当初予算計上する段階においてはまず採択見込みであったらと思うのですが、不採択になった原因と伺いますか、その辺をお伺いいたします。

その下にあります多面的機能支払交付金事業、こちらの減額要因の説明もお願いします。

続きまして、15ページの消防費の中にあります全国瞬時警報システム改修工事請負費、こちらの減額の要因をお伺いします。

最後になりますが、農業集落排水事業特別会計補正予算の中にあります歳入の3ページ、使用料ということで減額になっております。こちら昨年も確かこの時期に同額程度の減額になっております。使用料が減額になるということで、この状況と伺いますか、どの程度減額になってきているのか。いわゆる使用率が落ち込んでいるのではないかと思います。その辺の状況をどのように捉えているか説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 個人町民税、また法人町民税の補正額に係るご質問でございました。まず個人町民税でございます。令和元年度の税込につきましても、平成30年中の所得が基になるわけですが、平成30年におきましては農業所得の非常な減収ということから、その当初予算についてはその影響額を加味して積算したところでございます。実際賦課になった時点におきましては、農業所得は確かにだいぶ落ち込んだところでございますが、給与所得がそれを上回っての伸びを示したことから今回この額を補正するというところで要求させていただいたところでございます。農業所得の落ち込みによりまして、またそれに比例する形で営業所得等にも影響が出ております。そういったことからその影響というものは若干出ているというふうに見ているところでございます。

法人町民税でございます。法人町民税につきましても世界的な経済というところ、また地域的な経済というところもございまして、まずは人件費、輸送費、原材料費等の各種コストの値上がりとか、また世界的経済の減退による生産活動の減ということで、その影響が出て

いるのかなと見ているところでございます。

具体的には製造業、そういった部分での落ち込みが非常に大きく出ているところでございます。その反面、小売業等については若干の伸びも出ておりますが、今回その当初予算の額に対しまして、その額を確保できないという見込みがあったものですから、この減額補正という形を取らせていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 1点目の経営体育成支援事業の不採択の理由ということでもございました。先程鈴木議員にもご答弁申し上げましたが、この事業につきましても、いわゆる採択要件としてポイントの積み上げになりました。ご質問にあったとおりはこのポイント数であれば採択が見込まれるという形で予算化をし、また申請をしたところでございますが、結果的にはそれを上回るポイント数の事業体が県内にあったということで、結果不採択という連絡を受けましたし、そのように認識をしております。

それから、二つ目の多面的機能支払交付金事業の減額でございますが、こちらについては本年度予定しておりました多面的な事業の総額として1億3,000万円になります。これを県を通しながら国に申請をしているわけでございますが、先般国の方から事業予算範囲外での調整が入りまして、結果的に三川町で申請していた総事業費のうち32%ほどの事業費減ということで交付決定がありました。具体的な内容は、多面的機能のメニューの中の長寿命化に対して32%ほどの減。それ以外の共同作業ですとか農地維持については100%ついておるのですが、結果としてその額が今回歳入・歳出とも減額補正をする必要が出たということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 15ページの全国瞬時警報システム改修工事請負費の減額に関する質問でもございました。これにつきましては当初予算においてこれを計上したところでもございますが、実際は防災行政無線の屋外子局を通しまして、国がJアラートを、ミサイル発射だとか、緊急地震速報、そういったものを配信する際に、国から情報伝達の多重化ということが求められておまして、この事業においてはメール配信を実は計画したところでもございます。ただ、国はその情報の多重化の中では戸別受信機、屋内でも聞こえるようなものを進めるという方向性を示しておりましたが、財政負担もございましたので、まずは本町においてはメール配信システムというふう考えたところでもございますが、年度の中において国が来年度戸別受信機を無償貸与する事業を始めると、特に配置が進まない自治体に対してそれを行うということもありません。

そういったこともありまして、現実的な話としてやはりメールはスマートフォンなり、そういった携帯を持っていない方については使えないものとなりますので、今回このメール配信を先送りいたしまして、令和2年度において個別受信機を配置する方向で考えたいというふうに思っております。この配置につきましては、国の無償貸与でございますので、基本的には配置を自主防災会の代表者、あるいは支援を要する家庭、そういったところの配置をまずは考えていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 農業集落排水事業特別会計における使用料の減額補正の要因のご質問でございます。この部分につきましては、昨年度も同様な補正があったところ  
です。この要因の大きな部分としては、やはり主要人口の減が見込まれるというところでご  
ざいます。資料によりますと平成28年度におきましては2,694名、これが平成29年度に  
おきましては2,657名、平成30年度におきましては2,608名と、50名前後の減少が見込  
まれているような状況です。本年度についてはまだ3月まで至っていませんので、これから  
集計をする予定となっています。

また、近年衛生設備機器の方の節水機能がかなり高くなっている状況になっています。少  
量の水によって処理できるようなもの、こういったものが普及しているのかなという現状で  
ございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、歳入の町民税の件から再質問させていただきます。影  
響は農業所得の減収であったり、給与所得の伸びというものが加味されて、この程度の個人  
町民税の増額になったということでありました。また、法人町民税に関しては世界的な動向  
が影響されたというような話でありましたが、当初の段階で固めにというところで設計をし  
ていたものがこの程度の伸び、もしくは減額になったということで、こちらの総括表であり  
ます、21ページに累計額というものが示されております。町税累計額が示されております  
が、前年対比で言いますと3,600万円ほど町税がこちらの部分では減額になっていると思わ  
れます。今回の伸び率に関しましてもかなり低い伸び率だなど。構成比に関しましては、一  
概には言えませんが、前年同月で20.9%ものが14.9%ということで、この辺の町税の落ち込  
みに関してどのように捉えているのか再度お伺いしたいと思います。

続いて、経営体育成支援事業に関してですが、ポイントを上回る自治体が現れたというこ  
とで、いわゆる競合に負けたというようなことだと思われれます。その敗因としては先程も同  
僚議員からどのようにしたらそういった事業を受けやすくなるのかというような質問があり  
ましたが、三川町のポイントとしてはどの点が劣っていたのか、どういった点を改善すれば、  
このポイントに勝つことができるかと言うと誤解を招くかもしれませんが、ポイントとして優  
位に立つことができるのか、この辺の検討をどのようにされているのかお伺いします。

下の多面的機能支払交付金に関しまして、長寿命化事業の32%が事業費減ということ  
でありました。32%事業費減をそのままそっくり減額部分になっているのか、または事業執  
行されずにできない状況が起きて減額になっているのか、その辺あれば説明願いたいとい  
うふうに思います。

続きまして、全国瞬時警報システムに関してですが、令和2年度において戸別受信機の方  
を無償で貸与するというものでありました。今の減額に関しましてお伺いしますが、説明で  
すと町内会に一つであったり、支援を要するような家庭ということでありました。国からの  
指針がそのように出ているのか。ある意味全戸に配布できるような条件ではないのかどうか。  
その辺をお伺いできればと思います。

最後になります。農業集落排水事業特別会計の件であります。使用料ということで人数、また使用の総量的にも減っているということでありました。全国的に節水というものも推進がなされている中では、この事業自体が毎年やはり繰出金等増額になっていくと思われま。この事業に関してそういった影響どのように将来的には捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 町税の落ち込みという観点でのご質問でございました。まず個人町民税でございます。先程農業所得また給与所得の方について申し述べましたが、このトータル的にはマイナスとなったところでございます。そういったことから昨年度、平成30年度の予算と比べますとやはり低くなっているものというふうに理解しております。また、法人町民税でございます。法人町民税につきましては、先程言い漏らしてしまいましたが、町内企業の設備投資等も大きく影響している部分かなというふうに思いますけれども、国におきましても法人収益の増ということで令和元年度見ておったところですが、実際蓋を開けますとそういった実情にはなく、国においてもその下方修正という形になっているものでございます。大きくは国とは違うわけですが、法人町民税にありましてもそういった影響も確実に出ていくというところでございます。法人町民税が大きいところでございますけれども、まずこの予算については決算額ではございませんけれども、この実際の現在の調定、またこの後のわずかですけれども、期間の見込みということで今回補正をさせていただいたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 経営体育成支援事業の採択・不採択の部分についてのポイントをいかにして上げていくか、優位性というようなご質問でございました。先程も申し上げたとおり、町としてはこの事業のポイントが採択される状況にあるものを申請しておるところでございます。ですので、その部分のどれかに力を入れてポイントを上げてというような操作はまず基本的にはできないところでございます。毎年毎年申請案件、件数たぶん違うんだらうと思います。県としてはそういった中から予算の範囲内で選んでいるということになりますので、引き続き私どもとしては可能性のあるものについて継続して申請していくというようなことになろうかと思っております。

それから、2点目の多面的機能支払交付金事業費減の交付決定を受けての内容でございますが、実際に対象となる長寿命化に取り組む組織は5組織になります。それぞれが今年度に長寿命化に対する計画を盛り込んでおりますので、実際にはその減の部分にはできないというような説明もできます。ただし、実際にもうやるつもりでいたのに、この減額交付決定のためにできなかったということになりますとタイムラグがございまして、実際には実施をしていない中でこの減額がきたということで、特に大きな影響を及ぼしているものではございません。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 全国瞬時警報システムの改修を見送った背景として来年度の



取り組みをご説明させてもらったわけですが、国としては先程も申し上げましたが、この戸別受信機を進めたいと、そういった配置がなされない自治体に対して無償貸与ということを考えてございます。ただ、内容につきましてその無償貸与の台数がやはり限られておまして、国もそういった貸与数に応じた自治体の負担も求めてくるような考えのようであります。そういったこともありまして、まずは先程申し上げた自主防災会、あるいは支援を要する方への配置を進め、その後の世帯につきましては、まずは他の自治体の例もあります、全戸に配布している例もあります。あるいは自己負担を求め希望者に配布する例もございます。そういったところは今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 農業集落排水施設、こちらの方の今後の状況と見通しをどのように考えているかというご質問でございました。農業集落排水事業につきましては現在機能診断を行っております。この機能診断を行った上で施設の方の最適整備構想を策定することとなっております。この構想の中において、こちらの方の施設の長寿命化、また施設の経営の関係、こういったものを総合的に見ながら施設としては下水道事業の区域拡大に伴う組み入れだとか、より長く使えるような施設として検討してまいりたいと考えてございます。この検討課題はかなりありますが、全体を見通しながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） まず初めに一般会計で9ページであります。ふるさと基金繰入金ということで1,117万4,000円、これからふるさと基金をとりくずして使おうということでもありますけれども、11ページの方の歳出では財政調整基金積立金ということで7,155万9,000円ということで、お金には別に色はついていませんけれども、片方は基金を崩して片方は貯金をしているということで、この財政調整基金とふるさと基金の使い分けということでどんなふうなことから、今さらなのかもしれませんけれども教えていただければと思います。

それから、15ページの学校の情報通信ネットワーク整備事業4,800万円ということと、また、中学校の方は16ページで2,900万円、合わせて7,800万円ということでありました。これは先程の話では国で進めているパソコン1人1台ずつというふうなことで整備を進めるということでありましたけれども、補正予算で来年度の令和2年度の予算ではできなかったのか。全部の市町村が今回応募しているふうには思えませんでした。令和元年度、今回の補正予算でなければ国の補助が得られなかったのかどうか、この辺一つ。国の補助、国・県支出金ということでもありますけれども、この辺はいくら国・県からの補助率があるのか。国いくら、県いくらというふうなところでこの内容。また、国や県からの、先程の例もありますけれども、認定採択ならないというふうなことはないのか。採択もされているのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時53分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 9ページのふるさと基金と11ページの財政調整基金に関するご質問でございました。9ページのふるさと基金につきましては、これまでも基本的には町の投資的経費にこれを財源として充てるということで、今回追加補正いたしましたかわまちづくり整備事業や移住定住促進事業等も財源として当初予算でも充当しておりましたし、この補正においても同様に基金をとりくずし充当するものでございます。

一方、財政調整基金につきましては、今回3月補正の中で歳入が歳出を上回ったこともございまして、過去にはこれを繰上償還の財源として用いたときもございましたが、今回につきましては近年の財源不足での財政調整基金の対応を踏まえまして、今後のそういった財源不足への対応が確実にできるようにということで、財政調整基金の方に積み増しをしたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校施設情報通信ネットワーク整備に係るご質問でありました。この事業につきましては、国の令和元年度補正予算での事業実施ということで考えているものであります。国の方におきましては、今年度以降GIGAスクール構想に基づき、こういった情報通信の整備に関して予算計上するというような情報を得ているところでありますが、校舎内におけるネットワーク関係につきましては、令和元年度の補正予算での補助対象のみであると、令和2年度以降についてはネットワーク部分については補助対象にならないというような事前の説明がありまして、町では今回の補正予算に手を挙げているところであります。

また、この事業につきましてすでに補助金申請は終えているところでありますが、現在国の方では交付決定に向けた内定の作業をまきに行っているところであります。近日中に明確な金額が提示されるというようなことと考えております。

また、今回のこの事業につきましての補助率につきましては、国庫が1/2、残りの1/2については国の補正予算債での対応が可能であるということで事業が行われているものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ふるさと基金は投資的財産に使うということで分かりました。財政調整基金も返済ではなくて基金に入れるということで、この辺は考え方があると思うのでいいと思います。

それで、ネットワーク事業でありますけれども、国から1/2の補助でなるというふうなことでありますけれども、満額下りるような状況なのでしょうか。私が知っている情報の中では単年度決算の事業であって、次の年にもまたがるような、5年間のメンテナンス料なども含まれているものもあったり、いろいろあるので、満額下りないような情報も入ってきております。国の方の補助がまだ確定していないということであれば、満額下りない場合はどのようにするのか。補正をもう1回組むのかどうなのか。

それと、今回ネットワークについては令和元年度で、令和2年度来年度以降は次のパソコンの機材の方でもっていくというふうなことですけれども、当然ネットワークだけでは簡潔

しないということで、全体的にこの事業をやるには最終的にいくら事業費を見込んでいて、また国の補助率、町はどのくらい負担していくのか。今補助が付くから飛びついてこの事業に手を挙げたというふうな感じも見受けられなくはないのですが、全体的にこの事業をどのように捉えているのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず国の方の補助事業として1/2という補助率であります。これにつきましては、国の方では2019年度の補正予算で2,318億円をこの予算のために計上したというようなことであり、この国の補正によって全国の自治体で手を挙げているものというふうに認識しております。そういった中、内容についてはいろいろ補助金申請した資料に基づき精査されていると思われま。そういったところでこれまでの過去の国の補助事業においても採択ならなかったですとか、満額内示がならなかったですとか、そういったこともありますので、そういった通知が来た場合についてはその内容を精査しながら町としての対応を考えていかなければならないというふうには思いますが、ただ、このGIGAスクール構想につきましては、国の方でも重点施策として積極的に行っていくというふうに明言している事業でもあります。

町として今後1人1台のパソコンについても国の方針にならないながら整備はしていかなければならないというふうに感じているところでありますが、あくまでも国の補助事業に基づいた整備というものを大前提として考えておりますので、金額が抑制された場合、もしくは不採択になった場合についてはそれなりの対応としてその後の再検討はしていかなければならないというふうに思います。

それから、全体的な事業費というような部分でありましたが、ネットワークの部分については先程言ったように国が1/2、それから、残りについては補正予算債というような制度設計になっておりますが、パソコンに関しましては国の方では1台当たり4万5,000円の補助というふうに見ているようであります。そこから出た部分、例えば7万円でしたら残りの部分が各自治体の持ち出しというふうになることとなりますが、そういった部分で今後町の方で整備していく部分については、当初段階ではやはり現在学校で使用しています1台十数万円程度のパソコンが整備されているわけで、それと同程度のものを考えていたのですが、現在国の指示を受けて各民間のパソコンメーカーの方がこの1台当たり4万5,000円という金額設定の製品をどんどん生産するというような表明をしているところでありまして、1人1台のパソコンを整備するにあたっては、今後そういった状況を見ながら全体事業費を再度積み上げなければならないというふうなことで考えているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それでは、私からページに従って質問していきますが、最初に一般会計の5ページ、ただいま説明されておりました繰越明許費に関わる学校情報通信ネットワーク等整備事業。今縷々説明があったわけですがけれども、国の方針に乗るというようなことですが、先程の答弁でこのパソコンを整備する目的ということで、子どもたちの様々な理解度を高めるという目的が示されたようですがけれども、では今まで三川町でパソコンの整備、

あるいは電子黒板などのICTの整備を行ってきたわけですが、そういった中で子どもたちの理解度というものが高まってきたのかと。数年の経過がありますので、そういった検証も同然やりながらこういった事業に向かうということになるんだと思いますけれども、その辺現状でこういったICTの利用価値というものがあるのかないのか。その辺どのように捉えているか伺いたいと思います。

それから、今まさにコロナウイルスで休校になっているわけですが、こういった設備を整備した段階において、例えば自宅で学習ができるような体制まで持っていけるのかどうか。もしそういうものであれば非常に緊急事態での対応もいろいろできるのかなと思いますけれども、今お話を伺うとそういうものはできないような感じもします。あくまでも学校内での教材の使用ということのようですが、そういうことに留まるのかどうか。そういった面からすれば利用価値として十分なのかどうか。その辺どのように捉えているか伺いたいと思います。

次に7ページ、先程も同僚議員から縷々ありましたが、歳入の町税の部分です。確かに個人町民税においては農業部門、あるいは給与部門ということで、給与部門については割と安定しているわけですが、農業部門は年次的な動きがあると。確かに平成30年度は減収といえますか収入が少なかったし、あるいは逆に今年度は収入が増えるような感じもしますけれども、そういった流動的な部分も含めながら、あるいは法人税、法人町民税においては世界的に進出している企業もあることで、世界経済の動向に左右されるということだと思います。施政方針の中では国は日本全体としては緩やかに景気が回復基調にあるというような報告があったわけですが、この数字を見る限りは、三川町においては景気の後退場面にあるのか、あるいは踊り場的なところにあるのかというような数字にしか捉えられないわけですが、当局としては町の景気状況についてどのように捉えているのか改めて伺いたいと思います。

それから、次に8ページ、これは社会資本整備交付金の関係です。歳入において当初9,990万円の予算が4,300万円ということで、43%ほどしか入ってこない見込みになったと。これに関係してかわまちづくり、あるいは道路整備事業が後退していくということになるわけですが、改めてお伺いしますけれども、国のこの交付金、当然町で申請して国から交付決定をもらうという順番、段取りになると思いますけれども、その交付決定をもらう際にどのような条件が付いているのか。このように国の意向によって町の計画がずたずたになるという状況にあるわけで、例えば国が有事の際、あるいは特殊事情がある場合は、減額になる条件が当然のように付いているのかどうか。その辺を改めて伺いたいと思います。

それから9ページ、これも先程以来からありましたけれども、多面的機能支払交付金、国・県補助金が減額になると。先程国からも32%ほどの減額の知らせがあったということですが、確かこれは昨年6月、7月辺りで事業主体の方には伝えられてきたものだったのかなと思います。この時期に金額の確定ということで今回出たのかどうか、その辺も含めまして経過について伺いたい。各事業主体は5年間の計画を持って事業費の概算を出しながら要請し認可されるという流れの中で、当然5年分の事業を行うことが可能だということで向かっ

ているわけですが、今回初年度目で32%もの長寿命化の額が削られたと、非常に事業主体には大きな痛手なわけです。先程答弁では大きな影響はないと当局では言っていましたが、事業主体から見れば非常に大きな影響があるんだと思います。今後5年間で今回減額された部分が復活になるのか、その分増額になっていつかの段階で交付なるのか。その辺も含めまして伺いたいと思います。

それから、9ページの下の方、基金の繰り入れということになされるようですが、この繰り入れの後の段階、3月末の段階で見込みの残高、それぞれふるさと基金、それから教育施設整備基金の3月末の見込み残高の数字を伺いたいと思います。

次に歳出の方に入って11ページ、これも同じように財政調整基金の積み立て、積み増しになるわけですが、3月末の見込みの残高の数字を伺います。

それから、14ページ、土木費の関係です。先程も交付金関係で触れましたけれども、かわまちづくり整備事業、非常に難航しているように受けとめております。当初の計画に対して今年度末の事業の進捗度合いについて伺いたいと思います。どれぐらいの進捗がなされるのかということ伺いたいと思います。

それから、16ページの教育費、公共施設と長寿命化対策事業、先程以来押切小学校の校舎の長寿命化ということのようです。今年度といいますか、明許繰越で来年度事業になるわけですが、2億5,000万円という金額で校舎の長寿命化、これで一通り押切小学校に関しては終わるのかなとは思っていますけれども、それで理解として正しいのかどうか。校舎の長寿命化の工事の内容についても伺いたいと思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず1点目のICT環境について、これまで各学校において整備してきましたICT機器を使っての子どもたちの理解度についてのご質問でありました。現在各学校の方には大型の電子黒板が数台ずつ配置されており、その他各学校にパソコンルームがあり、そこに1クラス分のパソコンが整備されているという状況であります。そういった中、特に電子黒板につきましては通常の授業の中で最近よく活用されてきております。特に活用されている授業としては理科ですとか社会科、ときには数学などで活用している先生もいるようでありまして、こういった大型電子機器を使うことによりまして、子どもたちが興味、関心を持って意欲的に授業に向かえる手段として使えるというふうに認識しております。

また、今後このICT機器、例えば1人1台というふうな環境になった場合については、現在各教科書、新たな教科書採択にあたってはデジタル教科書というものも併せて整備されている状況であります。そういったデジタル教科書を使う場合にあっては、やはり1人1台のパソコン環境がないと授業が上手く進めなくなるというようなことが予想されます。また、子どもたちが授業の中で調べながら授業を進めていくという、その授業の中では先生の指導の仕方というのが想定されまして、そういった場合にそのパソコンが活用されてくるものというふうに認識しており、そういった意味では学力向上などの部分について一定の成果が見込まれるものというふうに認識しております。

ただ、今回整備しようとしております情報ネットワークの関係で、自宅学習までできるかというところにつきましては、私もまだ勉強不足ではあるんですけども、自宅で学習するためにはやはりパソコンが家庭になければならない。そのパソコンを学校で使っているものを持ち出せるのかという課題もあります。そういった課題とともに、家庭でインターネットに接続するための手段というのが、どのような手段、いろいろあると思うんですけども、そういった課題もあると思うので、今回の情報ネットワークの事業においては自宅学習までできないというような状況であります。

2点目の押切小学校におけます大規模改修事業、長寿命化対策の事業でありますけれども、今年度予定しております2億5,000万円ほどの事業費では、校舎棟のうち約半分の整備を行うというような予定であります。残りの半分については令和3年度に行う予定というふうに考えております。今年度は校舎部分の西側、体育館から職員室辺りまでの大体半分の部分を改修するという予定であります。内容等については諸々あるわけですが、主だったものを申し上げますと、まず3階の建物でありますけれどもその屋上の屋根部分の改修、それから外壁部分の補修、さらには窓枠の交換というものを考えております。一方、内部におきましては、フローリングの床材を使っているところが多くあるわけですが、そういった床材の磨き上げを行って再塗装するというようなことで改修をすると予定しております。

また、職員室や会議室など、そちらに既存のエアコン、空調設備があったわけですが、これらも老朽化しているのを交換を考えているところであり、さらにはトイレの一部改修も考えております。このような内容であり、令和3年度以降については校舎棟の残りの部分と給食棟の方の整備を考えているという事業内容であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 町の景気の動向ということのご質問でございました。まず法人町民税に関しましては本町の企業につきましては、地域の経済、先程も申し上げました地域の経済、または世界的な経済動向が影響しているのは確かでございます。その中で今回の法人税の落ち込みにつきましては製造業が大きいというところがございますが、さらにその大きな要因としましては設備投資、これまでの企業収益等を裏付けとした設備投資が大きくなされたこともこの落ち込みの原因というふうに見ております。

それで、町の景気動向というところがございますけれども、そういった部分では読み解くには大変難しい部分があるわけですが、消費税率が昨年10月に引き上げになりました。これによります個人消費の弱含みということで言われておりますし、また、やはり世界的な減退ということを危惧する部分もございます。そういったところで本町の小売業についてはやはり地域の商工業のみならず、世界的に事業展開している企業が多くございますので、そういった部分では影響が大きいものというふうに思っております。

また、昨年の暮れですけれども、政府の方では2020年の景気について足踏み局面に陥る懸念があるということで、そういった見方もされているようでございますので、そういったところは少なからず本町の企業においても同様の部分はあるのではないかと推測しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 8 ページ目の社会資本整備総合交付金の関係でございます。当初予算に対して43%とかなり低い配分になっている理由についてという状況でございます。一つ申し上げますが、旧補助金事業みたいな形とこの交付金事業は中身は異なっております。補助金事業ということで、補助事業という形で銘打っていたものについては内容を国・県と詰めながら、一応来年度はこのぐらい配分できますよというふうな内部の打ち合わせ等、概ね配分される見込みが立つものでございました。この社会資本整備総合交付金については、このような事業を行いますよという事業概要、パッケージと申しますが、このパッケージを組んだ上でその中身を見ながらこのぐらいのお金が必要ですよということで国に上げていくわけです。これに対しまして国の方で内容を査定いたしましてその部分から配分となってまいります。という形になるものですから、一応必要額を計上していくという形になってございます。そこから査定されて配分の強弱が付けられまして薄くなっていくという状況になっております。

ですので、当初の要求段階で低く要求してまいりますと、どうしても配分金額にも響いてまいるところでございます。また、緊急を要するようなもの、こういったものについては高額の率で入ってくるものですから、こういった部分も見極めながらなるべく支援をいただきたいという形で交付金事業の要求をしているところでございます。

続いて、関連もございませうがかわまちづくり整備事業の方の進捗率でございますが、補助金等の率からいきますと現在のところ56.8%という状況になっております。これについても引き続き交付金事業を活用してまいりたいと思っております。強く要望しているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 多面的機能支払交付金の減額に関わるご質問でありましたが、先程減額に伴う影響はないと申し上げたのは、今年度から始まる5年計画のうち本年度の事業計画について、この減額に関わる事業実施がないところから影響がないと申し上げたものでございます。ご質問にあったとおり今後5年間の計画においては事業費が直接減額になっておりますので、そうした面では全体としては負の影響があるものと考えております。

また、そうしたことを踏まえて、その財源減になった部分については復元的なものが考えられるかということでございましたが、事業のこれまでの流れを見れば直接的な復元というのは難しいのかなと考えております。実際に各組織が5年計画をして予定をしているわけですので、今回のことも踏まえながら今後は満額付くような要請をしていくということが考えられます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 9 ページの歳入と11 ページの歳出に係る基金残高というお話でございました。これにつきましては令和元年度末というような質問がありましたけれども、3月補正後の残高の見込みということでお答えさせていただきたいと思っております。

まず財政調整基金につきましては5億3,100万円、ふるさと基金につきましては、先程専

決処分後について6億580万円と申し上げました。今回の3月補正後につきましては5億9,400万円。教育施設整備基金につきましては1億3,000万円の残高見込みでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 社会資本整備総合交付金に関してなんですけれども、経過なりがいろいろ細かく説明されましたが、いつもなんです当初予算で必要額を上げていた数字を出して、国から来る部分が最終的な年度末頃に分かるということで毎年行われているわけなんですけれども、これはたぶん国のシステムとして動かしようもない話なのかもしれませんけれども、町としては当てにできない部分も計上しているというような感覚に陥らざるを得ないということであります。先程は触れなかったんですが、例えば同じ総合交付金の関係で、かわまちづくりも当然ありますが、道路整備、それから防雪柵、この辺も非常に大きな影響が出ていると。施政方針の中でもいろいろありましたけれども、道路に関しては非常に傷んでいるところが最近特に目立つようになってきたと。ここ2、3年、この総合交付金絡みの関係で計画していた道路舗装工事というものがほとんど進んでないように私は受けとめています。当然町としても町道の整備に関しては年次的な計画を持って進めているはずなんですけれども、かわまちづくり以上にその進捗は進んでないのかなと思います、その辺をどう捉えているのか。

それから、防雪柵に関しては、ここ2年は全然進んでいないということで、いつになったら全体の計画したものができるのか。見当もつかないような状況になっています。これらを打開すべく、何か対策を講じる必要があるのかなと思いますけれども、その点、今の段階ではどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま社会資本整備に関わる各種事業の関連でございます。確かに議員おっしゃるとおり国の交付金を当てにしているなかなか進まない部分があるのではないかと、これは確かにそうです。町としましても交付金事業に変わるような有利な起債事業等があったら、これについては随時内容を精査しながら補助要求等をしていくという考えであります。また、災害に関する緊急なもの、こういったものについても随時交付金事業については単年度ごとに内容が変わってまいります。こういったところを非常によく見まして、随時より良い事業を見て要求していくという考えであります。

一つ、ちなみに申し上げますと起債事業におきましては町道青山天神堂線、こちらの方につきましては起債事業を活用しながら整備を進めたところとなっております。今現在、国の方といたしましては、やはり長寿命化という大命題があるものですから、橋梁等については付くような状況になっていますが、その他のものについて少し配分が遅れているように思っています。この部分についても生活する上では必要施設になるわけですので配分していただくような形で要求してまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） もう1回だけお願いします。先程も通信ネットワーク事業整備でありましたけれども、国からの補助が1/2ということでありました。小学校、中学校を合わ



せますと7,800万円ということで、この半分だと3,900万円の補助ということでありましたけれども、先程この補助が採択、または減額になった場合はそれなりに対応するというものであります。それなりに対応するという事は、事業はそのままやってお金を他から持ってくるのか。この事業そのものを廃止も含めて最初から考え直すのか。私が知っている情報ではかなりこの採択は厳しいというふうな情報が入っております。過度な設計がいろいろ出ているので半分に満たないのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、その辺どういう対応をするのか、それなりに対応するというのはどういうふうな対応をするのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 交付金の制度として1/2の交付金で、残りの1/2については補正予算債対応だという説明を先程させていただきました。仮に、今町でしようとしております事業費7,800万円のうち例えば交付金が1,000万円だったというふうに仮定します。そうしますと事業費2,000万円、残りの5,800万円分がどう事業を執行するのかということになります。国の方からの通知では、継ぎ足し単独分というような区分として、こちらにも補正予算債が充当可能であるというような通知が先日来たところであり、その補正予算債を活用するのかどうかも含め、財政的にどのような財源でどのように対応していくのかという部分もありますので、今後交付決定を待ってその対応を検討していきたいと思っております。

仮に事業費が半分に減らされたという場合ですと、例えば現在小学校3校、中学校1校の4校を整備しようというふうに考えているところであり、その内容的に均一の内容で事業費を落とせるのか。それともそういった対応が難しい場合は、やはり学校をある程度絞って、4校中2校のみ今回の補正予算で対応し、残りについては後年度対応というようなことも考えられますので、そういった全体的な部分を、減らされた場合についてはそういった対応を今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私は2点ほどお願いします。

国民健康保険の方ですが、4ページの歳出で、一般被保険者療養給付金プラス1,600万円ほどになっておりますけれども、この要因について、単純に医療費が上がったということだとは思いますが、それが個別的な案件があるのか、高額医療というのがありますので、それから、そうではなくて全体的な医療費がかかってきたのか、その辺の中身についてお伺いしたいと思います。

次に、介護保険ですが、介護保険の6ページの4款地域支援事業費の中の介護予防・日常生活支援総合事業ですが、180万円ほどマイナスになっていて、介護予防ケアマネジメント事業等がなされなかったように見受けられますが、その要因についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民健康保険の療養給付費、また高額療養費に係る増額要因でございます。まず国民健康保険、12月につきましてもこの療養給付費、高額療養費につ

いて増額補正をさせていただいたところですが、今回さらにこの不足が生じる見込みということで補正をお願いするものでございます。この増の要因でございますけれども、まず全体的にその費用額が伸びておる状況でございます。様々な疾患、高額を要する疾患、がんとかいろいろあるわけですが、そういった疾患も当然含まれておりますが、全体的にこの療養費が伸びているというところでございます。全体で療養費の方10%近く伸びてきておまして、さらに高額療養費についても同様のところでございます。

この動きが、ここ2ヵ月についてはやっと落ち着いてきたような状況でございますけれども、まず年度の初めからずっと落ちることなく費用額が高額に推移してきたというところでございます。また、高額療養費についてもこれまでにない費用が発生しているというところで、今回最後の支払いを迎えるわけですが、その支払いに不足が生じるということで補正をお願いしたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 私から介護保険特別会計の6ページの4款地域支援事業費、そのうち介護予防・日常生活支援総合事業に關しましての補正額が180万円の減額ということで、それに対しての減額要因ということでございましたのでお答え申し上げます。こちらの内容につきましては、介護予防ケアマネジメント事業、それから介護予防・生活支援サービス事業ということで、まずはケアプランを作成する経費、それから、デイサービスとかヘルパーのサービス使用についての経費の方を計上しているものでございますが、これにつきましては当初予算の方で要支援者の見込み、それと事業対象者の見込みをみたところでございますが、現在のところ要支援者が当初の予算の見込みよりも少なかったというのが減額となった原因でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 国民健康保険について再質問いたしますが、これ療養費が10%伸びているということであれば、健康を維持するというふうな事業としては、これは福祉課の担当になるかと思いますが、今後そのような療養費の伸びについて、どのような感想といたしましょうか、方針でいかれるのか1点お伺いいたします。

その関連、少しあれですが、今の国民健康保険の中で、歳入の方に第三者納付金ということで460万円ほどありますが、これが本人ではなくて事故等で第三者が加害者の方に保険を負担させるというふうな制度だというふうに思いましたが、これも事故等の関係のそういう伸びといたしましょうか、その辺の中身がどうなっているのか、分かりましたら。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 健康維持に関わる部分でのご質問でございました。費用額につきまして、全体で10%の伸びということで、この10%につきましては平成30年度と比較しての令和元年度の伸びでございます。大きく伸びているということがお分かりになるかと思えます。

先日、平成30年度の実績での医療費水準という各県内の市町村の比較表が届いたところですので、今年の1割増しと比べますと、それは違うわけですが、傾向として、三川町の医

療費水準は山形県内で下から2番目でした。非常に低いということで、課内でも少し話をしたところですが、これはこれまでの健康づくり事業、保険事業が生きてきているのではないかと話をしてきたところですが、今年度については少し違った傾向にあるというものの、やはりそのベースというものは生きているものというふうに理解しているところでございます。

第三者納付に関わる部分でございます。こちらについては大きくは第三者行為、交通事故が大きくあるわけです。治療等が進みましてほぼ完治というところで、この任意保険なりの方で負担いただける部分が、このように本町の保険者の部分で入ってくるわけですが、これが数ヶ月で終わる場合もございますし、これがやはり1年2年3年とかかる場合もございます。こういったことから、今回の補正額、400万円を超えておりますが、この部分が大きい事故だったというふうに理解しておりますが、この金額についてはやはりその事故によりまして、金額の多い少ないは当然あるわけですし、実際入ってくるところについても各年度それぞれまちまちでございますので、まず今年度の補正額につきましては、この金額の収納が見込めるということで補正をさせていただいたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに12ページの民生費、社会福祉総務費の灯油購入助成金であります。ここ数年助成を行っているわけですが、先に県の意向を踏まえて補正予算を組んだわけでありまして。その額は前年実績の申し込みを見込んで補正予算をしたわけですが、今回増えておりますので、この要因をどう捉えているのか伺います。

次に、13ページの農地費、これ二丁排水機場管理委託と同時に二丁堀の管理委託料が減っておりますので、その要因を伺います。

あと14ページの道路維持で補修工事の改修はどういうところで何で増額になったのかも伺います。

次に15ページの住まいづくり支援補助金と同時に移住定住促進事業補助金ということで、三川町の人口にとってはいい傾向ですが、この内容を伺います。

そして、15ページの国際交流、令和元年度は三川町で行われたわけですが、入場料減などを見ますと、参加人数が予定より減ったのではないかと思います。それを伺いたいと思います。

あと15ページで小学校の管理費で燃料費が増額しておりますけれども、これは昨年の猛暑、そして各学校に付いた冷房が要因であるか伺います。

そして16ページの学校給食費で修繕料、当然備品購入も関係があると思いますが、これはどこの学校でどういう修繕を行ったのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは私の方から12ページの社会福祉総務費、三川町灯油購入費助成事業に関わる増額の要因についてご説明申し上げます。当初、この灯油購入費の対象者といたしましては280名程度の対象者がいるということで見込んでおりました。ただ全体、昨年度の経過等も踏まえまして、おおよそ200人を見込み、当初の段階では100

万円を計上したところでございます。1月末時点での残額等から考えまして、30人程度の増があるのではないかとということで、総勢230人程度、この事業を使う見込みがあるということから、今回15万円を増額して要求をさせていただいたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の農地費の2つの排水機場の管理委託料の減額でございますが、この事業につきましては京田川地区農村地域防災減災事業の中の三川町に係るメニューになってございます。県が事業主体になって工事を今現在進めているところでございますが、本年度当初予算を編成する段階では両施設、排水機場とも10月に完成し、管理運用されるというような説明で進めておりました。したがって、それに関わる管理運営委託料を土地改良区に対する管理委託料なのですが、こちらの方、6ヵ月分計上しておったところでございます。

それから、再三事業遅延がございましたが、今回も県から連絡がございまして、4月からの稼働については間に合わない。これは二丁堀排水機の方でございますが、4月からの稼働という計画が、4月までの工事が間に合わないという連絡、合わせて二丁、土口の方ですが、こちらについても半年遅れで整備がされるというような計画でしたが、こちらもスライドしたというような状況がございました。したがって、減額の内容については想定した管理委託料6ヵ月分ができないということでの減額でございます。ちなみに、今現在両施設とも溜の二丁堀については県が努力しながらこの秋、10月には完成させたいというような考え方をいただいております。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 8款土木費の道路維持費についてでございます。この内容というご質問でございます。50万円のこの工事費の内容ですが、未就学児童の安全対策として国から緊急に配分されることになったところですが、内容といたしましては幼稚園、保育園等の安全施設の整備という中身でございます。既存施設の維持を含むということになってございます。維持費につきましては地震等の部分でほぼ満額使用することになったところでございますので、この費用についてやはり計上しなければならないということで50万円ほどを計上いたしました。

対象とする路線としましては押切新田線、みかわ幼稚園保育園の前の部分ですが、こちらの方の外側線及び横断歩道に変わる横断指導線、またあそこの部分については通行帯がございまして、そこら辺の補修ということで維持費に計上したものでございます。内容としては以上となっております。

また、住宅管理費の方の住まいづくり支援事業でございますが、予定しておりました予算をほぼ使い切るような形となりまして、今現在の状況から見て住宅取得につきましては7世帯分くらいのもの、また移住に対しましては4世帯分くらいということで、予算計上したところですが、今年度につきましては非常に申請が多くございまして、住宅取得につきましては2月前の段階で30件ほどございます。また、移住につきましても1月前まで15世帯ほどの移住が見込まれたところですが、なお、また相談を受けている件数も5件ほどございまして、

こういった状況も踏まえて今回予算計上させていただいたところです。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問3点ありました。

まず、1点目、国際交流事業におきます減額の要因であります。国際交流事業につきましては本年度アメリカから三川町の方にホームステイを行ったわけですが、参加人数につきましては例年と同様中学生10名、引率2名の12名、それと三川町の中学生10名が参加している状況であります。減額の要因としましては当初予算を組む段階では具体的な交流事業の計画が定まっていない段階であり、過去の事例をもとに予算要求したところですが、今年度実際計画を組み実行したところ、それぞれの節において不用額が発生したので、今回減額させていただいたものであります。

2点目、小学校管理費の燃料費の増額要因、理由であります。今年度、この燃料費につきましては、重油の部分であり、暖房に使うための燃料費ということでご理解いただきたいと思っております。今年度、前年に比べ、暖房に係る重油の詰める回数が例年より頻繁に行われた状況にあります。そういったことから2月3月の2ヵ月間分について不足が発生するものというふうに担当の方でみていたところであります。

また、今年、令和元年度については4月にも寒い日があったため暖房を使ったことから、4月にも重油を購入したところであり、こういったことから不足額が生じるというふうに見込んだところですが、3月以降学校が休校するという様な状況になったことから、今回補正予算で追加した部分については半分くらい不用額が発生する見込みというような状況であります。

それから、最後に学校給食費におけます修繕料の内容等についてというご質問でありました。今回修繕料としてあげさせていただきましたのは、押切小学校の調理室におけます空調設備が故障しているというようなことで、こちらの修繕を行うための費用として18万円を計上したものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは私の方から3点、4点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

一般会計の歳出に関してであります。総務管理費の中の一般管理費で賃金が51万2,000円ほど増額になっているという部分について状況等を教えていただきたいと思っております。これと合わせまして、この賃金という7節の取り扱いについては、いわゆる会計年度任用職員制度に切り替えになるため、令和2年度の予算書からはすべて消えるというようなことを、先般、議員懇談会のときに説明を受けたところでありますが、例えば、下にあります選挙費のように、非常勤の臨時雇用、つまりは2ヵ月以内、2ヵ月に満たない臨時職員を雇う場合もこの7節というものを適用せず何らかの節に振替なるものかどうかというところの説明を、制度改正を含めて説明をお願いいたします。

続いて2点目が13ページになりますが、学童保育支援事業のいわゆる補助金の減額というところでありまして、特に気になりましたのが二つ目の項目の学童保育所利用料支援補助

金が50万円ほど減額になっていると。聞くと、学童保育を希望する方々が増えているというような状況の中でのこの減額の要因という部分について状況を確認したいと思います。

それから、先程も同僚議員から質問がありましたが、15ページの住宅管理費について住まいづくり支援事業、それから移住定住促進事業については好調に伸びているというような説明で好ましく感じたところではありますが、少し懸念材料としまして、別紙でいただいております3月補正予算補足資料、これの2ページ目に財源構成の内訳が載っているわけですが、本来この事業については国からの補助対象になっているという中で、今回の財源構成では国からの補助金が減額になって、代わりにふるさと基金の繰り入れというようなことで財源構成が出ておるわけですが、今後も来年度も伸びる見込みにあるという中で、こういった制度変更でのこの財源構成に至ったものかという部分を確認したいと思います。

今触れました、補正予算の補足資料も、いただいた資料を見ますと、特に私ども気になりますのが、特定財源の内訳ということになります。財政所管の総務課長から説明いただくことになろうかと思いますが、1ページ目、2ページ目についての特定財源の各項目の内訳、金額がどのように増減しているのかという部分についてはある程度はじき出すことができましたが、3ページ目の介護保険特別会計の特定財源、国県支出金3項目がそれぞれ並べてありますが、それぞれの項目の減額数値がどうにも答えを出すことができませんでした。その他の欄については、何とかはじき出すことができたんですが、この算出方法についてご指導いただきたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 2点私の方にございました。

最後の、特定財源の財源構成につきましては、担当の方から説明をお願いしたいと思います。1点目の11ページの賃金の関係でございまして、これにつきましては、平成31年度、令和元年度につきましては一般職非常勤職員という職名で呼んでおりますけれども、これが職務の、業務の繁忙に伴いまして人員を増加させた関係で、今回3月の支払いに不足が生じることから、今回補正予算を計上したものでございまして。

なお、来年度7節がなくなるということで、これは会計年度任用職員制度が始まることに伴いまして、7節が削られ、順次繰り上がるような形になってまいります。先程、想定される例として例えば選挙の2ヵ月の短期雇用、こういったものもございましたけれども、基本的には報酬または給与、さらにはものによっては謝礼という形での支払いになることとしております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ご質問がありました学童保育所利用料支援補助金の減額の理由であります。

この事業につきましては、学童保育所を利用する児童の家庭の負担軽減を図るために交付している内容でありまして、補助の対象者として要保護世帯、準要保護世帯及び多子同時入所世帯が対象となるものであり、今年度、こういった該当となる世帯の入所数が少なかったということから減額するものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 事業費の方で加算いたしまして、補助金の方の部分が減額というご質問でございます。

住まいづくり支援事業の中身につきましては、交付金事業につきましては、木造の耐震改修事業費補助金は1件もございませんでしたので、これが減額要因となっております。また、危険ブロック等につきましても、補助金該当物件ということで計上はしておったんですが、現時点でもなく、調査の結果配分にならないということになっていきます。

また、空き家の方の再生事業、解体関係についても今のところ申請がございませんので、この部分も減額要因となったところでございます。

また、住宅取得につきましては交付金なものですから、見込みの360万円ほどの交付金につきましては予定どおり歳入しているところでございます。こういった状況から住まいづくり関連の住宅取得の方の交付金については減という形になったところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） それでは、私の方から補正予算の補足資料の3ページ、介護予防・日常生活支援総合事業の国県支出金の内訳について、ご説明申し上げたいと思います。

こちらについては説明の欄にあるとおりこの目、介護予防・日常生活支援総合事業には、説明欄にございます介護予防ケアマネジメント事業でありますとか、介護予防・生活支援サービス事業等々この四つの事業が今回の補正の方で挙げている部分でございます。

そのうち国県支出金の金額につきまして、こちらの方に小さな字で書いてある部分につきまして、こちらが国庫補助金それから県の支出金等の内容というふうになるんですが、予算書の方の介護保険特別会計の3ページの方の歳入をご覧いただきたいと思います。この国県支出金のトータルといたしましては51万1,000円の減額分になります。

こちらに該当するのが3款国庫支出金の2目でございます地域支援事業国庫交付金の介護予防・日常生活支援総合事業26万2,000円の減。それから、同じ3款の4目総合事業調整交付金のうち、調整交付金として8万6,000円のマイナスの部分。それから、5款の県支出金、1目でございます地域支援事業県交付金介護予防・日常生活支援総合事業マイナスの16万3,000円ということで、この三つを足しますと、トータルとして51万1,000円の減額ということになっております。

標記の中身といたしまして、詳しく、それぞれの事業ごとに細分したものを出せば良かったのですが、今回事業に対しての減額分の大きな数字を出させていただいて、その内訳という形で標記をさせていただきました。次回からの補足資料といたしまして、もう少し詳細に分かるように、こちらの方で調整をしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 時間も限られていますので、最後のところだけ、質問が悪かったのか、まさに担当課長から説明ありましたとおり、3項目ごとの各事業の内訳がほしかったと

いうことでありまして、実は1ページ目の社会福祉総務費の国民健康保険事業費については  
国県支出金の内訳がきちんと明記されていたわけです。ところが3ページはなっていないと。  
総額51万1,000円については3項目を足してなるということについては私も承知しておっ  
たのですが、できれば各事業の内訳も分かるものであればほしかったなということ、今後  
の改善をお願いしまして質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしま  
したが、採決は区分して行います。

最初に、議第2号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第6号）」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第2号「令和元年度三川町一  
般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第3号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算  
（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第3号「令和元年度三川町国  
民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第4号「令和元年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第4号「令和元年度三川町後  
期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第5号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第  
3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第5号「令和元年度三川町介  
護保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第6号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第3号）」の件を採決します。



お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第6号「令和元年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第7号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第7号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。日程第12から日程第17までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、日程第12から日程第17までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第12、議第8号「令和2年度三川町一般会計予算」、日程第13、議第9号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第14、議第10号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15、議第11号「令和2年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第16、議第12号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17、議第13号「令和2年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま一括上程されました、令和2年度三川町一般会計予算、並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第8号「令和2年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,500万円といたすものであります。

債務負担行為につきましては、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定め、地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、5億1,310万円と定めたところであります。

一時借入金については、借り入れの最高額を5億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

令和2年度の一般会計予算総額は、前年度予算に対しまして、3億2,500万円、率にして5.7%の減となっております。

歳出予算の主な減額要因といたしましては、子育て交流施設整備事業、かわまちづくり整備事業、及び雨水排水対策事業などの減額によるものであります。

なお、増額要因といたしましては、ふるさと基金への積立金、新農業所得構造改革事業、

橋梁長寿命化対策事業、及び保育所等施設整備支援事業などの増額であります。

次に、議第9号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,160万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和2年度の国民健康保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして3,280万円、率にして5.0%の増となっております。

次に、議第10号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,860万円といたしまして、前年度当初予算に対しまして470万円、率にして5.6%の増となっております。

次に、議第11号「令和2年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,390万円とし、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

令和2年度の介護保険特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして280万円、率にして0.3%の増となっております。

次に、議第12号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,000万円といたし、地方債につきましても、限度額を4,850万円と設定したところであります。

令和2年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして1,080万円、率にして6.8%の増となっております。

次に、議第13号「令和2年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,400万円といたし、地方債につきましても、限度額を1億280万円と設定し、また、一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めたとところであります。

令和2年度の下水道事業特別会計予算総額は、前年度当初予算に対しまして3,890万円、率にして11.6%の増となっております。

以上、議第8号から議第13号まで、一括にご提案申し上げましたが、その詳細につきまして、予算説明書の各会計の予算概要に記載のとおりでございます。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議下さしまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で本件の提案理由の説明を終了します。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午後 2時24分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 2時45分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。先程設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、3月16日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会します。

（午後 2時46分）

## 令和2年第1回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日            3月12日(木)          午前9時30分開議

日程第 1          一般質問          5名

○ 散   会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。和田監査委員より、本日の午前の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告します。

これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて、質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員）

- |                      |   |
|----------------------|---|
| <p>1. 学童保育事業について</p> | <p>1. 「市町村は（中略）次に掲げる事業を行うものとする。」と法律に規定されている事業のうち「子育て支援センター」については町が民間事業者へ業務委託する一方で、「学童保育事業」については全て民間事業者にゆだねるとした異なる行政対応を進めていることについて、法令解釈も含めての所見を伺う。</p> <p>2. 昨年12月議会定例会の一般質問に対する答弁では、みかわ学童保育所運営協議会の総意として「解散と同時に民間事業者による運営に移行する」という判断を尊重し民営方式を選択したとのことだったが、ここに至るまでの行政としての対応経過を伺う。</p> <p>3. みかわ学童保育所運営協議会から公設民営方式を要望する旨の文書が町長宛に提出された翌月の臨時総会では民間企業への事業承継が議決されるという経過において、保護者から示されたスクールバス運行に関する不安や施設内における諸課題を考察したとき、町長宛文書に記載されている公設民営方式であれば官民連携による効果的対策や対応が可能になるのではと推考されることから、再度この運営方式に関する所見を伺う。</p> |
|----------------------|---|

令和2年第1回三川町議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

私からは学童保育事業についてお伺いいたします。

初めに、「市町村は（中略）次に掲げる事業を行うものとする。」と法律に規定されている事業のうち「子育て支援センター」については町が民間事業者へ業務委託する一方で、「学童保育事業」についてはすべて民間事業者にゆだねるとした異なる行政対応を進めていることについて、法令解釈も含めての所見を伺います。

次に、昨年12月議会定例会の一般質問に対する答弁では、みかわ学童保育所運営協議会の総意として「解散と同時に民間事業者による運営に移行する」という判断を尊重し民営方式を選択したとのことでありましたが、ここに至るまでの行政としての対応経過を伺います。

最後に、みかわ学童保育所運営協議会から公設民営方式を要望する旨の文書が町長宛に提出された翌月の臨時総会では民間企業への事業承継が議決されるという経過において、保護者から示されたスクールバス運行に関する不安や施設内における諸課題を考察したとき、町長宛文書に記載されている公設民営方式であれば官民連携による効果的対策や対応が可能になるのではと推考されることから、再度この運営方式に関する所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

学童保育事業に関しまして、3点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。まず、事業の実施者に関しまして、学童保育は、子ども・子育て支援法第59条の規定により市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに従って実施する地域子ども・子育て支援事業の一つとして、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業が規定されております。平成27年3月策定の「三川町子ども・子育て支援計画」には、放課後児童健全育成事業に関する内容が明記されており、この計画に沿って町として事業に取り組んでいるところであります。

一方、放課後児童健全育成事業は児童福祉法で規定されている事業でもあり、同法の規定により民間企業も事業実施者となることが認められているものであり、法令的な問題はないところであります。

また、運営方法に関しましては、先の12月議会におきましても答弁いたしましたように、学童保育については運営協議会の判断と、町の行財政改革推進プランの方針に沿った効率的かつ効果的な視点で総合的に判断して、公設公営方式、及び公設民営方式は取らないこととし、子育て支援センターについては行財政改革の観点により直営から民間委託による公設民営方式に変更する選択をしたところであります。

みかわ学童保育所運営協議会の判断の過程におきましては、町から、運営体制の強化策として民間企業による運営方法を紹介し、その後、協議会と保護者会で何度も検討を重ねた上で、昨年10月に協議会の最終判断として民間企業への移行が決定されたところであります。

この学童保育事業につきましては、このような経緯を踏まえて進めてきたところでありますので、現時点では運営方式の見直しは考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） それでは改めて再質問させていただきますが、今答弁にありましたとおり、法的な規定を認識しつつも問題ないという理解のようでしたが、実際に子ども子育て支援法59条には先程質問の中でも触れましたように、地域子ども子育て支援事業、いわゆる学童保育とそれから子育て支援センターの事業については、市町村が行うものとする。つまり、この行うものという解釈について、非常に取り扱いが異なってくるというものであります。

この行うものとするという用語解説をいろいろと調べましたところ、自治体の場合は義務化されている規定であると。国の方では地方自治体に遠慮した形での婉曲した表現で行うものとするという表現になってはいますが、基本的には行政に義務化されたものであるということで、この解釈については知り合いを通じてとある裁判官からも確認した内容でありまして、すべて行政で行わなければならないというものであります。そういった中で一方が公設民営ということで業務委託する、片方は同じ施設の中で民設民営ということで、行政が直接関わっていない、つまり実施主体としての法的な役割を果たさないということについては違法性がないものかどうか、再度、確認いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ご質問の法に基づく市町村の実施義務というような内容であります。町長答弁の方にもありましたように、町としては法に基づいた規定の中で事業を実施しているものであり、実際県内及び全国を見渡しても民間事業者が学童保育事業を実施している事例が多くあり、そういったことから法の定義を犯すものではないというふうに認識しているところであります。

また、一方、子育て支援センターにつきましても、現在は同じ法律のもとに事業を実施しているわけですが、こちらについても先程の学童保育事業につきましても、運営主体、運営形態、こういったものまでは法律上では具体的に明記されているものでなく、どちらについても直営、民営、いろいろな方式を選択しながら、各市町村が事業を実施するというように認識しております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 確かに民設民営方式の学童保育所があるということは十分認識していますが、これは過去からの経緯に基づいて、もともとが民設民営で始まった学童保育事業であるということでその流れをそのまま踏襲しているということに過ぎない話であります。ちなみに、県の担当課から確認しましたが平成24年度の県内の学童保育所、257カ所あったんですが、そのうちの公設民営は138カ所、53.7%にとどまっておりました。ちなみに、公設公営は30カ所、民設民営は89カ所、そして平成27年の子ども子育て支援法が施行になってからの県内の動向につきましては、平成30年度の学童保育所が328カ所に増えましたけれども、増えたのは公設民営方式だけでありまして、224カ所、率にして78.3%、公設公営については30カ所から18カ所に減少しております。さらに民設民営も89カ所



から86カ所に減少している。これはどういうことかと言いますと、県の担当課からも確認したのですが、子ども子育て支援法の規定による市町村が行うものとするという規定を尊重したがゆえに公設民営になっているということで推察しているということでありました。

同様の話が、これは後で紹介しようと思ったんですが、鶴岡市もこの法律が施行されてから敢えて公設公営を公設民営に切り替えた。そしてさらには22カ所の全学童保育所と委託契約を結んでいる。ただし、これまでの歴史的な背景を尊重して表向きには民設民営方式で運営していますということを県当局には報告しているということでした。

これは、先程紹介しました子ども子育て支援法の施行に関する厚生労働省子ども家庭局長から通達が行っていると思いますが、放課後児童健全育成事業の実施についてという法に基づいた通達であります。この中にある放課後児童健全育成事業の2番の実施主体に明記されておりまして、「学童保育事業についての実施主体は市町村とする」、「市町村が適当と認めたものについては委託等を行うことができる」、なお書きで先程紹介報告ありましたとおり、民設民営を行う事業者については市町村に届け出をすることによって開設できるというふうになっております。

当然、旧来から民設民営方式という学童保育所がありますから、それを全否定することにはいかない。ただし、基本的には子どもの権利を守るという意味で運営主体を安定的な形にするために、市町村に任せると、市町村でやってくれという法律改正になっているわけです。

この平成27年の法律制定についての動向についてはどのように認識していますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 平成27年の法律改正については、今議員がおっしゃった趣旨だとは思いますが、ただその中でその運営方式の部分については若干町との認識の違いがあるのかなというふうに感じます。確かにその学童保育所の設立の経過としましては、昭和30年代くらいから保護者なりが行う民営ということで始まってきて、その後法律改正が何度かあり、現在に至るというような経緯があります。

そうした中で、市町村がその学童保育に係る事業を行うという部分については、私も、町としても認識は一緒ではあるんですけども、ただその運営のやり方についてはまだ今現在法律のもとではいろいろな選択肢をとることができる。

先程、県内の状況ですとか、田川地区、庄内地区の特に鶴岡市の学童保育所運営に係る形態の具体的な数字を議員がおっしゃっていましたが、確かに県内では現在公設民営という形態が非常に多くはなっております。ただ、こと庄内を見れば先程おっしゃったように、庄内地区では民設民営というやり方が鶴岡市を中心に45.3%行われております。鶴岡市のやり方について、先程委託という表現をしておりますが、私どもから見れば鶴岡市もあくまでも現在の三川町の地域保護者主体の運営協議会方式と同じやり方をしているものというふうに認識しており、形式上、三川町では補助金としてその運営主体に支出しているものが、鶴岡市は委託料というような形を便宜的にとっているものというふうな認識をしているところであります。

こういったことから、何度も申し上げますが、民営、特に民間事業者が行う学童保育が法

の規定を犯しているものとは認識していないところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今前段で触れていただきましたとおり、放課後児童クラブについては歴史的には昭和30年代初頭から、母親の就労の拡大によって民間を中心に展開されてきた事業であるという、この流れについては先程來說明しております子ども子育て支援法の施行に関する放課後児童クラブ運営指針というものが厚労省から平成24年に出され、その解説書として平成27年にも出されていると。その中に細かく載っているところであります。そういったことで学童保育所の運営協議会との連携ということについてはこれまでも図られてきたと思いますが、その学童保育所運営協議会との関係性といいたししょうか、これまでの行政対応というようなことで、次の質問に移らせていただきます。

この放課後児童クラブ運営指針解説書にも明記されているところでありますが、適切な保護者等に対して市町村は事業の実施主体として、運営主体の変更が子どもに与える影響を最小限に抑えられるよう十分説明を図る、保護者に対する説明を行う必要がありますというような注意書きが謳われております。

そういったことに基づいて、これまでの学童保育所の運営の中で特に気になりましたのが、平成30年5月1日付でみかわ学童保育所の公営化に関する陳情書が提出されているはずで、その部分には保護者中心の運営協議会の組織運営の限界、その悪影響による指導者への過重負担の発生によって諸問題解決と安定的な運営を図るための運営主体を町にしてほしい。さらには学童保育所を公営化することによって、新たな施設、今建設中のテオトルの中に設置なる子育て支援センターと協働のもとに子どもたちが楽しく安全に過ごせる環境整備にもなるということまで言及した陳情書が提出なっておったはずで、これに対して陳情書受理後の9ヵ月が経過した翌年、つまりは昨年平成31年2月6日付の回答書に、相談に応じ補助金を交付している。自助・公助・共助による協働のまちづくり推進の観点から従来どおりの対応にとどまるという内容の他に合わせて2020年度の新施設の開所に合わせて検討してまいりますという回答、町としての前向きな対応に期待を抱かせる内容のものになっているようですが、この経過等については間違いはないか一度確認したいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまのご質問について、ご質問のとおり平成30年5月に陳情書が提出され、その後町としては若干期間はあいたわけですが、平成31年の2月に文書での回答というふうに行っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） そしてこの続きがありまして、昨年のことですが、みかわ学童保育所運営協議会では先程も答弁の中にもありまして、町から紹介された庄内アソビプロジェクトという民間企業体になるわけですが、この企業体への運営移管について臨時保護者会を開いて賛同を得た上、その運営体制について方向性を検討するための運営協議会の運営委員会という会議を経た上で、令和元年9月18日にこの運営員会を開催した後の、同月9月30日付でみかわ学童保育所の運営についてと題した、町が学童保育事業の実施主体であり、

町が委託契約を締結して行うことを要望するという保護者会と運営協議会の決定報告という内容での要望書が提出されていますが、この要望書を受理した後はどのような対応をなされていたのか教えていただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） まず経過としましては、この現在のみかわ学童保育所運営協議会、この協議会組織が保護者、地域の方々からの協力を得ながら運営している組織ではあるものの、なかなか組織の体制として弱体化してきており、保護者の負担等も多くなっていると、そういったことから、何とか組織の強化、または公立での運営ができないかというような要望が、保護者及び運営協議会側から要請、要望されていたものであります。

そういったことから、先程申し上げたように、町からの回答文が出ているわけですが、その中で子育て交流施設の建設に合わせて検討をするという回答をしたわけですが、その検討の中にはやはりいろいろな、町としては検討を考慮しておりました。要望のとおり公営公設で行うやり方もそうでしょうけれども、民営というやり方を選ぶことも選択肢の一つとしてあり、そういった経緯から最終的には民営方式、民間事業者による民営方式というふうに、町としては運営方法を決めて、現在に至っているわけですが、その経緯としてただいま議員から質問があったように先程は9月18日の運営委員会の話も出ましたが、そのさらに遡ること町が平成31年2月に陳情に対する回答を出した後、運営協議会側に運営体制強化の一つとして、民間事業者が民間企業、いわゆる民間企業がこの学童保育をすることができるという情報を町が得たものですから、運営協議会側にこういった方式で行うのも一つの方法ではないですかということで運営協議会側に紹介をしたところであります。

その紹介をしながら町としても子育て支援センターの建設と運営体制を決めるタイムリミットがあったことから、夏過ぎ、9月くらいまでどのような、紹介した民間事業者での運営ができるかどうか検討していただきたいという話をしていたところであります。それに基づいて学童運営協議会側が運営委員会、それから保護者会と、この協議会の中には立場の違う会議があるわけですが、そちらの方で内容を揉んできたというところであります。その会議の中においては町としても助言者というような、民間企業を紹介した立場でもありますので、助言者ということで会議に担当者なりを出席させていただいておりました。

その状況の中で、保護者会及び運営委員会でも説明をしながら、9月4日保護者会が開催され、その中では民間事業者、民間企業への事業継承、民間事業者が学童保育を運営することについて、多数の賛成を得ているというところでありました。その中では民間企業が運営するという話で会議の内容を進めてきたところであり、それに対する回答として先程言われました9月30日付の町に対してのみかわ学童保育所の運営についてという文書提出が運営協議会側からされたところであります。

その文書の中には、質問の中にあつたように、文書の末尾の方に町が委託契約を締結して行うことを要望するという一文が入っております。この一文については会議の中でこういった議論がされなかったところであり、町としてもこの文書を受け取ったときに、これまでの会議経過と違う内容であるという認識をして、この9月30日付の文書については、この

文書のままでは受け取れませんというようなことで取り下げをお願いしたところであり、その後、10月に入ってからまたさらに運営協議会側で保護者会ですとか、臨時総会などが開催されたという経過であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今の説明にありましたとおり、保護者会としても運営協議会としても民間企業体に運営を任せるということについては誰も否定していないんです。法的な規定では実施主体と運営主体というのは全く別の規定になっているんです。この辺の認識が少しずれているのではないかなと思うんですが、つまり実施主体は市町村であるという、先程来法律の解説をしていますとおり、市町村が実施主体、それを民間企業に任せるということで運営主体については民間企業に任せるという関係性にあるということからすると、この学童保育所から9月30日に出された要望書というのは、まさに法律の解釈に基づいた適正な要望書ではなかったかなというふうに認識されることです。

この経過の中で、わずか20日ほど後の10月23日、今答弁の中でも説明がありましたとおり、学童保育所保護者会及び臨時総会が開かれ、この間にどういうふうないきさつがあったのか説明を求めたいところですが、時間の関係もありますので、手短かにお願いしたいのですけれども、私もこの関係する資料を頂戴しました。それを見ますと、総会の表題はみかわ学童保育所保護者会及び臨時総会ということになっていますが、次の裏面の肝心の議案書がみかわ学童保育所臨時総会という表現で、議案書第1号から第3号まで、この中に庄内アソビプロジェクトに事業承継をするという議案がなっていますけれども、こういった大事な総会の際に、しかも議案書に間違った標記をするというような初歩的かつ重大なミスを犯している総会資料でありますけれども、これをそのまま教育課所管課の方では正式なものということで受け取ったのでしょうか。非常に私個人的にはこういったいきさつについて違和感があるというふうに感じますけれども、この9月30日から23日の総会までの間に所管課としてはどういうふうな助言指導をされたのか、一度伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 先程申し上げたとおり、それまでの保護者会及び運営協議会での協議の内容と違う、違うと言いますか、付け加えられた形での9月30日の文章が提出されたというようなことで、この辺について町としても当然会議の中の内容と異なった文章が付け加えられたことから、非常に困惑したところであり、先程のように取り下げをお願いしたというようなところでもあります。ただその中で令和2年度からの運営についてどのようにするのか、やはり町としても早めに決定して、運営協議会としての判断を早めにいただきたいというようなことから、運営協議会側に最終的には臨時総会なり、そういった場を正式に設けてその場で意思確認をしていただくことが一番いいのではないかなというような助言を行ったところであり、会議の進め方としてどのような書類が必要なのかというような相談も受けましたので、そちらについてもある程度の助言をしたところでもあります。

そういった経過で10月23日の保護者会及び臨時総会が開催され、その中で運営協議会として令和2年3月の末日をもって運営協議会を解散し、4月1日から民間事業者となりま

す庄内アソビプロジェクトの学童保育の運営に事業を引き継ぐというような決定がなされたということで報告を受けたところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） そもそも論を繰り返すことになるようで恐縮なんです、つまり先程来言っているように、子ども子育て支援法の実施主体と運営主体ということの解釈について双方で保護者会運営協議会それから町当局ときちんとした法解釈についての合議がなされていたのかどうか非常に疑問を感ずるわけです。

先程紹介しましたとおり9月30日の要望書にはまさに法解釈に基づいたきちんとした形での実施主体、運営主体という捉え方で要望書が出されたにも関わらず、先程来説明は運営主体という考え方しか当局では持っていなかったのではないかというふうに感ずるところでして、こういった一連の経過の中で、12月議会で私一般質問させていただいた、学童保育所運営についての答弁の中で、運営協議会の総意としてその判断を尊重するという答弁をいただきましたのですが、非常にいろいろな面で法解釈の部分でも非常に疑義がある。

そういった中で、この10月23日に開かれた臨時総会の議決内容をそのまま尊重するという形で民設民営という進め方で問題ないのかどうか。その所見を町長からお伺いできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） この学童保育の運営については、実施主体というその認識においては、各自治体がそれぞれ責任のある実施者であるわけであります。しかしながら、その運営方式においては、公設公営あるいは公設民営、民設民営というそれぞれの実施主体が選択できるというのが本来の学童保育の運営方法になっているというような状況であります。

先程も、担当課長からの説明がありましたが、各市町村がなぜ公設公営で運営しなければならないかという一つの理由には、民設でやってくれる実施事業体がないというのも一つの大きな要因であります。本来であれば、それぞれの自治体が行財政改革という部分においてはやはりしっかりとした、町があらゆる事業分野においてはアウトソーシングを行うということも、これは一つの行財政改革の手法なわけです。

この学童保育についても本町においては学童保育所運営協議会、私も当初立ち上げたときから、その内容についていろいろとこの学童保育所運営協議会が運営するのにどういう人材が必要かというようなことで、当時の町内会長、あるいは議会、そういった方々がその運営に携わっていただいた経緯がございます。その中で、やはり保護者と指導者、そういった方々のそれぞれの認識が、非常に乖離が大きかったというようなことから、学童保育所運営協議会の役員の方々は大変な苦勞をされたという経緯がございます。そういった中で、これからの学童保育の運営についてはやはり学童保育所運営協議会のこの運営方式においては民間の力をそこに導入することによって、やはり保護者の方々がしっかりと学童というものについても認識をしていただいて、協力をしていただかなければならないというようなこともございます。そういった部分からすると、まさに今鈴木議員が言われている自助、共助という部分を、やはりこれからの学童保育の運営についてもしっかりとした体制で行うということも、

これは必要なことではないかなとこのように思うところであります。

そして、繰り返すようでありますけれども、今回の学童保育の運営につきましては、保護者会、あるいは学童保育の運営のそれぞれの立場におかれる方々の総意で、それをこれからの運営方式、そのような方法でいいですよという結論が出たということをやはりご理解をいただかないと、法の解釈の部分に関してはやはり実施者と運営者、さらには保護者会といういろいろなそれぞれの立場があるわけありますが、それは行政がしっかりとそこの部分においては責任を持って今後の運営というものを考えていく必要があるのではないかとこのように認識いたしているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 非常に最後の言葉を重く受け取らせていただきました。行政が民間企業ときちんと連携を図りながら保護者の方々に迷惑がかからないよう、逆に保護者の方からいろいろと意見要望等が数々出てくると思いますが、そういったことについての運営主体との町としての役割を十分調整機能を果たしていただければなというところでございます。

加えて、私も民営化を否定しているものではありませんので、アウトソーシングは積極的に行うべき立場ということには変わりありません。その中でいわゆる責任主体である実施主体と運営主体というその関係性について、もう一度法律を整理した形で、よりよい形に進めていただければなというふうに思います。

今度懸念されますのが、これを実際に運営した場合の事故の発生というようなところでございます。今現在、確かスクールバス、東郷小学校それから横山小学校からの学童保育所に通う子どもたちについてはスクールバスで送り届けているという認識をしておりますけれども、これについては間違いのないものかどうか最初に確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまのご質問につきましては、ご質問のとおり、各小学校から学童保育所に通所している児童について、押切小学校を除く二つの小学校の児童については町のスクールバスで学童保育所まで各学校から送っているというような状況であります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） そこで、いわゆる通学路という指定があるわけですが、基本的にはスクールバスというのは学校から自宅、自宅の存在する町内会までの指定された通学路を運行するのがスクールバスの本来の運行経路を指定しているはずですが、これはオーバーランした形で学童保育所まで運行できる、その根拠法令等を確認したいと思います。

併せて、これまでは三川町は学童保育所運営協議会という公的団体だったので、ある程度大目に見るといような取り扱いは法の規定でも一般的ですけれども、今度は民設民営という形になる、企業体になるわけですが、この企業体に対してのスクールバスの運行については保護者会の中からも不安な声が出されておりますけれども、どのような対応になるのか、運行計画になるのか、またそれを裏付ける法的な根拠をお示しいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 子どもたちの学童保育所まで送る対応につきましてはスクールバスという対応で送っている状態ではなく、本来スクールバスで自宅に帰る子どもたちの送迎、送りが終わった後に学童保育所まで送る対応をとっているところでもあります。そういった中ではスクールバスというより町の所有しているバスで、通所している子どもたちの保護者の支援という形でバスを運行しているものであり、そちらについては町が一般町民に対してバスの運行支援を行っているものと同様の対応をとっているところでもあります。

また、運営形態が変わった後、民間企業に対しての支援がというようなご質問の趣旨のようですけれども、こちらについても町としては学童保育所に通っている児童の保護者支援という形でバス運行を継続するというような対応を考えているところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） なるほどスクールバス運行を終わった後の単なる町の町有バスとして、送り届けているということからすると、横山小学校、東郷小学校から学童保育所に通っている今の子どもたちの運行形態も学校に待たせておいて、それから一度スクールバスが横山小学校、東郷小学校に戻って、改めて学童保育所に送り届けていると、そういう運行経路になっていますか、確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 今少し具体的なルートの部分は手元に資料はないんですが、基本的な考え方としてはスクールバスとして各スクールバスに乗車できる町内会の児童の乗車場所、降車場所まで送り、その後学童保育の子どもたちを学童保育所まで乗車させ、送っているという状況にあると認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 先程来答弁いただいていませんが、4月以降の民設民営になった場合の方法についても今と同じような方法で考えていますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 毎年小学校に通う児童の状況が変わるわけであり、スクールバスに乗る、乗らないの状況が毎年度変わっております。そういった状況を見ながら対応することにはなるとは思います。基本的にはこれまでと同様に学童保育所の児童を送ることについてはスクールバスの送迎が終わった後というふうに対応していきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） その際の4月1日以降のいわゆるスクールバス、町有バスの運転手は誰になるのでしょうか。

併せて、運行途中で事故が発生した場合の対応はどのようになりますか。説明をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 町のバスを使っているわけでありますので、その運転手については町が雇っている運転手が運行を行うということになります。

そのバス運行の際の事故ということでありまして、町が町のバスを使って運行しているわけですので、事故が起こった際にも町の責任ということになります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今の答弁で極めて危険性があるなというふうに感じたところです。本来は、なんだか試すような質問になって恐縮なんですけど、本来、スクールバスの運行ではない、そのスクールバス運行後の空き時間で学童保育所に送り届けているというところまでは間違いのない話ですが、これについては、今度は民間企業が運営する学童保育所ですので、民間企業に貸付という方法をとらないと運行できないんです。つまりは、貸付する以上、運転手は町の職員であってはならないんです。学童保育所を運営する事業者の職員でないと、事故が起きたときのトラブルが非常に大きな問題になりますので、十分慎重に検討いただきたいと思います。

これと同じように、今度はテオトルの中で子どもたちが放課後開放されたということで、学童保育所の貸付スペースというのは限りがあるわけですが、それを越えていわゆる子育て支援センターとかあるいは公民館ホールの方に子どもたちが遊びに行った場合、この監視、管理に関しては誰が見ることになるのか、確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） テオトルの中での学童保育所の運営、開所時間、その時間内で起きた事故であれば、学童保育エリアから外れたところで仮に事故があったとしても、学童保育の運営主体側の責任となると認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私が聞きたいのは、事故が起きた場合の損害賠償ではなくて、事故が起こらないように、学童保育エリアを越えた子どもたちを監視する役目が誰になるのかというところなんですけど、どのような体制を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 先程申し上げたとおりなんですけど、通所の時間帯、受け入れている時間帯については、運営主体、先程から話になっております民間企業である庄内アソビプロジェクトが学童保育の一環として保育室以外に出ることを認めるというようなことになりますので、責任管理等については学童保育の運営主体が負うものというふうに認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 先程來說明ありましたとおり、現状の学童保育所でも人員不足でなかなか手が回らないほど多忙だということの中で、エリアを越えて子どもたちが勝手に遊びに行くわけですが、それもすべて庄内アソビプロジェクトに監視を任せるということになれば、かなりの人数が増加するわけですが、そういった部分についての話し合いはどのようになっていますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 現在、みかわ学童保育所運営協議会という形で運営している



中にあっても、現在学童保育所が児童交流センターの中にあるわけであり、その中にも広場というものがあり、児童がそこで遊ぶケースがあります。さらには、過去には夏休み期間中のプールを使用したいということで、近くにあった押切小学校のプールを利用したこともありますけれども、そういった中にあっても、やはり子どもたちの安全を管理する部分につきましては、学童保育の運営主体が責任を持つということになると思います。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 責任問題については今説明あるとおりで十分認識はしているんですけども、これまでの旧押切保育園の規模とテオトルの施設規模では全く異なるわけでして、先程来紹介していますとおり、子育て支援センターに入っていく、子どもの遊び場で遊ぶ、それを越えて公民館ホールの方に行く子どももあるでしょうということからすれば、それぞれの施設管理者、公民館ホールであれば教育課の職員が担当することになるかと思いますが、そういったことの連携ということについては全く話し合いはなされていないのでしょうか。確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） まずテオトルの施設内には三つのエリアがあります。今話をしております、学童保育エリア、それから子育て支援センターエリア、それから多目的ホールエリア、これらの三つのエリアが複合された施設であります、特にホールにつきましては、一般町民、町外の方にも貸し出しをしているということでもありますので、ホールに勝手に行き行って遊ぶということは原則できないような状況になるかと思われま。

また、この施設の中には運動スペースという部分をとっておりますが、こちらについては学童保育所の児童も遊ぶということを想定しておりますので、それらで遊ぶ場合については学童保育の運営主体が当然責任を持って管理をしてもらうということになります。ですから、新しい施設ができた後については、運営主体として児童について決められた場所から勝手に他の場所に行き行って遊ぶことがないような指導は当然していただかなければならないものと、当然認識しており、運営主体となります庄内アソビプロジェクトと今後そのような部分、詳細な部分を詰めていくことになるかと思われま。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 少し具体的な質問に変えたいと思いますが、子育て支援エリア、いわゆる子育て支援センターを業務委託するということになっているわけですが、この業務委託先と学童保育所の連携ということは考えられないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 子育て支援センター、業務委託をするということで、そちらにつきましても先日、受託業者が決まったところであり、こちら庄内アソビプロジェクトが受託をしたという状況であります。運営主体が同じになりますので、当然そういった連携といった部分とはとれる部分とはとっていくことになるとは思いますが、やはりエリアごとの運用の目的が違う部分がありますので、分けて考えなければならぬ部分もありますし、連携できる部分もあるかと思われまのでそういった部分は今後の町と事業者、それから運営主

体との協議を行っていききたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 今初めて耳にしたところでありまして、子育て支援センターが学童保育所と同じ企業体、庄内アソビプロジェクトに委託なるということからすると、なおさら、なぜ学童保育所は庄内アソビプロジェクトに行政の方から業務委託という形がとれなかったのかということが非常に残念極まりないところであります。

時間も限られておりますので、要点だけ最後に町長から答弁いただきたいと思うんですが、今縷々質問をさせていただきましたとおり、同じ施設の中で同じような事業を行うにあたって、片方は行政の方から業務委託をする、片方は民設民営方式になる。ところが実際に行う事業所は同じ庄内アソビプロジェクトであるということからすると、先程スクールバスの引用をさせていただきましたが、これは公設民営ですと、スクールバスの運行についても教育課の責任において町のバスとしての運行が可能になるわけです。そういった一元管理を行うためにはすべてを業務委託するというのが、一番町として、また保護者としてもベター、ベストなわけですが、その業務委託にとどまらず、ここまで施設の半分が同じ事業者から運営されるということであれば、まさに指定管理者制度をフルに活用するということによれば、施設管理と合わせて事業運営についても一元管理が進むわけですが、そういった考え方についてはいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町が本来であれば完了すべき施設等の民間委託というような部分に関しましてはやはり指定管理という視点においてはその企業、事業所が利益団体であるかどうかということが一つの大きな判断材料になるかと、このように思うところであります。

そのようなことから、今回の子育て交流施設であるテオトルの運営につきましては、やはり三つの部門の複合体、複合施設であるというようなことから、それぞれの部門がどのような体制で住民サービスを行うかということで、行う場合においてやはり何が、運営方式が一番いいかということ考えた結果が、今回このような今後のテオトルの運営になるというようなことをご理解をお願いしたいと、このように思うところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） いずれにしてもこれまでよりも格段に充実が図られるみかわ学童保育所の運営を切に願うところでありまして、子どもたちの事故がないように十分行政で調整を図っていただきながら円滑な運営を求めまして、私の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時31分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。

（午前10時50分）

次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員）

1. 交通量の増大と渋滞への対策について	1. 両田川橋における歩行者の安全対策と、渋滞緩和の取り組みについて伺う。
2. 消防団活動の強化について	1. 消防団の定員充足率と平均年齢、団員確保の取り組みについて伺う。  2. 平成29年以降に普通自動車免許を取得した団員に対してポンプ自動車の運転に必要な準中型免許の取得費用を補助するべきと考えるが所見を伺う。  3. 女性消防団の設立目的と現状、課題について伺う。  4. 被雇用者が増加し、平日日中の災害に対応できるのかが懸念されるが対策を伺う。
3. スポーツ振興と体育施設整備について	1. スポーツ少年団の活動状況と町の支援について伺う。  2. 中学校における部活動の状況について伺う。  3. 東京オリンピック・パラリンピックへの町の関わり方について伺う。  4. 熱中症等への対策として各体育施設への空調設備設置について考えを伺う。

令和2年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、交通量の増大と渋滞への対策について。

両田川橋における歩行者の安全対策と、渋滞緩和の取り組みについて伺います。

次に、消防団活動の強化について。

消防団の定員充足率と平均年齢、団員確保の取り組みについて伺います。

次に、平成29年以降に普通自動車免許を取得した団員に対してポンプ自動車の運転に必要な準中型免許の取得費用を補助するべきと考えますが所見を伺います。

女性消防団の設立目的と現状、課題について伺います。

被雇用者が増加し、平日日中の災害に対応できるのかが懸念されますが対策を伺います。

3点目に、スポーツ振興と体育施設整備について。

スポーツ少年団の活動状況と町の支援について伺います。

中学校における部活動の状況について伺います。

東京オリンピック・パラリンピックへの町の関わり方について伺います。

最後に、熱中症等への対策として各体育施設への空調設備設置について考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3のスポーツ振興と体育施設整備に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の両田川橋における安全対策、渋滞対策に関するご質問であります。両田川橋は、昭和37年に木橋からコンクリート造りの永久橋に改良され、東西田川を結ぶ橋として、地域経済の活性化と広域的な交流に大きな役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、整備されて50年以上経過し、老朽化が進行していることに加え、幅員が狭く歩道等も設置されていないことから、渋滞が発生し、主要地方道庄内空港立川線における課題となっていたところであります。そのようなことから安全確保対策の一つとして、本町と県公安委員会との協議により、大型貨物車等の通行規制を平成22年10月から実施したところであります。

このような状況も踏まえ、本路線の地域における役割の重要性、歩行者等の安全確保を訴えながら、整備促進期成同盟会を中心とした各種要望活動等を積極的に行い、両田川橋の架け替えの早期実現にも、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の消防団活動の強化について、1点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

令和元年度における三川町消防団の団員数は286名で、定員充足率は95.3%、平均年齢は35.5歳となっております。

全国の消防団員の統計では、平成30年の平均年齢が41.2歳で、平成5年の35.6歳との比較では大きく上昇している状況にあり、団員の高齢化・後継者不足は全国的な課題となっております。

このような中、本町の団員におきましても、年々被雇用者が増加しており、職業や就労時間帯が多様化する社会の中ではありますが、各班の班長が中心となり団員の確保に取り組んでいるところであります。

また、平日の日中は団員が不在となる地域もあることから、消防団OBの知識と経験の活用を念頭に、消防団活動協力員の委嘱を制度化しているものであり、今後とも、多くの皆様に趣旨をご理解いただき、その確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、準中型免許の取得費用の補助に関するご質問であります。平成29年3月から車両総重量3.5t以上7.5t未満が準中型自動車となり、本町消防車両では、各地区に1台配置している消防ポンプ自動車がこれに該当するため、同年3月以降に新たに普通自動車免許を取得した団員は、当該車両を運転することができなくなったところであります。

現時点では、消防ポンプ自動車が配置されている班において、災害出動時の運転に支障を

来していないところではありますが、他の自治体では公費助成制度を設けているところもあることから、そうした先行事例も踏まえ、必要に応じて適切に対応してまいります。

3点目の、女性消防団員に関するご質問であります。消防三川分署で行う啓発活動の支援や、消防団行事への参加・協力をいただくために、平成15年度から女性消防団員を任命しているものであり、今年度新たに1名が入団し、現在は3名となっているところであります。

他の自治体においては、女性消防団員による操法大会への出場や、独自の防火啓発活動を実施している事例もありますが、本町においては、そのような取り組みに至っていないところであり、今後とも団員の募集と、活動の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木考純教育長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3のスポーツ振興と体育施設整備に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

まず、スポーツ少年団の活動状況につきましては、今年度は12種目の団体に199名の児童が登録しており、町内全児童の約5割が活動している状況にあります。この活動に対する町からの支援といたしましては、スポーツ少年団本部に活動費、及び指導者謝金として補助金を交付し、さらに、地域からいただいている協力金についても同様に活用されている状況にあります。

また、中学校の部活動につきましては、10種目の部に151人、七つのクラブに37人が加入しており、9割を超える生徒が活動に参加しているところであります。

次に、3点目の東京オリンピック・パラリンピックへの町の関わりについてのご質問であります。6月7日、8日に山形県内で実施されますオリンピック聖火リレーに対して、近隣市町と連携しながら人的協力を行うとともに、聖火リレーに係る県内経費の一部を負担しながら開催を支援してまいることとしております。

また、パラリンピックに関しましては、聖火リレーが全国各地で採火された炎を1つに集火し、開催都市をリレーする方式で行われることから、山形県では8月に県内全市町村で採火式が行われる予定であります。三川町におきましても8月15日に採火式を実施しながら、パラリンピックの開催を応援してまいりたいと考えております。

4点目の、体育施設への空調設備の設置に関するご質問であります。町内には町民体育館、アスレなの花、各学校体育館の六つの屋内体育施設がありますが、これらは大空間を有する施設であることから、冷房するためには大規模な設備が必要となり、費用対効果の観点から、現時点で、空調設備の設置は考えていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 再質問に先立ち、一言添えさせていただきたいと思っております。昨日、3月11日は東日本大震災から9年を迎える日でありました。報道等、復興状況や被災者の

声を伺いますと、やはり日頃からの備え、また危機管理の計画等改めてその重要性を感じたものであります。現在、想定外の新型コロナウイルスの影響が世界中に拡大しておりまして、終息の気配も見えない状況の中にあります。本町におきましても様々な計画の中止や自粛が行われる中、特に卒業を2週間後に控えた小学6年生、また、受験を控えた中学3年生にとっては、突然の休校という対策によりまして、学校生活の貴重な時間を犠牲にしながら、感染の拡大防止に努めているということでもあります。一刻も早く終息しまして、通常の生活に戻るよう願うとともに、準備されております東京オリンピック・パラリンピックが無事に開催され、スポーツを通じて多くの人々に感動と希望を与えられるようになることを望むところでもあります。

この度の質問は、先日示されました令和2年度の施政方針についての質問となります。具体的な質問もありますが、ご理解の上答弁いただきたいと思っております。

初めに、両田川橋について、安全対策と渋滞緩和の取り組みについてお伺いいたします。先程の答弁にもありましたとおり、昭和37年に建設以来、近年になりましてからは庄内空港の開港、また高速道路、三川バイパスの開通、大型商業施設、さらにはみかわ産業団地と開発が進みまして、橋を渡る交通量が格段に増加しています。急な交通の渋滞に困惑している地元の住民、また昨年12月であります、この議場で行われました小学生との懇談会の中で、押切小学校の児童から、両田川橋を渡る歩行者または自転車の方が危険なので大きな橋に架け替えてほしい、また蛾眉橋のような歩行者、自転車用の小さな橋を脇に作ってほしいというような意見があったことからの質問となります。現在の状況についてでありますけれども、渋滞状況または交通量の状況についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま両田川橋の交通の状況というお話でございました。建設環境課で把握している部分といたしましては、全国的に行われております交通量調査、これが5ヵ年ごとに行われております。近年では平成27年、その前につきましては平成22年、その前平成17年とございます。このときにおきまして、当該路線における猪子地内の交通量調査が一応発表になっているところでございます。

これを見ますと、平成17年調査におきましては小型車、これは平日の12時間交通量になるところですが、ご紹介いたしますと、歩行者については13名、自転車は28台、原動機付二輪車これが28台、また小型車これについては3,549台、大型車両については205台、自動車累計といたしましては3,754台、これが平成17年、当時、ジャスコ等がオープンし、また、アクロスプラザ等がオープンしたころという状況でございます。

その後平成27年、10年経った現在の状況でございますが、歩行者については15人、わずかながらに微増している、また自転車については11台と若干少なくなっております。また、原動機付二輪車については13台、これについても少なくなっている。ただし、小型車につきましては4,204台と増えた状況が見てとれるところです。また、先程の答弁にもございましたが、平成22年における大型車、8t以上の規制がかかったことにより、大型車、

バス、貨物車ですがこれが134台と減った状況が見てとれるところです。ただ、おっしゃるように交通量につきましては増大、また車両等の増大がございますので、やはり注視していかなければならない状況となっているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 体感と言うか、気づいたように交通量の変化があるようでございます。施政方針に示されました内容によりますと、みかわ産業団地の拡張に伴う実施計画の策定に取り組むというような計画があります。産業団地の拡張に伴う交通量の影響といったものはどのように考えているのか、お聞きしたいところでありますが、現在両田川橋を通る車も、時間によってかなりの変動があるように見受けられます。産業団地、また商業施設への通行時間帯、また庄内空港の離発着に合わせた時間帯、また地元の住民が通勤通学に通うときの時間帯によって大きく交通量が増えるようでありまして、一定に四千何台という通行する車が平均して走っているわけではありません。

また、週末になりますと、橋の東側の交差点を中心に1 kmほどの渋滞ができておまして、そこを通り抜けるには約30分かかるといふこともあります。その車列の中に挟まれました歩行者また自転車の方たちは、その車と同時に並行して進んでいくことになるわけですが、橋の前後の坂道、また橋の途中といったものにつきましては、いつ事故がおきてもおかしくないような状況にあらうかと思ひます。

みかわ産業団地の拡張は立地条件、三川町が庄内に対する立地条件、また交通の要所として大変有望なものであり、また本町の定住人口拡大における働く場の造成ということでは必ずやっていかななくてはならない事業とならうかと思ひますが、この拡張に向けた交通量への影響といったものを考慮しているかどうかお聞きしたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 交通量の変化に伴う、道路整備関係ということでお伺いしました。先程申し上げましたとおり、交通量調査を行ないまして今後の交通量の推計をしていくわけですが、今はまだ産業団地についてはこれからの計画になりますので、この状況によって変化していくものと思われまふ。ですので、こういった部分を踏まえながら関係する道路管理者等、また町、町道等の整備、これについて協議をしてまいりたいと考えているところです。

また、この庄内空港立川線については、土日の交通量と申しますか、先程申されました1 kmほど車が連なっているという状況が見てとれるところです。こういった局所的な渋滞の部分につきましては、国また山形県等とも考慮しているところです。

少しご紹介いたしますが、国土交通省また県、市町村、道路管理者、それとまたこの施設を使うトラック協会だとか、こういった方々を踏まえまして、山形県渋滞対策推進協議会なるものが毎年開かれております。この中においても大型商業施設周辺の一時的な混雑、これは課題と捉えているところですので、こういった中でも検討していく部分が出てくるのかなと思われまふ。こういった状況の課題を踏まえながら、使う人、作る人、こういったところでの協議が大事と考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 両田川橋の架け替えに対する整備促進期成同盟会による要望活動というようなことが以前から行われているというようなことでありましたが、現在のこの通行状況を見ますと、架け替えの要望活動だけでこのまま過ごしていいのかなというような疑問に感じるところであります。よく引き合いに出されます庄内町と旧松山町に架かります庄内橋の建設状況を見ますと、2010年来建設が行われているにも関わらず、10年経ってもまだ橋脚のままということで、両田川橋の架け替えが決定いたしましても、また完成まではしばらくの時間があるということです。答弁にありました渋滞緩和策、共に同時に進めていく必要があると思いますので、早急に取り掛かっていただければと思いますし、県への要望を強くしていただければと思います。

次に、消防団員についてであります。定員300名のところ、現在286名の登録、充足率では95.3%というようなことであります。消防団でありますけれども、近年、局地的な豪雨、また台風などの自然災害が頻発しまして、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団というものの重要性が改めて認識されております。先日の火災での出動もそうでありましたが、消防団は仕事を持ちながら個人の時間を犠牲にしながらも消防業務に従事されておりますし、災害にいち早く対応できる地域の災害対策の要となっております。操法大会や演習に向けての真剣な訓練の様子は団員のものだけでなく、その練習風景を見ながら住民たちにも地域の防災意識を向上させるものとなっております。

また、青年団活動等なくなって以来、地域の同世代の仲間づくりの場としまして、貴重な組織となっておりますと感じているところであります。全国的に消防団員が減少しているというお話、またその確保には困難を極めているというようなことであります。本町も例外ではないということだと思います。その中で定員を守るために、幹部を経験した者が一般団員へ戻って在籍しておったり、また名前だけの登録で実際活動していない、いわゆる幽霊団員と言われる方たちも増加しております。伴って退職金も増大しているというようなこともあるようであります。このような状況に対して、どのようにお考えであるか、また定員、また団編成の見直しについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 消防団員の定員、団員数の確保ということでのご質問でございますが、今議員が質問の中でおっしゃいましたとおり、本当に消防団につきましては自分の時間を犠牲にして活動に取り組んでいる姿、大変感謝しているところでございます。また、それを目の当たりにする地域の皆さまについても、やはりそれを支えていこうという気持ちはあるのだとは考えています。ただ現状としてはやはりなかなか団員の確保に進まないという、繋がらない、その要因としてはやはり活動の多忙化を感じる若い世代が増えているのかなと考えています。そういった点では今消防団を組織する庄内支部においても、その問題はいろいろな面で見られておまして、庄内支部大会、操法大会の見直し、あるいは県段階での活動の見直し部分まで見込んでおります。特に行事が、消防団活動の行事が多いことは現状として認識はしているところでありますけれども、まずは訓練が必要である現状を後退さ



せたくないという思いもございます。そういった面ではこれからも団が団員の確保のためにどのようにしていけばいいのか、団自らが検討しております。

さらには、現在の班体制におきまして、班長が中心となって団員の確保を行っておりますが、やはり団の方からもその集落、小集落においては団員の確保が難しいので、班編成の見直しをしてほしいというような声が出ております。それに対して、やはり団幹部の方もそれを受けとめ、今後の大きな課題として捉えているところでございますが、令和2年度において具体的にその班編成の見直しみたいなものについては現実的にはまだ動いていないところでございます。ただ本町においては特に消防ポンプ自動車関係が団員数を多く必要とするものでありますので、全国的にはそういった消防ポンプ自動車を積載車に変える、あるいは積載車を軽積載に変える、そういった取り組みはいろいろなされておりますので、そういった装備の見直しも含めて、今後課題解決に向けて進めていくべきだと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり自分の地域は自分で守るといった精神を強く持っている方々が所属しておりまして、頑張らせていただいているのかなと思うところであります。当町の消防団には年齢制限といいますか、定年制はないわけではあります、定員を守るためにいつまでも退団できないといったこともあるようでございます。活動には支障がないのか、また本人の体調をこちらで心配しなくてはならないようなこともあるわけではあります、そういった年齢制限的なものは考えておられないのかどうか、1点お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 操法大会の出場員の班員の年齢が操法大会の際には出るわけですが、それを見て50代の方が大会に出場する姿を見ると、本当に大変な現状なんだというのはその度に認識するところでございます。ただ、現状では定年はないわけではありますので、その地域を自らが守るという意味では、その方たちが残っていただけることに感謝をしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 定年は設けなくて続けるだけ続けていっていただきたいというようなことかと思っております。新入団員の確保にも困難を極めるというようなことをよく聞きますが、免許証の関係であります。必要に応じて適切に対応するというようなお言葉であります、平成30年に山形県で新規に免許を取得した方のデータがあるわけではあります、オートマチック限定の免許を取得する方が全体の65%だそうではあります。マニュアル車を運転できる方が35%、また、その中でもポンプ車を運転することができる準中型の免許を取得した人は1.7%に過ぎないというようなデータがあります。やはり、消防ポンプ車、緊急車両ということから、機関員というポジションもあるわけですから、やはりいつ何時、誰でも乗れるような体制を整えるのが本来の姿かと思っております。新入団員だからといって運転できないといったようなことではやはり体制は築けないのかなと思うところであります。

先程申しました、準中型免許の取得費用に加えまして、オートマチック限定免許の限定の解除にかかる費用といったものも積載車等には必要なのかなと思っております、町全体としてこ

ういった取り組みを行って、新入団員の確保へのPRポイントとするべきではないかと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程町長の答弁の中で準中型免許についても触れたわけですが、現在の団員、消防ポンプ自動車を配置している、すいません、準中型免許が必要なのは消防ポンプ自動車3台のみでございます。これについては現在班の方にも確認をいたしました、年齢的にも一番若い方で23歳ということで、高卒で取得されたとしてもこの法改正による免許、乗ることについては支障がない状況になっております。ただ今後、そういった免許を取らないまま、普通自動車免許を当然のように取る方が多く増えている状況、あるいはオートマチック限定ということでの免許が増えてくる形になります。ただ、これについては先程準中型の免許の取得について他自治体が支援をしているという例がありました、まずは個人の資格、個人の免許という形になりますので、なかなか公的な援助が難しい状況にはあります。ただ、準中型に関してはもし市町村が補助した場合については特別交付税で対応するといった消防庁の考え方もございます。そういった点も踏まえて、これがオートマチック限定の免許にも対応可能なかどうかについては今後の課題として考えております。

ただ、装備品の話になりますと、現在はマニュアルの積載車両等を動かしているわけですので、これが費用が高くなるあるいは取得費用が大きくなりますけれども、オートマチックの自動車もございますので、今後の更新にあたってはそういった点の更新、そういったものも必要になってくるかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり防災力の強化といった点で消防団員誰もがいざというときに運転できるといった体制が必要かと思えます。積載車含めましてポンプ車、運転できないというような団員がいないような対策をとっていただければと思えます。

女性消防団の件であります。現在3名の方が活躍しておられるというようなことでありまして、引き続き募集をされているというようなことでありました。私も募集のチラシを拝見いたしました、その内容を見ますと、有事の際、災害発生時にも原則現場では作業は行わないというような説明書きがありました。ただ、1行ですけれども女性消防団の操法全国大会を目指すというような1行がありました。消防団員がどのような訓練をして操法大会に向かっていくかというようなことを理解している方にとっては、操法大会の全国大会を目指すといった目標は少しハードルが高いのではないかなと思えます。やはり女性消防団員らしく、女性らしさ、この内容にあるように防火啓発活動、また高齢者の防災教室、園児への紙芝居といった女性らしさのある活動であればもう少し入団を希望する方がでてくるのかなと思えますけれども、操法大会に臨む目的といったものを、こういったものですか、実際現場に出ることはないというながら操法を習得するといったその目的についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 全国女性消防操法大会が毎年開催されております。これについては平成25年、庄内町の女性消防隊がこれに出場しております。めぐりめぐって庄内地区にまた操法大会の出場が県内地区ごとに回っておりますので、要請があるところでございます。これを受けて、本町であってももし可能であるならば、全国大会への出場を目指す形での女性消防団員があればというような団幹部の思いもあるようでございます。

ただ、先程言ったとおり、本町では女性消防団において、災害時の現場対応を求めているところでございます。先程紹介した女性消防団が実際に操法大会に出ているのは、特に多いの言い方は変ですけども浜通りの漁師の奥さんが組織している例が多かったり、やはり日中のそういった不在の間に女性が地域を守るというような、そういった活動が行われているところについてはその操法大会の出場についても意義があるものと考えておりますけれども、本町のような形でそれを主たる目的としていない団についてはやはり異なるところはあるのかなと考えております。

ただ、最初に申し上げましたとおり、あの広告、お知らせについては、団幹部が女性消防の全国大会の出場を意識して入れてくれというようなことがございましたので、そういったお知らせをしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 消防庁から平成16年ですか、消防団員の減少に伴う補充策として女性団員を定員の1割確保するよといった通知もあったようでございます。やはり先程、今説明にありましたとおり、男性が留守の間、女性が守るといった土地柄であればそういったことも必要なのかもしれませんが、男性団員が九十何%いる本町にとっては、やはり女性団員には女性らしい応急手当普及員、また高齢者への防火啓発員というような、女性らしい活動をしていただくよう、看護師また介護士、またその経験者の方々に入団いただきまして、機能別団員として活躍できるのではないかと思いますけれども、そういった考えについていかがお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま議員から紹介がありました、応急手当普及員これについては本町の女性消防団員1名もこれを取得、講習を受けておりまして、現在指導できる立場に立っております。そういった意味では女性のソフトな人当たり、そういったものを活用しての活動というのは十分考えられるものでございますので、町長答弁にもありましたとおり、そういった活動の場の確保をまずは行うべきと考えております。

また、介護士等の機能別団員ということでございました。これについては本町においても操法指導、あるいはラップ隊、そういった機能別団員を、定員に満たしていない状況を活用して行っているところでございますので、十分考えられる内容だと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） もう1点、平日日中の災害対策であります。被雇用者が7割以上おられるかと思えます。そういった中、消防団協力事業所といった届出制があるようでございますが、本町のデータを見ますと、町内には1社だけのようでございます。平日日中に災害

があった場合、仕事を中断して災害現場に行ってもいいよといったような事業所の協力体制によるものと思いますけれども、町内で働く団員ばかりではありません。やはり町外で働いている団員も多いかと思いますが、そういった団員については職場からの協力体制といったものは受けていられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 団員が新たに入団した場合において、その団員が事業所に勤務されている場合はその事業所に対してお願いの文書を出させていただいております。事業所にこういった形で消防団活動を行うことへの理解をいただきたいという文書を持ってお願いをし、先程協力事業所の話もございましたけれども、まずはそういった理解をしていただける事業者から増えていただく必要があると考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり事業者からの協力をいただくのは行政の務めなのかなと思います。理解をいただけない会社にはなるだけ行政が関与いたしまして協力体制をお願いさせていただきたいと思います。

もう1点だけ、先程消防団活動協力員というようなお話がありました。各町内会に在籍しているのかと思います。この方々と実際の消防団員、また自主防災会もあるわけでありましてけれども、役割分担と申しますか、また合同での防火体制というものは作られているのかどうか、その訓練内容、役割の持ち方等、その協力員なり消防団員なりといったものが理解しているのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 消防団活動協力員につきましては、現在町内に67名の方から登録をさせていただいております。先に、2月の町内会長会議においても、町内会からそういった協力員になっていただける方を紹介いただきたいということでお願いをし、今は取りまとめをしているところでございます。新たに協力員になられた方につきましては、辞令交付式を行ないまして、またその辞令交付の際に任務、内容について理解をいただくような場面をつくっているところでございます。

消防団と一緒に研修会、そういったものについては、残念ながら行っておりません。あるいは自主防災会においても、こちらから自主防災会の組織の中に活動協力員の位置付けについても明確なお願いはしていないところでございます。それぞれ、消防団は消防団としての活動、そして消防団協力員についてはOBとしての知識、経験を生かして団の後方支援をお願いしたいという形をとっておりますので、まずは現在協力していただいている皆さまに、さらにその内容についての理解を求めていきたいと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） せっかくの機能別団員でありますので、三位一体と申しますか、合同での訓練等行ないまして、お互い認識のもと防災体制の強化に努めていただきたいと思います。

次のスポーツ振興についてお伺いいたします。スポーツ少年団であります、12種目199

名といった答弁があったかと思えます。多くの児童らが地域の方に指導をいただきながらスポーツに親しむといった姿、まさに社会教育といった観点から見れば大変すばらしい取り組みなのかなと思えます。町からは活動費と指導員への謝金が送られているというようなことでありました。児童の減少、また指導員の確保、存続の仕方など、少子化に伴って様々な課題も増えてきたと聞いております。社会体育としての意義、またそのあり方について、スポーツ少年団に対してどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） スポーツ少年団に対しての町のスポーツ振興としての考え方になりますが、各種スポーツ少年団の活動がされているわけでありましたが、現在の社会においてはスポーツ少年団活動の他にもいろいろな習い事などがあり、それら多種多様な種目、習い事などについて保護者の考え方もあろうかと思われませんが、いろいろ取り組んでいる状況というふうに認識しております。

そういった中でこのスポーツ少年団という部分のみを考えれば、少子化が進んでいる中でやはりそれぞれの団での登録団員がなかなか見込めないという、今後も見込めないだろうという想定はしているわけでありまして。各団の参加人数については本当に多い団もあれば少人数で行っているところもありますので、これらについて町として組織としての支援はできるものの、各団の存続についてはなかなかこの部をというところまではできないかと思われまして。町としてはこのスポーツに関わる機会を確保しながらスポーツ振興に取り組んでいきたいというふうに考えており、その一つがスポーツ少年団活動だと認識しておりますので、極力、こういった団活動の周知は行っていきたいと思っておりますが、子どもたちの今後の加入状況を見守りながら今後の課題として捉えながら対応を考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程答弁におきましては児童の5割が入団していると答弁がありました。加入率を少しでも上げていただくように何とか動けないかと思うところでもあります。

また、スポーツ少年団育成費というような支援をしているというようなお話でありました。指導者等にお伺いいたしますと、この費用においては団員の登録費用、または物品購入に当てている欄が多くて、謝金として受け取っているというような指導者は少ないと聞いております。

また、令和2年度より、このスポーツ少年団の指導に必要な資格が変更されると伺っております。スポーツの指導技術というものはやはり日進月歩でありまして、技術的にも精神面でも指導方法といったものは進歩しているのかと思えます。やはり、指導者の育成や指導員の確保のためにも、この登録料、また資格の取得費用といったものを町で負担するべきではないかと思えますけれども、この点について考えをお伺いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず、町からの支援している部分につきましては、各団でのそれぞれ事情もありますので、その団での支援金の助成金の使い方というものがあると思いま

すので、よりよい活動に生かしていただきたいというふうに思います。

それから二つ目、スポーツ少年団の指導者の関係ですが、ご質問のとおり令和2年度以降、この指導者に関する日本スポーツ少年団指導者制度というものが改正されるということでもあります。そういったわけで4年ごとにこの指導者資格の登録が発生するというようなことでもありました。

現在、町ではスポーツに関わる指導者の登録に係る助成を行っているところでありますが、今回のこの全国的な指導者制度の改正を受け、今後についてそれら初期登録のみならず更新の部分について、どのように対応していけばいいのか検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 現在資格を持っている方の移行というものは比較的簡単にできるようではありますが、来年度以降新規に取得する方についてはその時間、また費用等またかかるようでありました。児童らが活躍する場面を維持するためにも指導者不足といったことのないように、指導者の確保に努めていただければと思います。

中学校の部活動についてであります。今年度より部活動の活動方針また部活動指導員、外部から登用して中学校の部活動が行われているわけではありますが、教員の働き方改革によるものということで、活動時間が短すぎるのではないかと、また成績になかなか反映されないのではないかとというような声も聞いております。実際にこの部活動指導員、また本町が定めました部活動の活動方針への効果、また課題についてどのようにお考えかお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず中学校におけます部活動につきましては、学校教育の中で行われる活動として、生徒同士や教員との人間関係の構築ですとか、生徒自身が活動をとおして自己肯定感を高めたりするというような効果が望まれているところであります。

そういったことから、これまで各学校において部活動に教員が関わり、活発に行われてきたところではありますが、一方働き方改革という状況のもと、その教職員の超過勤務時間を減らすという目的から、この辺の活動の見直しをするためのガイドラインが国の方でも示されたところであり、三川町としてもそのガイドラインを今年度から実施しているところであります。また、教職員の負担軽減という観点から、部活動指導員の配置を1名しており、ただいま議員がおっしゃられたように、それなりの効果が出ているものというふうに認識しております。

町としましては、この現在のやり方について来年度以降も継続した形で行ないながら、生徒にとってもより良い活動となるように支援はしていきたいと思いますが、またその一方、保護者サイドから見たら確かに活動時間が減るという現実はあるわけですが、今現在の世の中の情勢として、働き方改革という流れがありますので、こういった部分を理解していただきながらの中学校の部活動が行われていくように努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 教員の働き方改革といったものが非常に大きく影響してくるのかなと思います。やはり教員の方にとっても自分が経験したことの無い種目の顧問になるといったことは心身ともに負担がかかるというようなことでありました。ぜひ保護者、または経験したことの無い教員の方についても、その種目への関心また知識を養っていただきまして、あまり負担に感じられないような取り組みが行われればいいのかなと思うところであります。

また、活動時間におきましてもあまり長くしないようなことになっておるようでございます。施設の整備が重要になってくるのかなと思つての最後の質問だったわけでありませけれども、やはり夏場の暑さ、または冬の寒さというようなものがあって、なかなか短い時間での技術の習得等は難しくなっているかなと思います。近年の夏場の暑さとなればまさに災害級の暑さとされ、体育館の中で活動するにも熱中症の危険があるというようなことで、まともに練習できないといった状況があると聞いております。短時間で活動方針を示したとおりの時間内で活動を行うには、そういった施設の整備といったものが重要になるのかと思いますが、やはり大空間を制御するというのは確かに費用対効果から言えば難しいのかもしれない。

しかし、いざとなると災害時には避難所として大勢を受け入れる施設としての活用も想定されていると思います。冬場はストーブを設置すれば何とかしのげるのかもしれませんが、夏場は避難所として活用できなかつたといった前例もあります。そういった点も含めまして改めてお伺いしますけれども、こういった施設への空調設備の設置について考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まずスポーツという観点からすれば、たしかにその夏場の活動については熱中症を引き起こす原因にもなりますので、それらについては活動のやり方なども考慮していただきながらスポーツを行っていただくというのが現在の状況からすれば、そういったこととなります。なお、その熱中症などの対策として、現在中学校におきましては、大型の扇風機などは配置しており、それらを活用しているわけですが、さらにそこからの冷房ということになりますと、町長答弁の中にも申し上げましたように、大規模な相当の経費がかかってくるという状況であります。

そういった中ではありますが、今民間のメーカーがこういった大規模施設における空調設備として、いろいろな設備を出し始めている状況であります。通常空調設備、大型空調設備というよりは、小型で数台を使った空調機能を有するものというものが出始めておりますので、そういった製品などの世の中への流通状況を見ながらこういった避難所となりうるべき体育施設への冷房設置についても今後の課題というふうに捉えているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 町内の利用率の高い屋内施設としましてアスレ菜の花があります。スポーツ活動の拠点として、小中学生から高齢者まで様々な種目において、年間を通じて利

用されております。昨年、行政視察で伺いました埼玉県吉見町では高齢者の方々が環境の整った快適な施設で介護予防の一環として卓球を楽しそうに行っているのが印象的でありました。アスレ菜の花におきましては、構造的な面もあろうかと思えますけれども、夏の暑さと冬の寒さ対策が利用者にとっては悩みとされております。来年度は大規模改修に向けまして、実施計画といったものが計画されている中で町民の声を反映させるべく、多くの利用者が快適に利用できるような整備が行われますよう求めまして質問を終わります。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。  
暫時休憩します。 (午前 11時51分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 1時00分)  
次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。
- 議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。
- 4 番（佐久間千佳議員）

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 1. 今後の学校教育と地域連携について | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 新学習指導要領に基づく各小学校、中学校の取り組み状況と、来年度における対応を伺う。</li><li>2. 教職員の働き方改革が課題となる中、今年度の教職員の平均在校時間や休日出勤の現状を伺う。また、今後の取り組みによる目標を伺う。</li><li>3. 今年度新たに配置された部活動指導員における生徒や教職員に対する効果や学校に対する影響と、継続や増員等を含めた今後の方針を伺う。</li><li>4. 小学校・中学校の教育連携に関し、三川町教育研究所では県立東桜学館の視察等を通しそのあり方について研究されているが、本町における現状と課題とともに今後のあり方について伺う。</li><li>5. 学校・地域・保護者の連携をより密にするためのコミュニティスクール（学校運営協議会）設置にあたり、そのプロセスや求める効果を伺う。</li></ol> |
| 2. 学童保育の支援策について     | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学童保育所運営において、子育て交流施設「テオトル」への移転に伴う今後の運営体制、または現在の状況を伺う。</li><li>2. 子育て支援策の一環として、「テオトル」へ移転後の学童</li></ol>  |



保育利用児童による夏休み中のプール利用に関し、スクールバスでの送迎をすべきと考える。所見を伺う。

3. 円滑な学童運営には運営事業者、保護者、行政の3者の連携が不可欠だと考える。どのような関係性を構築し、連携を取るのか伺う。

令和2年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、今後の学校教育と地域連携について。

新学習指導要領に基づく各小学校、中学校の取り組み状況と、来年度における対応を伺います。

教職員の働き方改革が課題となる中、今年度の教職員の平均在校時間や休日出勤の現状を伺います。また、今後の取り組みによる目標を伺います。

今年度新たに配置された部活動指導員における生徒や教職員に対する効果や学校に対する影響と、継続や増員等を含めた今後の方針を伺います。

小学校・中学校の教育連携に関し、三川町教育研究所では県立東桜学館の視察等を通しそのあり方について研究されていますが、本町における現状と課題とともに今後のあり方について伺います。

学校・地域・保護者の連携をより密にするためのコミュニティスクール（学校運営協議会）設置にあたり、そのプロセスや求める効果を伺います。

二つ目に、学童保育の支援策について。

学童保育所運営において、子育て交流施設「テオトル」への移転に伴う今後の運営体制、または現在の状況を伺います。

子育て支援策の一環として、「テオトル」へ移転後の学童保育利用児童による夏休み中のプール利用に関し、スクールバスでの送迎をすべきと考えます。所見を伺います。

円滑な学童運営には運営事業者、保護者、行政の3者の連携が不可欠だと考える。どのような関係性を構築し、連携を取るのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の学校教育と地域連携に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項2の学童保育の支援策に関しまして、3点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。児童福祉法による放課後児童健全育成事業について、民間事業者である庄内アソビプロジェクトが、三川町内での学童保育所運営に係る事業実施者としての届出手続きを終えており、4月から児童交流センターで学童保育運営を行うための準備を進めている状況であり、子育て交流施設「テオトル」が完成した後は、場所を移

して引き続き運営されることとなっております。

この学童保育所の運営にあたりましては、「三川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、事業実施者に対して町が円滑かつ適切な運営がなされているかという観点から、指導・助言・勧告を行うとともに、経理についても監査していくこととなっております。

また、学童保育所への通所に係るバス運行につきましては、子育て支援の観点から、引き続き支援してまいりたいと考えております。さらに、プール利用時のバス利用については、バス利用計画書の内容を精査しながらの判断となりますが、今後とも事業実施者と保護者と連携しながら、円滑な放課後児童健全育成事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の今後の学校教育と地域連携について、1点目の新学習指導要領に関するご質問であります。平成29年度に新しい指導要領が示されて、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から実施予定であり、現在はその移行期間となっております。そうした中ではあります。改定内容に従って道徳の教科化が実施されており、小学校においては外国語の教科化も先行実施している状況にあります。また、来年度からは、小学校において新しい教科書での授業が行われることになるとともに、それらの授業の中で、プログラミング的思考を取り入れた指導も行われることとなっております。

次に、2点目の教職員の働き方改革に関するご質問であります。学校現場で管理している今年度の超過勤務時間につきましては、1人当たりの月平均は、小学校で約39時間、中学校で約46時間という状況であります。また、1人当たりの月平均休日出勤は小学校で約0.8日、中学校で約2日となっており、特に中学校については部活動ガイドラインに沿った形で、土日のどちらかを休みにする方針が守られている状況であります。今後の公立学校における働き方改革につきましては、国・県で定めたガイドラインを目標と位置づけ、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境づくりに努めてまいります。

3点目の部活動指導員につきましては、今年度1名を中学校に配置し、サッカー部において専門的知識を有したコーチとして、生徒の競技技術面と精神面での指導を行うほかに、学校部活動だよりの発行や懇談会資料の作成、ガイドラインの実施に係るアンケートの調査とりまとめなど、部活動全般について対応していただいているところであります。また、学校全体の顧問の数を1名減じるとともに大会の引率も行うことにより、教員の負担軽減に繋がっているものと認識しております。来年度におきましても1名の配置を予算化しているところでありますが、増員については国や県の予算の動向を見ながら対応を検討してまいりたいと考えております。

4点目の小学校・中学校の教育連携につきましては、町教育研究所において、これまで学習指導の充実と授業改善、保幼・小・中一貫性のある教育などを教育課題として、授業研究を互いに公開しながら取り組んできておりますが、教育目標の実現のためには、今後とも、

継続して研究を続けていくことが大切なことと考えているところであります。そのような中、今年度は町の教務主任会として、東根市にある中高一貫の県立東桜学館を視察したところですが、中高連携の現場でのICT活用やキャリア教育の取り組みについては、本町における小中連携の参考としていくべきものと考えているところであります。

最後に、5点目のコミュニティスクールにつきましては、新学習指導要領の中で、社会と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すために求められている制度であります。本町におきましては、来年度から取り組む予定としておりますが、これまでも各学校においては学校運営の課題解決を目指し、地域との連携を図ってきたところであります。このコミュニティスクールの導入にあたりましても、これまでの連携を基本に、各学校や地域の特性に合った体制を構築しながら、地域、保護者が主体的に学校運営に参画していただき、地域とともにある学校の実現を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。通告の段階においては1番目に学校教育と地域連携ということでありましたけれども、昨今情勢がかなり激変しているということで2番目の学童保育の支援策についてから質問をさせていただければというふうに思います。ご容赦いただきたいと思います。

この一般質問提出時には、前日の夕方に首相声明ということで急遽小中高の学校休止というような発表がありまして、新型コロナウイルス関係に関しては質問を入れるかというところがかなり難しい状況でありました。なので、学童保育に関しましては様々な問題というか、2週間経つ中での情勢が悪化してきているというところでありますので、新型コロナウイルス関係の質問を少し冒頭でさせていただければというふうに思います。

まずは学童ということで、子育てに関することでありますので、行政全般に関わることだということでご理解いただければというふうに思われます。

まずは小中高休校したにも関わらず学童に関しては開校ということで、政府の方針にかなり担当当局の方でも振り回されているというか、対応を苦慮されているのかなというふうには思われますが、ここに来ていよいよ学童保育の中にも新型コロナウイルスが発生するというような事案が全国で出てきています。クラスター化するというので徐々にそのウイルスの範囲が広がってきているわけでありますが、三川町として学童保育開所ということで、いわゆる水際対策ということしかとれないのかなというふうに今の段階では、かなり流動的な状況ですので、言えないと思います。

そういった意味では水際対策であるマスクであったり消毒液、そちらの方の確保がかなり困難になってきている状況であります。学童保育であったり、行政全般ということであれば、本来であれば介護施設、医療施設または行政機関そのものに及ぶような話だと思われませんが、そういった水際対策での国であったり、県からいわゆるマスク等の状況調査であったり、対応、どのような情報が来ているのかどうか、その点1点まずお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 新型コロナウイルスの感染防止ということで、今日本、それから県も町も一緒になって、その防止対策に取り組んでいるところでございます。ご質問にございましたマスクの確保についてでございますが、今現在マスコミ等での報道を見ますと、やはりマスクそのものの確保が、量産体制には入っていると言うものの、なかなか行き渡っていないというのが現在の状況であります。国の方からも各県の医療機関等に優先的にマスク等を準備して配布をしたいとなっておりますが、今山形県内の医療機関の中でもマスクの方がなかなか不足しているという状況で各市町村の方に在庫のマスクがあればぜひ提供してほしいというような中で現在取り組んでいるところでございます。本町の中でも、以前インフルエンザの感染症の関係で、若干備蓄したマスクはございましたが、すぐに枯渇してしまうような状況でございますので、今現在は、薬品等のメーカーの方にマスクの方を本町の方でも確保できるようにお願いをしているところではございますが、まだその目処が立っていないというのが今現在の状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 全体的なマスク事情の対応ということで、本町においてもインフルエンザが流行した時点でいくらか在庫してあったということではあります。町民の方の声を聞きますと、やはり学童に通わせるということが新型コロナウイルスの影響がやはり怖いという声であったり、行政機関においてもマスクであったりアルコール消毒といったものの在庫がなくなっているということで不安を抱えているというような声が聞こえておりますので、ぜひ県、国と連携を密にしてそういった学童であったり介護、医療施設、行政機関内にまずは早めの配備ということをしていただければというふうに思います。これ以上は流動的ですので、なかなか先には進まないと思いますので、ぜひ素早い対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、学童運営に関する本題の方に移らせていただきます。町長答弁にもありました、庄内アソビプロジェクトの方に、事業実施者ということで今後そちらが運営していくというような話でありましたが、まずは事業計画であったり、普段の学童保育に係る生活というものが今とどのように変わってくるのか、大きく変わる点があるのかどうか、年間行事を見ますと学童保育所内では映画鑑賞であったり豆まき、ひな祭りなどそれぞれに合わせたような事業を行っているやに見てとれますが、その辺事業計画であったり予算作成、そこには保護者の関わりというものがあつたのかどうか。学童保育所運営協議会の方は解散の方向でありますけれども、現在の保護者会はどのようになるのか、または今後の決算等の関わりをどのように持ってくるのか、町長答弁の中には町が責任を持って監査をするということでありましたので、決算は保護者会ではなく、町が監査するのかなというふうに思われますが、もう一度その点お聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 数点の質問がありました。順序が少し変わるかもしれませんが、まず1点目としまして、学童運営の実施者が変わるということで、その中で変更前と変更後、どのように運営の内容が変わるのかというようなことでありました。基本的には同様

の運営のされ方がなされるということで認識をしております。ただ、新たな実施者がその特徴を生かしながら事業の中で特色のある計画を今後盛り込んでくるものというふうには認識しております。その計画づくりに保護者などが関わってくるのかという部分であれば、今回現時点では関わっていなかったものというふうには聞いております。ただ、今後の、来年度以降、また年度が変わってから、令和3年度以降というような捉え方になると思いますが、そういった中では当然通所している児童の保護者もいろいろ計画づくりには関わってくるものと認識しております。

それから、監査という部分と決算への保護者の関わりということが質問でありました。まず、町が監査という町長答弁をしておりますが、町が監査に関わるという部分はあくまでも事業経費に補助金を交付しているという点で、そういったことから事業費部分、補助金の適正な執行がされているかという部分での監査ということになります。一方、現在もそうありますが、保護者は保育料ということで学童保育の方に保育料を支払っておりますので、そちらについてはまた保護者としての監査なり決算なりの部分が出てくるものというふうには思います。

それから、保護者会の話も出ましたか。現在みかわ学童保育所の運営の中には保護者会組織があります。当然その運営主体が変わったとしても保護者組織があつて然るべきだと思いますし、ぜひ町としては設立していただきたいというふうには思いますが、最終的には入所している児童の保護者らの考え方が優先されるというふうには思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 新型コロナの対応の件でもう1点だけお伺いしたいということがありましたので、お伺いさせていただきます。学童保育に関しますので。国の方で学童保育の負担増加分は国費負担するというようなこと、明言されていたり、学校教室を活用し、そういった学童保育を開くということにも国費負担するというふうにありますけれども、本町においてやはり子どもの精神衛生面でも2週間という時間の中においてはかなり影響を来しているのかなと思います。その辺で見れば教室、空き教室であったり、学校の教室利用に関して、検討されているのかどうか。そういった国費負担についての情報等あればお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 3月2日から学校が休校しており、その休校に伴い、三川の学童保育所に通う子どもたちの数がどのように変化するかということは、当初から懸念していたところであります。しかしながら、実際3月2日から通所している児童の数を聞き取りをしたところ、学校が開かれていた平日であれば通常50人から60人くらいの範囲で子どもたちが通っていた状況だったそうです。しかしながら、3月2日以降については30から40名の間くらいの入所にとどまっているというようなことでありました。そういった状況でありますので、学童の方では現在の児童交流センターでの運営でまずは特に問題ないというような判断をしているようであります。

しかしながら、質問にもありましたように、子どもたちがある程度狭い空間で長期間いる

ということについてはやはり体を動かしたい子どもたちであると思いますので、そういった意味では近くの押切小学校の体育館などについても、要請があれば開放ということも考えているというようなことも学童保育側には申し入れはしたところですが、まだ現在のところ、そういった要望は上がってきていないところであります。

また、国負担に関わる経費という部分であります。この国負担の定義付けが段階的に徐々に町の方に情報が提供されてきております。休校中、学童を開所することによって、その運営する支援員なりが不足する場合、追加した経費が国で負担するというようなことですとか、そういったことが国では考えているようですが、現在のところ、三川の学童保育所ではそういった国負担を求めるような経費の追加などはまず今のところは発生していないという状況であります。ただ通常であれば長期期間中のみ朝から晩までの学童保育所の運営、またはその土曜日の運営が朝から晩までという状況でありましたが、その期間が長くなりますので、そういった経費が最終的には増えてくるので、こういった部分については国に負担を求めていくことになるのかなというふうに考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今、学童保育に関しまして、様々質問したわけでありましてけれども、今休校になっているすべての子どもたちがやはり精神衛生面であったり、様々な問題を抱えてきていると思われまして。だからといって学校を開くというわけにはいかないと思いますので、その辺は状況を見ながら、新型コロナウイルス等の状況を見ながら適宜判断していただきたいというふうに思います。

続きまして、夏休み中のプール利用に関しましてですが、先程も同僚議員がスクールバスの運行に関して質問がありました。その中の答弁ではやはりスクールバスという観点ではなく、保護者の支援だということの答弁でありました。やはり同様に昨年12月議会においても、同じように子育て支援策の一環でバス運行をしているというような答弁でありましたので、だとすると、夏休み中のプール利用というものも今後子育て支援策の一環として運行する必要があるのではないかとこのように思われます。学童に通う子どもたちだけがプールに通えないという事例が生じては、子育てに力を入れる町としての姿勢を問われるというふうに思います。その辺、子育て支援策の一環でプールへのバス運行を行うという考え方に関して、当局はどのように捉えているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） この学童におけますプール利用につきましては、過去からいろいろ経緯があり、以前は押切小学校のプールを利用していた時期もあったわけですが、その利用にあたって引率の、学童側における引率の体制がとれないですとか、プール遊泳中の監視体制がとれないというような経緯があり、中止されたというふうに認識しております。そういったところではあります。保護者側からしてみれば、暑い夏の期間中できるだけプールに通わせたいというような要望があることも認識しております。

そういった中、今年度ですか、昨年度だったのでしょうか、保護者会側が一時期タクシーを利用しながらプールに通わせたとこの事例があると聞いておりました。そういった部分では

保護者会としての活動の一環として、町の方にバス利用の申請なりが来た際には町のバス運行規定がありますけれども、それに照らし合わせながら支援するべきものという判断がされた場合はバス利用が可能だというふうに考えております以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 町長答弁にもありましたバスの利用計画等精査し、しかしながら優先的にも学童保育に関するバスの利用というところを検討していただければなというふうに思います。

三つ目の円滑な学童運営に関する質問でありますけれども、やはり共働き社会ということで、子どもの可能性を広げるのに学童の充実やはり欠かせないというふうに思います。先進的な学童では外部講師を招いて、卓球であったり茶道、習字、地域の伝統など様々なサービスといえるものをしていて。これらの活動費というものは利用したいものだけ選んで、その利用者が、利用する児童の親がそれぞれを負担しているという事例もありました。そういう様々な取り組みをしていることを、共有することが学童を利用する重要性の認識に繋がっていくのではないのかなと思います。ただ預けるだけの施設ではなく、これからは子育ての充実のための施設であるということが言えると思われま。事業計画に保護者の意見というものが入っていないということでありましたので、やはり三者の意見を交換するような仕組み、こういうものが必要になってくると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまのご質問で、先進的な事例というようなことで、多様なサービスを与えている学童保育所もあるというようなご質問でありましたが、こういった多様なサービスを与えている事例を私も調べたところ、やはりこういった部分は民間の保育所、学童保育運営のところが行っている例が多かったように思います。まさにこういった民営でなければできないような多様なサービスを提供というような部分にもなりますので、今後保護者会が運営者と話をしながらこういった事業計画を盛り込みながらよりよい運営を行っていただきたいということを期待しております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 学童保育に関しましては、ただ預けるだけではなく、いかに子どもの、子育てに関して充実をさせていくかということ保護者の方にも意識付けといいますか、意識の転換というものも必要になってくるのではないかなというふうに思われますので、今後、保護者も子育ての充実を願うために学童に通わせるという一遍をしっかりと認識してもらいように当局としても働きかけていただければというふうに思います。

それでは、一つ目の質問に移らせていただきます。今後の学校教育と地域連携についてあります。新学習指導要領に関しましては本町において先行実施しております。教育長の答弁にもありましたけれども、今後の社会の中で生き抜く力であったり、未知の状況にも対応できるような思考力、判断力というものを養うために主体的で対話的な深い学び、アクティブラーニングというところを主眼としてすすめていくというようなことだと思われまけれども、本町にとっては先行実施している中で特に不具合といいますか、外国語、道徳に関し

まして問題点等なかったのか、このままスムーズに新学習指導要領に移行できるのかどうか。その辺の見解をまず1点お聞きしたいというふうに思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 新学習指導要領に対応した捉え方でありますけれども、町としてはこれまで英語の部分でありますとか、道徳の部分に関して先行実施ということで取り組んでいるわけでありまして、特に英語活動等については三川町は独自の事業として長年これまで取り組んできたところであります。そういった部分については特にこれまでと変わりなくスムーズに適応、対応できているのかなと思われまます。

今後の新学習指導要領においては、アクティブラーニングという言葉がよく使われているわけでありまして、そういった指導の改善を行ないながら今後も新学習指導要領にのっとった授業を行っていくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 学習指導要領改定に伴い、やはり教育の質というものも大幅に変わってくると思います。その中で教職員の働き方改革というのが課題となっておるところであります。文部科学省が2016年度に行った教員勤務実態調査というものでは、平日の学校内勤務時間の平均というものが示されております。小学校で11時間15分、中学校で11時間32分ということで、正規の勤務時間7時間45分と隔たりは大きいわけでありまして。月80時間、100時間とも言われますが、80時間超が目安とされる過労死ラインを上回る残業時間の教員も少なくないというふうにされております。教育長の答弁の中には小学校で39時間、中学校で46時間というようなデータがあるということでありましたけれども、やはり全国的に見てもかなりの長時間勤務しているというふうに思われます。

季節や時期よっての業務の繁忙が大きい労働者を対象にした変形労働時間制の導入というものを柱にした改正教職員給与特別措置法というものが昨年12月に成立しました。早い自治体では2021年度からの導入が見込まれるということで、一方、公立校の教員には時間外手当や休日手当というものを支払う必要がないということで、国や自治体が残業削減に積極的に取り組まないというような指摘がされております。残業上限を月45時間とする文部科学省指針も法的には位置付けられたということで、時間内に終わるためにはどこを削ればいいのかというのが現場から聞こえて来そうだということでございます。

画一的な詰め込み型教育から、個性重視の教育の転換が打ち出され、教員は児童生徒と丁寧に向き合い、知識を使いこなす術を教える授業を求められています。教育の高度化が推進されたのに、それに見合う教員数が確保されず、慢性的にすべての教員が善意で残業しなければ学校が回らないという仕組みに陥ってしまっているのではないかと思います。その結果、明日の授業の準備に追われ、長期的に教育スキルを向上させることが不可能になり、教育の質の低下が起きるといった負のスパイラルに陥っているのではないかと考察されるわけでありまます。教員の働き方改革と合わせ、教員の教育スキルの向上、これができない現状において、教育の質の低下についてどのように捉えているのか、まずその見解をお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。



○説明員（佐藤 亮教育課長） 質問の中でいろいろな点がご指摘あったのかなと思います。まず教職員における給与特別措置法の部分につきましては、ご質問のとおり法改正がされ、2021年度からの導入という部分で動いているわけではありますが、三川町といたしましてもその対応に向け、今後適切な町としての対応をとっていききたいというふうに考えております。

それから、働き方改革という部分でこの長時間労働をどのように抑える手段があるのかというような部分につきましては、いろいろな国の方では事例なども提示しているわけですが、まずその基本としては子どもたちに向き合う時間をどのように確保し、子どもたちに教師の知識などを与えていくかというような部分が焦点かと思われまます。そのために、これまで慣習的に行われてきた業務の見直しやまたは学校行事におきましても慣例として行われてきたものを、誰がすべきか、例えば学校がすべき行事なのか、地域がすべき行事なのかといったような、そういった精選をすべきといったことも国の方では言っております。そういった改善は当然三川町においてもしなければならないというふうに感じております。

そういった中、一つの長時間労働の解決の方法として、国、文部科学省の方では、教職員定数の見直しというものも改善策の一つとしては入っておりますので、数が増えればやはり一人ひとりの負担軽減になる施策だと思っておりますので、国の方のそういった見直しを早期に、町としては期待したいというふうには考えております。

そういった中、三川町では各種の支援員をすでに各学校に配置している状況であります。学校教育支援員を3名、特別支援学級支援員を4名、英語指導員2名、学校支援員3名、特別支援教育等支援員1名というような、これだけの町独自の職員を各学校に配置していることであり、これが教職員の負担軽減にも繋がっているというふうに認識しているところであります。こういった町として教育環境を整えることにより、教職員がいくらかでも子どもに向き合いつつ、しかも自分の資質を高めるための研修に参加できる時間を作る一端にはなっているのではないかと考えます。教職員としても山形県や鶴岡地区の教職員などで行われる研修に積極的に参加しながら資質向上を図っているものというふうに考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 本町においては支援員を通じて教職員の負担軽減をされているというようなお話でありましたが、やはり根本的な解決というところまではなかなかいかないのではないかなというふうに思われます。教育長にお伺いしたいのでありますけれども、やはり教員の多忙さということを客観的に測定すべきでないかなと思います。そしてそれを社会に伝えるということが大事ではないかというふうに思います。教員は聖職者だから長時間勤務もやむを得ないというような考え方は社会や教育界からもなくすべきだと考えます。その点を教育長としてどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

また、客観的な取り組みとしては様々な団体が自治体と協定を結んで改革に取り組んでいるというところが出てきております。このように客観性をもった改革というものを検討すべきだと思いますけれどもその点いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） なかなか少し難しいところですが、教師は聖職者かというのは本当に議論の分かれるところであって、私は教育長としてというよりは私個人的には教育者としての自覚を持つべきだと思います。というのは、「先生」と言われますから、当然高度な知識あるいは技能を必要とする専門職です。というふうなことで道徳教育あるいは人間教育を行うということは単なる労働者ではない、その意味から教員は教員としてのプロ意識を持たなくてはならない。

少し話が長くなってしまいかもしれませんが、今から4、5年前、ある学校の先生が自分の子どもの入学式に出て自分が勤務する学校の入学式を、新入生の担当にも関わらず休んだのです。欠勤して。そのときにどういうふうに日本人が思ったかという、そんなこと、やはり自分の担任する子どもたち、親が待っているのだからそこに行くべきではないかなというふうなことで、ほとんどやはり教員としての自覚ということで、そこに大勢を占めるだろうと思ったら、フィフティ・フィフティだったんです。「いいじゃないか、労働者なんだから、こちらに行く権利もあるのではないか」、でもそういうことがはびこっていること自体が私は教員としての自覚、プロ意識が足りないのではないかと。

ということで、私は先程申し上げたとおり、道徳教育あるいは人間教育を行うためにはもっともっとプロ意識を持ってほしいというふうなことで、聖職者論においてはまた別の機会にお願いしたいと思いますけれども、そういうプロ意識を持ちながら、単なる労働者ではないと。やはり子どもたちを教育する、そういう立場において先程客観的にどうあるべきかということがありましたけれども、当然教師の仕事は何かと言った場合には先程課長も話をしましたけれども学校の中でこれが学校の仕事なのか、教師の仕事なのか、地域の仕事なのか、まずはそれを識別しなければいけない。教員全体が働き方改革に対しての、「これをしなさい」ではなくて、自分たちで何ができるかということをもう少し意識を改革しなければならぬ。校長は校長として組織を管理したり、あるいは時間を管理したり、あるいは健康管理をしなければいけない。でも教職員も勤務時間を意識した働き方改革も必要ではないかなというふうに思っています。

あと、もっともっと大まかに言えば日本の教育は知徳体すべてやらなくてはならない。よく海外と比べますが、海外の方は知の教育だけなんです。だから問題が起きないわけです。働き方改革をしても。クラブ、運動は町のスポーツクラブに入ればいい、それから徳育は家庭の中でやるということで、非常に海外の方の先生方はやりやすい。ただしその点、人間教育を本当にやっているのかなといえ、やはり私たちは明治以降、人間は健全な精神あるいは学力、そういうものを育てるためにはやはり日本人的な教育も私は間違いではない、ただし改革を求められている以上はやはり過労から開放して、今いろんなICT的な機器もありますから、そういうものを活用しながらより働きがい、あるいは生きがいのあるような教員の職場を目指してあげたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 残り11分で聖職者に関しまして議論するということははばかれると思いますので、しかしながら客観的な視点というものが大事ではないかなと。身内

からの改革ではなかなか速度が遅いのではないかとということでもあります。聖職者かどうかという判断以前に、やはり客観的な視点での教職員の働き方改革に関しては取り組むべきではないかなというふうに思われます。

続いて、部活動指導員に関する質問でありますけれども、こちらの効果、かなり聞こえてきております。やはり部活動に対する生徒の姿勢が変わったであったり、学校生活についてのアドバイスももらっているようだということで、保護者の方からの評判というものがかなりいいかなと、関係性もかなり良好だというふうに思われます。十分に効果は現れているというふうに思われますけれども、今後そういった人材の人材不足というものがやはり考えられるのではないかなと思います。継続するにしろ増員するにしろ、そういった人材不足というのが全国どこでも起きることではないかというふうに思います。放課後や土日に時間がある人というふうに限られますので、そういった人材というものの確保が難しくなるということで、それであれば例えば体育授業の補助であったり、学校の仕事も少しさせていただいて生計が立てられるような体制に持って行ってみたいとはいかがかというふうに思います。また、民間スポーツクラブのコーチに夕方だけ来てもらう、そこを雇用するというような形にするというようにも考えられるわけですが、こういった人材不足であったりそういったものをやはり根本的に変えないとこの仕組みというのは長続きしないのではないかとこのように思います。

その点を1点お聞きしながらも、部活動のあり方についても少し踏み込んでお聞きしたいというふうに思います。先般同僚議員も部活動に関しまして質問しましたが、やはり生徒数の減少とか他のクラブ活動というものが広がる中で、現在中学校では10の部活と七つのクラブ活動ということで、先程教育長からありました。しかしながらあまりにも多岐にわたることでありまして、単独での中体連であったりそういった大会への参加というものが困難になってきているというような状況だと思われます。その場合の対応といいますか、その辺の考え方を一つお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず1点目、部活動指導員に係る人材確保という様なご質問でありました。現在、三川町では1名の部活動指導員という職の配置であります。この方については教員経験、校長経験のある方でありまして、そういった部分で子どもたちに接する際、いろいろ言葉をかけ指導していることが子どもたちから見れば非常に良い印象を持っているというふうに捉えております。

しかしながらこの方はまず現在1名であり、特にサッカー部を中心に活動していただいているわけですが、他の部活動におきまして、どうするのかという部分であります。増員ということが考えられるわけですが、それにはまた予算も必要でありますし、国、県の予算の確保状況も影響してきます。そういったことなので町としては極力そういった制度があれば活用したいというふうには考えているんですが、一方、現在の部活動におきまして、すでに外部指導者、外部コーチが関わっている部が多くあります。そういったところとの兼ね合いも必要でありますし、佐久間議員が学校の授業などの補助に絡みながらその生計が立てられる

ような人材というようなご意見、提言がありましたけれども、確かにそういった部分も一つの手段方法としてはありえると思いますが、現在三川町においてはそういったところまで状況が追いついていないといえますか、そういった人材を確保するのも少し困難な状況であるというふうに認識しております。

これらについては三川町のみならず近隣の市、町でも同様の状況であり、そういった人材の確保には苦勞しているという状況であります。引き続き町としてもこの人材確保には取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

それから、二つ目として部活動のあり方ということでもあります。この部活動のあり方につきまして、現在中学校の総体などに出場している部活動、及びクラブも含めると、17ある活動団体のうち13が中学校の大会に出ている状況であります。これまでもこの部活動において単体でのチームが作れずに近隣の中学校のチームと合同チームを組み、大会に出たという経緯があります。そういった中、やはり部活動を行っている子どもたちにとってはまずは体を動かしたいという欲求から始まり、試合に出たい、大会に出たい、勝ちたいというようなことを子どもたちは常に思っていると思います。そういった意味では合同チームであっても大会に出られるというのは、中学校での緩和措置として行っているところであり、そういった部分、今後も三川町の各部において生じる可能性はあると思います。先程、他の議員の一般質問の中でもありましたが、やはりこの部活動の数についてはやはり今後見直しをせざるを得ない時期はくると思います。

ただそういったその見直しに当たりましては、学校サイドのみの判断だけでなく、やはり指導している指導者、それからそこに関わっている保護者、もとより活動を主としている生徒、そういった意見を汲み入れながら段階的に部活動数の絞り込みなどは行っていかなければならないと思いますが、これにはまだ相当数時間がかかるものと認識しております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 小中の教育連携に関しましてでありますけれども、小学校においては月例テストを廃止する流れが起きてきていると思います。中学では年4回の定期テストの他、5教科においては単元テストを行っているということで、学習の流れがこれまで以上に大きく変わる中において、小学校から中学校へのスムーズな学習の移行というものができなくなり、生徒の戸惑いや躓きが多くなるのではないかと懸念されます。

町としてその辺のスムーズな移行、教育連携というのは先程ICTであったりキャリア教育というものがありましたけれども、そういったものに関して意思疎通を小中でどの程度されているのか、まったくもってテストをしなくなったかと思いきや、中学校では今まで通りするというようなことで少し教育の流れというものがちぐはぐになってきているのではないかなという印象があります。その辺いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 月例テスト、単元テストから小中連携というようなご質問でありましたが、まずこれまで小学校におきましては主に国語であれば漢字のテスト、算数であ

れば計算というような内容の月例テストを実施してきたところであります。月例テストにおいては漢字ドリルや計算ドリルの決められた範囲を行うというようなやり方でありましたけれども、これによって子どもたちの学習の基礎基本の定着を図る目的で行われていたわけがあります。そういった部分ではある一定の成果が得られたというふうに思っていて考えているところではありますが、しかし、学校の現場サイドによっては単にテストを行えばいいというような形骸化したような内容も見受けられるということから、学校現場において、特に校長先生の判断において、他に習得した知識や技能を活用する力を伸ばす指導というのを行うために、月例テストではなく、単元テストや小テストを実施していると。それによって細かな区切りを行ないながら確かな学力の定着を図っているという取り組みが、確かに三川町内でもされてきております。

具体的に申しますと、押切小学校では今年度からこの単元テストのやり方に切り替えていると、東郷小学校におきましては令和2年度からこの単元テストの方に切り替える、一方、横山小学校におきましては来年度も月例テストのやり方を継続するという考え方は持っているようですが、ただしその中にも思考的な問題を加えながら実施していきたいという工夫をそれぞれの学校で行っているという状況であります。

さらにこの小学校、中学校の連携という部分につきましては、三川町教育研究所の中でも、それぞれの学校で公開授業というのをやりながら、幼保小中連携のもとに、同じ方向性を向いた授業の行ない方、教育の指導をしていこうというような取り組みが、これまでも何年も行われてきているところであり、そういった中で学習指導においても切れ目のない接続ができるようにというような取り組みを現在行っているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

暫時休憩します。 (午後 2時02分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- |                                |  |
|--------------------------------|--|
| 1. 人・農地プランの實質化と今後の地域営農のあり方について | 1. 平成24年から開始された「人・農地プラン」の作成経過とその効果について伺う。          |
|                                | 2. 現在取りまとめ中のプラン作成の取り組みの状況と課題について伺う。                |
|                                | 3. アンケート集計と地図作成により、考えられる今後の見通しと課題について伺う。           |
|                                | 4. 地域営農の維持発展に役立つ、意味のある計画にするにはどうすればいいか、行政としての見解を伺う。 |

- |  |  |
|--|--|
| <p>2. 公益的活動や自主的まちづくり組織への支援と拠点づくりについて</p> | <p>1. 福祉や農業などの分野で公益的活動をしている組織について、活動の現状把握とその評価について伺う。</p> <p>2. 旧押切地区公民館の解体に伴って、影響を受ける団体や、NPOを目指している組織などの活動拠点の必要性について見解を伺う。</p> <p>3. 今後、公益的活動や自主的まちづくり組織の拠点として、旧押切保育園施設を整備する考えはないか伺う。</p> |
|--|--|

令和2年第1回議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

第1点目、人・農地プランの実質化と今後の地域営農のあり方についてであります。

具体的には、平成24年から開始された「人・農地プラン」の作成経過とその効果について伺います。

また、現在取りまとめ中のプラン作成の取り組みの状況と課題について伺います。

また、アンケート集計と地図作成により、考えられる今後の見通しと課題について伺います。

地域営農の維持発展に役立つ、意味のある計画にするためにはどうすればいいか、行政としての見解を伺います。

2点目、公益的活動や自主的まちづくり組織への支援と拠点づくりについてであります。

具体的には、福祉や農業などの分野で公益的活動をしている組織について、活動の現状把握とその評価について伺います。

また、旧押切地区公民館の解体に伴い、影響を受ける団体や、NPOを目指している組織などの活動拠点の必要性について見解を伺います。

今後、公益的活動や自主的まちづくり組織の拠点として、旧押切保育園施設を整備する考えはないか伺いたいと思います。

以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

初めに人・農地プランと今後の地域営農のあり方に関しまして、1点目から4点目のご質問につきましては関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

人・農地プランは、農業者や集落・地域において、将来の農業のあり方を話し合い、「人と農地の問題」を解決していくことを目的に策定されているものであり、平成24年度から農業者の話し合いをもとに、本町においては全集落で策定されてきたものであります。また、

この計画は地域農業の中心的な担い手となる認定農業者等に対し、農地利用の効率化に向けた農地の集積等を図ることにより、地域農業の継続した発展を目指すものと理解しているところであります。

さらに、この人・農地プランの効果を高めるため、将来の農業についてのアンケート調査を行うとともに、農地の地図情報を農業者に提供しながらプランの見直しを進めているところであります。また、この調査においては農業者の高齢化や担い手の不在など、将来の農業経営について不安視する声が多く聞かれた一方で、経営の維持発展に向けた農地の集積や集約の必要性など経営強化に向けた意見もあったところであります。

このような人・農地プランの見直しを通し、農業者がそれぞれの立場で話し合いを重ね、問題意識と課題を共有することが大切であると考えており、町といたしましても、農業者の積極的な取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の「公益的活動や自主的まちづくり組織への支援と拠点づくり」について、1点目の公益的活動組織に関するご質問であります。本町には幅広い分野で公益的活動を行っている団体、組織が多くあるところであります。それぞれの活動状況につきましては、各課等が所管する事務事業を通じて、実態の把握に努めており、その多くが精力的に活動していただいているものと認識しているところであります。また、町といたしましても、効果の高い取り組みに対しては、継続的に支援を行うなど、公益的活動の推進を図っているところであります。

次に、団体等の活動拠点に関する2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

各種団体等の活動には、会員が集まり、会議する場としての拠点が必要であると認識しているところであります。そのため、本町では三川町公民館や社会福祉センターなど、組織活動の拠点となる場の提供に努めているところであり、まずはこれらの施設の有効利用を図りたく、現時点においては老朽化が進んでいる旧押切保育園施設の整備は考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 簡潔に答えていただきました。

最初の人・農地プランについて再質問させていただきます。平成24年から開始されて、一度作成されました人・農地プランであります。その作成経過と成果については、具体的にはありませんでしたけれども、今般また再度見直しということで政策的に作成を求められている、その要因についてはどのようにお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 平成24年から25年にかけて本町では27のそれぞれの人・農地プランを作成し、その後10年までにはなっておりませんが、経過した中でご質問のとおりプランの見直しということで示されて、今現在取り組んでいるところです。

このプランの最大の目的が、いわゆる農業、代表的なものであれば水田を活用した稲作農

業でございますが、こちらを将来的にも継続的に営んでいくためには、今叫ばれております農業者の高齢化、それから経営的な面も反映された後継者の不足といったことで、将来的なものも描いたときに大変な課題を抱えておるといった状況について、人と農地の基本的な問題について農業者自らが話し合いのもとでそれぞれの方向性を描いていこうというのが趣旨でございました。そうしたことで描かれたプランについては1年に1回、見直しと申しますが、人も変わりますし、農地も変わりますので、そういった部分での見直しを行って今日に至っておるわけですが、一方で全国的な市町村がほぼ策定をしている中では、本町のように27集落で27プランというようなどころだけではなく、大きな市や町であって、なお、プランが一つでしかないというようなことがあります。

何を言いたいかと言いますと、いわゆる膝を交えて農業者によるプラン、指針になるようにというような思惑とは別に、大きな町でも一本化になっているという意味は、ある意味中身がないと、薄いのではないかというような指摘がある中で、そういった部分を最初に描いた方向性をもう一度明らかにし、有効性が上がるようにということでの見直しと理解をしております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その政策的な見直しの意図というのは、たぶんその中身と効果についてまだ発揮されていないということだと思いますが、先程三川町の取り組みについて、いろいろ組み合わせございますけれども、話し合いによってプランを作られたというふうな話がありましたが、この辺については少し冷静に総括する必要があるのではないかと私は思っております。前回の平成24年、25年の段階でも、実を申し上げますと集落でもって全員が集まって話し合いをした経過は私のところではないと記憶しております。結果的にはどのようなプランができてきたか見せていただきますと、その当時の認定農業者が全部担い手になるようなプランニングをしたと。その認定農業者に全部土地を集積するという形でのプランニングを作ったということで、言い方悪いですが、行政的なレベルで作られたプランニングだというふうに私は思っております。

それが悪いというふうに今さら言う気はありませんが、現在のプランニングの経過もそうなんですけれども、行政のプランニングの作成については国の方からいつまでというふうに迫られてきますし、それなりに非常に大きな問題ではあります。そのプランニングをすること自体が補助金等いろんな制度の対象の地域として必要な必須な項目になっておりますので、作られた経過についてはやむを得ない面があったと思いますが、ただ、行政としての総括としては、やはり前回のプランニングも話し合いが不十分だったというふうに私は思っておりますけれども、その辺の総括はいかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今議員が言われるように人・農地プランも一つの制度の中でのプランになっております。目的は先程言ったとおり人と農地の問題を解決する、方向性を示すということではございますが、誰のためのプランかという部分でいろんな意見がございます。



一つは行政的な目的のためのプラン策定、ただ中身的には農業者が自ら膝を交えて話し合いの上で問題を共有するんだというような農業者視点でのプランの中身になってございます。残念ながら私の理解であっても議員同様、まずは行政的な必要性があつてのプラン策定になっているというのは事実かと思ひます。

ただ、その内容がそのためだけであれば、策定する意味というのは限られてきますが、これをきっかけにしてまさに後継者不足、自分の経営を将来5年後、10年後どうしていくんだと、自分の農地を誰に預けるんだということについては、間違いなく課題、問題となっておりますから、それを農業者自身が話し合つて、共有した課題というふうにしていくためのきっかけにするという意味で、農業者視点の中ではこのプランの有用性はあるかと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その意味合いについて私も同感であります。ただ、今生産者サイドでの意味というふうなこと一つありますけれども、国としてなぜこのような形のプランニングを迫っているといいましようか、求めてきているのかというふうな意味で言えば、はっきり言って成果が現れていない。国そのものの考え方は、大規模経営で他産業と競争できるような海外と競争できるような経営体を作っていくという、ある意味過疎地帯とかその辺のところも含めて、高齢化ではなくて若い担い手を育てていくというふうな目的があつたと思うんです。それが実行化されていないという意味での新しいプランニングというふうにも私も解釈しております。

今まで同じと言えば同じなんですけれども、要するに中心経営体という考え方で中心経営体の中には認定農業者、それから認定新規農業者、集落営農、それから所得達成者、三川町では400万円ですか、認定農業者でなくても農業所得が400万円以上あるという、それを中心経営体として認めていくと。その今言った中心経営体に利用集積をしていくと。その利用集積の単位も、これどこまで本当に受けとめればいいのか分かりませんが、その中心経営体をもとに20から30haを1経営体にしていくと。そこまで農地集積をしようというのが国の目標だというふうにも解釈しております。この解釈は間違っていないでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程来申し上げております人・農地プランの目的に沿つて、一つの指針として出されているのが、担い手への農地の集積です。言われるとおりです。この部分について三川町では、2,200haの水田農地がございまして。この数字について統計上国・県から示された数字ですが、それについて1,700haほど、いわゆる率にして79.4%ほどの集積になっている。その集積の相手は言われる担い手、認定農業者、認定新規就農者、それから集落営農団体、組織、さらには基本構想で所得を達成している方、いわゆる認定とかそういった制度上のものではなくて、実際に所得を得られて経営されている方に対して今言った農地を集積をしています。

実は一つの指標でしかないのですが、これは県内全市町村の中で三川町がトップになります。ですので、ある意味、国の方がそういう視点で20から30haの1経営体がというよう

な考え方に基づいて見るなら、三川町というのはその目標にかなり近づいているというような見方になるかと思います。ただし、町としてはそのようには捉えていません。中間的に間違いなく集積はしておりますが、その方々の年齢についても60から70歳というような方々に集積をしております。今後5年から10年後、では誰がやっているかというようなことを考えれば、三川町が達成している集積率を、また新たな課題を持っているというふうには捉えていますので、国が示している部分については間違いはないかと思います。国としては、しかし、それを受けた町としては別の考え方を持って今進めているというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今回町の方で取りまとめをする前段としてアンケート等、それから耕作者の年齢区分による土地の地図を作られましたけれども、今言われました現在60、70歳中心の中心経営体ということで、5年、10年後にはその年齢が70、80歳というふうな年代層になっていくということになるわけで、その危機感というのは皆同じなわけですが、そこを今後どのようにやっていくかというのが非常に大きな課題で、まさしくあると思います。

話し合いの経過とスケジュールについて若干お伺いしたいのですが、私どもの集落では2月6日、経営所得安定対策の説明と同時に人・農地プランの説明会を土口公民館で行いました。ただ、その集落の単位としては、個人的な話で申し訳ないのですが、私どものところは落合と同じ経営体になっているんです。それで、落合の方にも集まりの呼びかけをしたけれども、誰一人来なかったんですよ。ですから、話し合いの前段で、このような状況の中で話し合いをスタートしているわけです。そして、これは生産組合長が招集する集まりだったわけですが、しかも、利用集積の計画を出すスケジュールが、3月27日というふうな説明がありました。この辺に関してはこの話し合いの、人の集まり方も含めまして、かなり無理なスケジュールではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまお話あったとおり、人・農地プランの見直しの必要性の説明と、また町として考える部分の提案も含めて、生産調整の集落説明をもって全集落の説明をさせていただきました。この部分について説明を聞いていただいた農業者の皆さん、かなり温度差がございます。前からそういった部分については問題視をしているし不安視をしているというふうなことを言われる方もあれば、全く興味を示していただけなかった、自分のことではないというような捉え方なのかもしれません。かなりの温度差がある中で、まず1回目は全集落という形にさせていただきました。土口については提案も含めてなのですが、1集落1プランではなく、今の情勢を踏まえて落合と一緒にされてはいかかかというふうな提案だったのですが、言われるとおりの落合からは参加がなかったということでした。2回目、3回目、これを継続して説明をし、また話し合いを持っていただきたいと考えておりますので、引き続き取り組みを進めながら、農業者自らが自分のこととして参加できるような状況を少しずつ確実に作っていきたいというふうには考えております。

先程申し上げた行政的な視点の中では本年度中に改定の見直しプランを提出するということとなりますが、農業者視点で、いわゆる町としての考え方としては、ペーパーのプラン以外に本当に大事な部分は、この問題に対して農業者共有するということですので、年度を越えて話し合いを持っていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） たぶん27日は出てこないと思います。どこも。今はいろんな集会、総会とかがあったりで集まるのが大変な感じでありまして、まして4月もまた忙しくなるというふうな状況でありまして、本当に農繁期の取っ掛かりのところからプランニングをなささいというのはかなりきついスケジュールで今迫られておりまして、この辺は国との関係あるんでしょうけれども、本当に弾力的にスケジュールではなくて、本当に話し合いができるような、まとめられるようなスケジュールをぜひ設定していくべきだと思います。

それから、具体的なプランニングの中身について若干お伺いしますが、先程も申し上げましたけれども、対象エリアについては落合と一緒にだと言って、押切地区は上・中・下が一緒だということで、他の地区は私分からないのですが、結局入会になっているという意味では、いわゆる属地的な区分をしているという意味も分からないわけではないのですが、ただ、経営を考えて誰が担い手となり、どの土地を集めるかとなったときには、属地的な発想では無理だと私は思うんです。ですから、そういう意味では、対象エリアについても見直しをするべきだと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今言われた部分については農業者に対して町からの提案になっています。これを話し合いのもとで、やはりそうではないと、集落ごとの方が実効性あるんだというようなことになれば、今提案している部分は一緒にならずそれぞれのプランに戻るということも可能かと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ぜひそういう方向で、区分を決める場合も一緒の方がいいという場合はもちろん一緒に構いませんけれども、分けた方がプランニングしやすいという意味ではきっちり分けて、やりやすい単位でもってプランニングするという方向にぜひ持っていただきたいと思います。

それから、全体の方向性といいましょうか、どのような格好でまとめていくかということになりますが、実際の話、誰にどの人にその土地の利用集積の計画を組むかということでは、相当大変だと思うんです。若い人って、今は60歳以上という区分で、70歳、80歳は高齢者だから農業は無理でしょうという前提で計画を組まなければいけない状況になっているわけです。国もそうですけれども。では、40代、50代で将来の担い手になるような、その人が10年過ぎても60歳前くらいになっているというような、本当の現役バリバリのところに利用集積をしようという計画が果たして組めるかということなんですけれども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 農業地の将来的な集積ということの中で受け手・出し手をそれぞれ特定して、ある程度方向性を示しながら進めていくということについては相当難しいという部分は、もっと言えば不可能かと思えます。それはできません。できないのですが、そういったものを話し合いの中でする上で、万が一自分がやったときについては「誰か頼むね」というような共通の意識を持っていただくのがこの計画の一番の大事なところかと思っています。ですので、ペーパーに載る数字的なもの以上にそのペーパーに載せるための話し合いを重ねていくということについて重きを置きながら進めていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私どもの集落を考えてみても、4人ぐらいの若手がありますので、その人に利用集積をするという計画は作れます。土口100町歩ぐらいですので、その1人ずつで25町歩ぐらいの計画で組めるかという話ですよ。本人の了解なしに組むわけにはいきませんので、全く別の農業像を描いていかないと組めないわけですよ。

ですから、先程無理だと思えますと言われましたが、では具体的にどういうプランニングをしようかとなったときに悩む、これは話し合いでも悩みますよ。責任のなすり合いではないですけども、その辺は本当にどうしたらいいか。これは政策の意図はある意味このような大規模経営を行っている、日本でも先進的な水田地帯でもこのような状況になっているわけなので、実際はもう山間地帯とかになればほとんど不可能に近いようなプランニングになっていっていると思うんです。もっと悩んでいる。その背景にはもっと別の方の考え方がありまして、個別経営で無理な場合は法人化しなさい、地域内で法人化できない場合には外部の法人に任せなさいという計画が、実際文章化されているのがあるんですけども、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 前段のご答弁の中で申し上げた分と重なりますが、国としての考え方は間違っているというようなことは言えませんし、きっと国の立場では正しい考え方なんでしょう。ですが、大規模を持っておいてただそれだけで農業経営が強化され、安定するという方向を、いろんな事例を見てもやはりいろんな形でのご意見が出てきています。三川町であっても農業振興という視点で見たときに、何も大規模経営だけでなく、いろんなスタイルの営農類型を持って、全体として農業が位置づけされているというふうに捉えていますので、そういった見方と同様に、先程申し上げた集積のために受け手と出し手を特定するというようなことは考え方としてはあるにして、現実できないだろうというふうに先程申し上げたわけです。

ただ、方向性としては、そういったものもあるよということなので、それをもって話し合い、自らの立場で自ら取り巻く農業関係のことについて問題、課題、不安がたくさんあるといった部分を、重ねて申し上げますが、話し合うきっかけにすることがこのプランに向かう一番大事な目的だと町としては捉えておりますので、それに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えています。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 悩みはと言いましょか、同じなわけですけども、実はですね、私の集落で5年ぐらい前になります、人・農地プランではなくて、農地・水・環境保全向上対策の組織でアンケートを取ったことがあります。ほぼ同じような中身になります。農地・水・環境保全向上対策でも集落の今後あり方を計画しなさいと同じような事業がありまして、それに一応乗っかってと言いましょか、アンケートを取ったのですが、そのときにこちらとアンケートの中身とは違う面が一つありまして、何歳まで農業を続けたいですかという項目を入れました。そのときに、実際は70、80、85歳というのがありました。なぜ85歳があるかということ、85歳で現役でやっているからなんです。

実際の農業の今の状況を見ますと、私は70歳ですので、その渦中にあるわけですけども、みんな現役なわけです。その現役の70歳が、では今後5年、10年の間にリタイアする前提で他の人に農地を預けるとい計画をどうしても組まなければいけないかという悩みになってしまうわけです。これからは、それは、たぶん農家の本音としては死ぬまでやりたい。制度上、周りの環境から言えば75歳くらいでリタイアするのが当たり前だというふうな、そういう観念があってそれに従って75歳まででやめようかなみたいなことを出してくるということはあるのかなと思うんです。

ですから、その辺を実態としてどういうふうと考えていけば一番集落の農業を守っていけるのかというふうと思うのですが、私はあくまでも今やりたい農業、続けたいという人を、全部と言いましょか、生かせるような、その人たちが農業を現役でやりたいという意思を生かせるような仕組みと言いましょか、それを無視しないようなと言ったらいいのか、それだけでは当然困りますので、若手は若手で利用集積したくて20町歩、30町歩したいという人がいればそれはそれで結構ですが、当然それでは賄い切れないということも目に見えているわけですので、むしろ高齢者農業を維持しながら、しかも地域も維持するというふうな方向を考え方として入れていくべきではないかと思ひますし、今回のプランニングでも今70歳で、10年後80歳でも担い手として認めるという姿勢でいくべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 私も今言われるとおりにかと思ひます。年齢だけで農業が定年と言ひますか括れないと思ひていますし、実際に技術的なもの蓄積もありますし、実績もあって、なお、米づくりであれば機械化が進んでいますので、70歳、80歳の先輩であっても十分農業を営むことはできるかと思ひます。そういう意味では、その方を担い手として見るということは十分可能かと思ひます。

制度上、認定農業者については構想に沿った基準を持って審査し認定されています。やはりそこでは年齢的なものも考慮されます。それは審査会というよりも、ご本人が例えば80歳になって認定農業者を持つことによっていろんな有意義な支援を受けられるという判断をした場合です。さて、80歳の私がもう10年先までならないなといったことで、制度上の担い手を取り下げる方はいらっしやいます。ですが、前段申し上げたとおり、一農業者とい

う視点の中では年齢に定年はないだろうと、担い手として位置付けをしてもよろしいのではないかというふうに考えています。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今、中心経営体として年齢制限を設けないでというふうな話がありました。同じように若手の中で認定農業者になれない人がいます。兼業農家で所得が50%農業所得を切っている人、それから公務員の方。公務員も臨時の方も含めるらしくて、正職員でない方も認定農業者になれない。でも、今言った兼業農家で外部所得が多い方も公務員の人も実際は農業をしています。これは三川町だけではないのですが、稲作、単作経営の典型といえますか、三川町の農業の一番その傾向がありますけれども、農家の所得は兼業と稲作所得と両方、要するに兼業でもって総体の所得を賄っているという、それが現実なわけですし、それが意味、総合的な所得が一番高い、ある意味豊かな地域を支えている基盤であるというふうに思うわけです。そういう意味では、兼業農家も準公務員といえますか、その方も認定農業者にはなれない制度上の問題がありますが、これからの担い手としては、もうカウントしていくと言いますか、それは本人の意思ですよ、意思で入れていく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ、今兼業農家で外部からの兼業就農の方が多くてもやがて定年になって退職するということになりますと、専業農家になるわけですよ。退職してから専業農家になって規模を増やしている方もいますし、そういう意味では、そういう方も含めて担い手として中心経営体として考えていくという必要性があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） いわゆる言われる農業の担い手を制度上、先程言った認定農業者とか認定新規就農者等を特定しています。それは制度上の担い手です。したがって、制度上の担い手になることによって国、その他は特別な手当ができるという位置づけでこの仕組みを動かしています。それが実態です。今言われるのは制度上の担い手ではなく、この地域の農業を支えるという意味で、いろんな方々がいて支えているわけですので、兼業を持って務めながら土日で農業をする方もある意味間違いなく支えています。また、今勤め人で定年になってその後に農業に携わる方もいらっしゃると思います。そういう意味での制度上ではない、本当の意味での農業を担っているということであれば、議員が言われるとおり、皆さんそれぞれを指定することはできるかと思えますし、すべきだと思います。

ただし、人・農地プランというのは制度上のプランですので、そこに位置づけることは制度上できないという分け方をしないといけないかと思っています。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 国に出す計画ですし、国からチェックを受けるプランニングですよ。そういう意味では国の方針に従わないと言いますか、少し考え方の違うプランニングを出した場合は逆にこれではまずいと言われるという、そういう可能性ももちろんありますが、とりあえずと言いますか、国に出す計画は国の計画にのっとって出さざるを得

ない点はあると思います。そういう意味では、話し合いをじっくりする暇がなくて、役場サイドで作らざるを得ない場合もあるでしょうと。そこはある意味やむを得ない、制度的ないろんな強い農業づくりとかいろんな資金のバックボーンになりますので、出さないわけにはいかないということは分かりますので、それとまた別にと言いましょうか、本当に集落とか地域をどうしていくかという話し合いはやはりきっちり、時間をかけてやっていけたらなと思います。

今回の人・農地プランの補助金の仕組みの中とか、政府の話し合いの持っていき方ということでは、かなり懇切丁寧に生産者だけでは話し合いがまとまらないから、役場職員とか専門家を招くように、それに対する補助金もありますよというふうな、要するにマンパワーを活用しなさいというふうなことが書いてあるんですけども、そういう意味では、実際集落で生産組合長を中心と言っても、地域によって違うと思いますが、バリバリの農業経営者が生産組合長をやっているところもあると思いますが、実態としては兼業農家の方がなっている。私の集落なんかは、家は農家だけれども実際農作業は春と秋にしか出ないという人が生産組合長をしております、普通は務めているということで、ですから、集める環境もそうだし、時間として農業に対する将来と言いましょうか、その辺の考え方もまだまだいかないということもあり、実権は親が握っているということもありますので、そういう意味では生産組合長を中心にまとめなさいというのも無理があるのではないかと思います。

ですから、その辺でどういう格好で持っていくかなんですけども、やはり一つは第三者、役場職員ができれば、それも大変だろうとは思いますが、県ではそういうふうな専門家を用意しているようなので、そこも含めまして、いろんな話し合いの取りまとめの方法については検討すべきだと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員の質問の最後に述べられている、いわゆるこのプランに取り組む上で意味のあるものにするにはということに繋がるかだと思います。やはり理想ばかり掲げて、まるで実行が伴わないと。口にする内容は立派だけれどもまるで他人事であるというふうなことをよく批判されます。そうであってはならないという意味で議員の思われている考えについては同意するものです。その視点を持って取り組む上で、今現在の状況を現実的に踏まえれば、生産組合長を中心にプランの部分を取りまとめるというのは間違いなく大変な作業になります。また、実際できるかなと言えれば難しいだろうと言わざるを得ない状況のところはほとんどであります。

そこを踏まえて、全部一緒にはできませんが、今全体としての集落説明なり提案をもって取り組んでいただいていると思っています。大変ご苦勞をかけていると思っています。その中から二つ三つの集落の方から、2回目、3回目の話し合いをするので出てきてくれないかというふうに話をいただいています。成田新田は一度終わりました。今度猪子、それから東沼、すみよしという形で、いわゆる自主的に手を挙げて来てくださいますというところに出向きながら、実際のその大変な部分については一緒に向かっていこうと。

なお、先程言った締め切りである3月何日という部分については、これは行政的な視点で

の提出期限になります。町としてはその期限は期限として出しながらも、町としての考え方を持って一緒に年度越えても取り組んでいくということで先程申し上げたとおりですので、そういった視点で向かっていきたいと考えています。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 国が考えているということというのは大規模経営であります、大規模経営ができないから悩んでいるわけなので、現実としては、そこを無理やり集積して作るというような、かなり無理矢理な国の関係がありますし、これは私見になりますが、要するに日本の農業をグローバル化に対応できるような形にして、今目標で新しい農業基本計画の練り直しの中で、輸出額を4兆円にするという目標を掲げましたけれども、そのような農業にしたいという目標があるようです。今言ったような形の農業経営が個別経営でできなければ、企業参入で実現しようと。そういう意味の企業参入するためには、農地の所有を自由化するべきだと。農地法を改正すると。そういうふうな要求もあるようですが、実際このやり方で本当に地域が良くなるのかというふうに考えた場合には、とても良くなるには思いません。私たちはやはり地域を守るという視点で、地域の力で、自分たちの力で、自分たちの考え方をまとめて、より良い計画を作っていくということを前提にしていきたいと思っておりますので、その辺を含めまして行政と一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これで、人・農地プランを終わらして、次の広域活動と自主的なまちづくりの支援ということでの話を再質問していきたいと思っております。

回答としては活動している団体については評価しているけれども、具体的に言った拠点についてあればいいというふうに思っていて、その拠点として場所的には公民館とか福祉センターを使ってやるべきではないかと。旧押切保育園施設を整備する考え方はありませんという回答でありましたが、これは私もその個別の利益誘導にならないように、幅広い町民活動のためにというふうな観点で質問させていただきたいと思っておりますが、場所的に拠点というのはある程度事務的な資料を置いたりする場所も含めて拠点というふうに言えると思うのですが、その辺は公民館とか福祉センターではそういう機能は持ち得ないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 公益的団体とそういったまちづくり関係団体等の活動内容については様々でございます。日常的な活動に伴いまして、そういった常設的な事務所が必要な団体もあれば、会議などの一時的な集会場所でも活動に大きな支障もないといった団体も存じておりますけれども、今のようなそういった使い方についてはそれぞれの施設の条件等がございますので、制約がかかることにならうかと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 2番の押切地区公民館の解体に伴ってという関係で具体的に申し上げますが、実は押切地区公民館は尊農塾という農業団体の組織で、尊農塾そのものは自分たちで商売をしているわけではなくて、交流事業が学習活動というふうなことを主にして集



まっているメンバーの半分以上は若い担い手の方が集まって活動しておりますので、そういう意味で今活動拠点がなくなるということで非常に心配しております、その辺を、代替案を一応代表の方から聞きましたら、公民館の場所を借りたらどうかという話があったという話ですが、会議をするだけではなくて、やはり資料を置いたり拠点になるような施設があれば自主的な活動というのはもっと進むと。本当は窓口になるようなそういう事務機能も設けられるような場所があれば一番いいんですけども、とりあえず物を置いたり、会議をするには大変助かっている施設もあるわけですけども、それについて公民館を使ったらどうかという話だけでは活動が停滞すると言いましょうか、今までよりは不便になりますし、大体道具を置くところをどうしたらと今話になっておりますが、その辺については誰に聞いたらいいか分かりませんが、この活動を支えるという意味で町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 個別の案件という部分以外の考え方ということで申し上げますけれども、まず基本的には本町においては今後の例えば少子高齢化、人口減少社会を見越して、それに対応していくためには、今後もやはり継続して質の高い行政サービスを維持していく必要があると。そういった観点で、本町の行財政規模の中で、まず簡潔で効率的な行政運営に取り組んでいるところでございます。このような基本的な考え方のもとでは、本町では行財政改革推進プラン、第6次行財政改革大綱を策定しまして、その中で町の保有する公共施設についても効率的、効果的な活用を図っていくこととしているところでございます。

したがいまして、そういった個別の観点等につきましては、今後基本的な考え方を基にしますけれども、まずはやはり現在ある公共施設の有効利用を図っていただきまして、ニーズに応じてそれぞれ施設の利用条件の範囲内で利用していただくということが基本でございます。以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 行財政改革にとっては壊した方がいいということですね。その中にはまちづくりや公益活動をどうやって伸ばすかという観点が一切ないというふうに私は受け取りました。行財政改革で取り壊しになると同時に、もしかしたら自主的な団体のやる気も削いでいるのではないかというふうに思うのですが。今個別の団体というふうな話をされましたのであまり個別の名前は出さないようにしたいと思いつつ、新しく福祉団体等でも自主的にボランティア活動をやっている団体がありまして、その中で、できればNPO化したという、構想ですよ、決まっても何もいけませんので、構想を持っているそういう団体があると聞いておまして、ところがその場合に、NPO登記するときに住所が必要なわけです。現状では代表の家というふうになってしまうわけですので、そうではなくて、やはりちゃんとした拠点と言いましょうか、それがあればそこを住所登記できるわけですので、方法としては福祉センターもあるのかなと思っておりますが、ただ、NPOと社会福祉事業というのは若干違う。大体は他の地区を見ますと、NPOはNPOで、酒田市等もそうですけれども、公益

活動支援センターを作ったり、社会福祉事業は社会福祉事業で福祉センターがあって、二つの組織があるというのが大体なわけです。そういう意味では、新しくNPOを目指して活動を進めようというふうなことも拠点は必要だと私は思うのですが、そういう自主活動を進めるための拠点について、どのように町はお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 町内にはいろいろな公益的な団体・組織がありまして、積極的に活動していただいているということにつきましては町長答弁、また企画調整課長が申し上げたとおりでございます。ただ、そういう団体・組織に対してどのような支援をしていくかということについては、先程企画調整課長が申し上げたことが基本的な考え方でございます。そういった中で、今個別の組織についての活動拠点を確保してほしい、そういった要望に聞こえるわけでございますが、そういった希望については、その団体の具体的な活動内容とかいろいろなことを私どもも知り得ない中では責任ある回答はできないものと考えております。

また、こういった個別の団体に関する議論については、この場ではやはり限度があるのではないかというふうに考えておりますので、どうしてもそういう拠点がほしいという要望がある場合においてはその団体の方々の相談に応じてまいりたいと思います。そういう申し入れについては町としては相談に応じるということで、一緒になって考えていくという姿勢でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） それでは質問を変えますが、私どもも情報として伺っているだけなので、決定かどうかと分からないので確認させていただきますが、一つ旧押切地区公民館を解体するという件、それから旧押切保育園、学童保育の活動をしておりますけれども、そこが移転すれば空くというふうなことで、そこも解体するというふうに伺っておりますが、その計画については事の真偽と言いましょか、これからの予定についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） まず私どもで所管している旧押切地区公民館、これにつきましては、過去に地区公民館活動していた際に公民館を教育施設として管理をしておりました。その後、地区公民館を廃止するのに伴いまして、その機能を失い普通財産として総務課の財政係が所管をしております。その際に継続利用していた団体に限って、まずは老朽化、使えなくなるまではお貸ししますというような条件で継続してきたわけでございます。今回、議員からは旧押切公民館の解体というお話がございましたが、まずはすぐに解体するわけでございませぬ。同様に児童交流センターにつきましてもすぐに解体という方向ではございませぬ。これは基本的には公共施設総合管理計画の中で集約化というのがありますので、最終的には解体に繋がる可能性はございますけれども、まずは旧押切地区公民館においては令和2年度において売却を進めたいと考えております。空き家として購入していただければと、土地付きでございますけれども、これを一般競争入札のような形になろうかと思いますが、公募をすると。その公募でやはりなかなかそういった受け手がないといった場合については解

体、更地にして土地を売却する可能性がございます。

一方、児童交流センターにつきましては、現在のテオトルが開設することに伴いまして、その児童交流センターとしての機能も失います。さらには施設の老朽化もございますので、公共施設総合管理計画の中では、これについての集約化をするということではあります。ただし、担当課の方はすぐに解体する考えはないようでございます。まずは向かいにありますみかわ保育園・幼稚園の方で、やはり倉庫機能が必要だということで、当分の間は倉庫として使うような考えは持っているようでございます。ただ、将来的にはこの改修費用を負担していかないというのが公共施設総合管理計画の中での方針でございますので、それにのっとった形を進めてまいりたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 今すぐ解体するということではないようなので、若干は話し合いをする時間があるかなと思うわけですが、通常遊休施設ができた場合、隣の市の長沼地区等は、小学校跡を活動支援センターとして旧公民館みたいな形ですけれども、整備して町民が自主活動できるようにしているということがあって、通常は公共施設がいなくなったら民間に貸し出しも含めまして、いろんな活動に使えるように整備するというのが常套手段でありますので、そういう意味ではすぐ解体ではなくて若干の話し合いを持ちながら有効利用する方向性も考えるべきですし、はっきり言えばもったいないということもありますので、ぜひその辺は少し慎重にやっていただきたいと思えます。以上で終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時19分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 安全・安心の地域づくりについて | 1. 自然災害については、「地域防災計画」等で対策をしているが今まで、予測のできなかつた病気などへの対策が必要で、その考えは。<br><br>2. 地域開発に伴い、児童・生徒の通学路の安全確保が心配される。その対策は。<br><br>3. 自転車事故で、被害者、加害者のためにも「自転車保険」の加入を啓発すべきで、その考えは。 |
| 2. 建設行政について        | 1. 「かわまちづくり整備事業」で整備された河川敷について、増水時や被害があつた場合の対応は。   |

- |                          |   |
|--------------------------|---|
|                          | 2. 「かわまちづくり整備事業」で整備された箇所の使用と管理の考えは。                       |
|                          | 3. 藤島川に架かる「宮東橋」の大規模な補修工事が計画されているが、工事の見通しや住民の利便性、安全確保の考えは。 |
| 3. スポーツ・レクリエーションの振興策について | 1. 町民がスポーツ・レクリエーションに親しみやすく、参加しやすい方策は。                     |
|                          | 2. 少子化等によりスポーツ参加者の減少が心配されるが、その対策は。                        |
|                          | 3. 学校部活動等での教職員の負担軽減や「スポーツ少年団」振興のための「地域学校協働活動体制」の確立方法は。    |

令和2年第1回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、安全・安心の地域づくりについてであります。

一つ目、自然災害については、「地域防災計画」等で対策をしていますが、今まで予測のできなかった病気などへの対策が必要で、その考えは。

二つ目に、地域開発に伴い、児童・生徒の通学路の安全確保が心配されます。その対策は。

三つ目、自転車事故で、被害者、加害者のためにも「自転車保険」の加入を啓発すべきでは、その考えは。

次に、建設行政についてです。

一つ目、「かわまちづくり整備事業」で整備された河川敷について、増水時や被害にあった場合の対応は。

二つ目として、「かわまちづくり整備事業」で整備された箇所の使用と管理の考えは。

三つ目に、藤島川に架かる「宮東橋」の大規模な補修工事が計画されていますが、工事の見通しや住民の利便性、安全確保の考えは。

最後に、スポーツ・レクリエーションの振興策についてです。

一つ目、町民がスポーツ・レクリエーションに親しみやすく、参加しやすい方策は。

二つ目として、少子化等によりスポーツ参加者の減少が心配されるが、その対策は。

三つ目として、学校部活動等での教職員の負担軽減や「スポーツ少年団」振興のための「地域学校協働活動体制」の確立方法等について伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の2点目の通学路、及び質問事項3のスポーツ・レクリエーションの振

興に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の安全・安心の地域づくりについて、1点目の予測出来なかった病気等への対策に関するご質問であります。3月2日から町内の小・中学校が臨時休校することとなった新型コロナウイルス感染症については、発生当初は国が水際対策を行っていたこともあり、これほどの感染拡大は予想していなかったところであります。

しかしながら、その後の感染の広がりにより、本町においてもその対応が必要となったことから、2月19日に感染症対策連絡会議を設置し、さらに、2月26日に感染症対策本部を設置して、現在、その対応に努めているところであります。

なお、今回設置した対策本部につきましては、平成25年に条例設定した「新型インフルエンザ等対策本部条例」を準用するとともに、対策の実施にあたっては「地域防災計画」の災害対策本部活動体制を準用して、感染拡大の防止に努めているところであります。

今後とも、このような事象が発生することはあり得ることから、今回の対応も踏まえつつ、町民の安全・安心の確保を最優先とし、対策を講じてまいりたいと考えております。

3点目の「自転車保険」に関するご質問であります。県においては自転車事故による被害者の救済と、加害者の経済的負担を軽減することを目的として「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を設定したところであり、自転車保険の加入義務化が令和2年7月から施行されます。

本町においては、3月1日に県条例の設定をお知らせするチラシを全戸配布しておりますが、日常生活で身近な自転車は、事故もまた身近なものであり、誰もが加害者にも被害者にも、そしてその家族になり得るものであります。万が一の事故による負担を一人でも多く減らすことができるように、自転車の安全で適正な利用の促進も併せ、今後ともチラシや交通安全教室を活用し、自転車保険の加入を促進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の建設行政に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町におけるかわまちづくり整備事業により整備されました公園について、まず、増水時等における対応につきましては、河川管理者である国土交通省と連携を図りながら河川出水時における安全、施設の保全対策、被害の対応に万全を期してまいる考えであります。また、整備が完了いたしました施設の使用と管理につきましては、三川町都市公園条例に基づき、施設利用に係る詳細な規程を定め適正な施設管理に努めてまいる考えであります。

3点目の宮東橋の長寿命化工事に関するご質問であります。この宮東橋は、昭和47年に土口と長沼地区を結ぶ橋として藤島川に架橋され、地域間の交流に大きな役割を果たしている橋梁であります。架橋されてから48年を経過し老朽化が進行していることから、橋梁施設の長寿命化のための工事を行うものであります。また、この工事については、地域住民の利便性、安全確保の観点から令和2年度中の完了を目指しているところであります。この間の交通については、主要地方道庄内空港立川線を利用するなど、協力を求めていくこととしております。

以上答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の2点目、地域開発に伴う通学路の安全確保に関するご質問であります。通学路については、児童・生徒が可能な限り安全に通学できるように、交通事情等を考慮しながら学校長が設定し、さらに教育委員会が認めた路線であります。ご質問のように、学校周辺において地域開発が行われることにより、交通事情が変化し危険個所が発生するような場合においては、学校とPTA、施設管理者、及び関係団体等と連携しながら安全対策を講じたり、または通学路を変更するなどの対応により、安全な通学路の確保に努めてまいります。

次に、質問事項3のスポーツ・レクリエーションの振興策に関しまして、1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してご答弁申し上げます。本町におきましても、各ライフステージに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、参加しやすい環境づくりに努め、スポーツ少年団活動や各種競技団体が所属する体育協会に対する支援とともに、多くの方が気軽に楽しく参加できるよう総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、生涯スポーツの推進に取り組んでいるところであります。

しかしながら、少子化による人口減少や積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が進むとともに、個人個人の興味関心の多志向、生活環境の多様性などにより、スポーツへの参加者が減少化の傾向にあると認識しており、課題であると捉えております。その対策の1つとして、今年度の町民体育祭においては、名称をスポフェスと改め、日ごろスポーツに親しみのない方でも個人で参加できるように、ゲーム性の高い種目やウォーキングを取り入れながら、減少対策に取り組んだところであります。

3点目の地域学校協働活動につきましては、来年度から取り組む予定としている事業であります。学校と保護者・地域が課題解決のため同じ目標に向かって活動していくものであります。スポーツ少年団や学校部活動等につきましては、課題解決目標の1つになってくるものと考えられますが、現時点においても、既に地域の方々からのご協力をいただいて活動が行われているところでありますので、引き続き連携・協働しながら体制を確立していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 時間配分を考えまして順不同になろうと思いますが、再質問いたします。

初めに児童生徒の通学路のことについてであります。今横山上町内会地域において開発計画があり、今更地になっておりますけれども、まだ私の見る限り看板等が出ておりませんので、どういうものができるかという情報はありますけれども、この場で名称は避けたいと思います。

あそこは峨眉団地からの小学生、そして中学生の通学路となっております。これから工事が始まれば県道は結構広いですが、町道は狭くなっておりますので心配されます。そして、今押切小学校付近でも工事を行っておりますけれども、通学時間帯は工事のダンプ等

は時速10 kmで走ってくれております。そのような対応を業者等に望むのか。そして、この横山地区の施設が開店した場合、不特定多数の人がいる、車で来るという、通学路がすぐなので児童生徒の安全面も考慮しなければなりません。その点をどのように考えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 開発に伴う道路の安全性の確保ということでのご質問でございました。道路をいろんな場面で使用する場合につきましては、道路法に基づき使用について申請を出すこととなっております。また、特定の交通量、また交通止め、片側通行、こういったものにつきましては道路交通法による警察への届け出、こういったものが必要になってまいります。本町においてもこのような届け出があった場合、町の町道についてはその都度教育委員会側とご相談申し上げ、このような時間帯、このような部分、こういったある種条件等を付けまして、施工者に対して要望をしているところでございます。また、県道におきましても、事前に県側から町へのこういった事情での通告規制が入りますよ、業者が入りますよというご連絡をお受けいたしております。こういったものも合わせて教育委員会サイドと協議をしながら、その安全対策を図っているところでございます。

また、通路の関係でございますが、入り口を付けるということになりますと、道路法の中におきます構造の改築、俗に24条と言っていますが、こういった部分につきましても当該の道路管理者の方へ申請を行い許可を得ることとなっております。こういった部分を踏まえながら許可できる場所・箇所、こういったものを見極めながら許可をしていくこととなるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 後半で質問いたしました噂のある業者の店舗が開店した場合、道路から駐車場、そして店舗という形になっております。今の通学路の通りに通学すると、児童生徒が不特定多数の車の脇を通るといふ。安全性、今の時代、その辺をどう捉えているのか。交通安全だけでなく考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいまのご質問についてであります。開発される具体的な内容がまだ町の方でも十分把握していない状況であります。どのような位置に出入り口が付くのか、何時から店舗が営業を行うのか、そういった具体的な部分を考慮しながら、子どもたちの通学路の対応は適切に安全確保ができるように対応をしていきたいというふうにご考えております。場合によっては通学路の変更ということも十分考えられます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして自転車保険であります。私前にも事故で高額の賠償保険請求があったという例を踏まえまして質問した経緯があります。そのとき、中学校の自転車はみんな保険に入っているということでした。でも、今はいろんな保険が出まして、この自転車に家族の方が乗っていて事故等になった場合でも下りるプランとかいろいろあります。こういう保険に入っていないと被害者、被害者の場合は加害者に支払い能力がなければ泣き

寝入りという例もありますので、やはりいろんなプランがあるということも、先程3月1日付けのチラシで配布したと言っておりましたけれども、そういう制度によって中学生の乗った自転車だけでなく、こういうものも継続もできるわけですし、また新たに家にある自転車でこういう保険に入って、被害者、加害者が苦勞するというようなことをなくすべきと思いますが、そういうもっと詳しい例を取り上げて啓発する考えはでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今議員の質問の中にありました懸念する事項につきましてはそのとおりだと思いますので、そういった内容の啓発を進めていきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 次に、かわまちづくりについてであります。第3次三川町総合計画の実施計画、これはもとより3年間のローリングで事業計画を組んで予算化しておりますけれども、平成29年の計画では4,000万円の予算で3ヵ年、平成31年までやっておりましたけれども、平成30年の計画においては6,500万円、平成31年が5,600万円、令和2年は同額の5,600万円、そして平成31年の計画においては、これ審議会で決定したのはすべて2月ですので、平成31年2月はまだ令和になっておりませんので、平成31年では9,557万円、令和2年が6,000万円、令和3年が3,058万円、そして令和2年の計画では令和2年で5,583万円、令和3年で2,500万円、令和4年も同じく2,500万円です。

このように国の事情でこういう計画事業の規模が変わっているのか。見通しとして3年のローリングが毎年のように変わっておりますので、この辺の事情はどうなのでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくりの公園整備事業につきましては、国の交付金事業活用して行っているところでございます。先の補正の段階でもお話ししましたが、この交付金事業と申しますのは、これだけ使いたいという要望を行った上で、その内容を見て国から配分されると。ですので、こちらで計画している内容のとおり配分していただければ大変ありがたいと思うところなんです、何分、国・県等の中身の確認により、予定しているものより金額に対しては低額できているという状況でございます。こういった部分を踏まえながら、町としましても県及び国の方に配分の要求をかけております。また、この部分についても、後年度等できるまでこの交付金事業を継続でお願いしたいという要望をかけておるところでございます。なお、早期の完成を目指し、強い要望をかけていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今青山地区内の都市公園ということで、水に親しむ空間ということで工事を行っております。私の記憶では、あそこは15cmから30cmくらいの水道の水をひいてそこで遊ぶと。その排水を青龍寺川に流すという認識でございましたけれども、それはそのような方法なのか確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 現在整備しております親水水路でございます。現在当初の



計画どおり水道の敷設について国の方と協議しておるところです。河川の中への水道の敷設ということになるものですから、これですべて河川法に基づく許可が必要になってまいります。この許可を得ながら進めるということで、今協議をしているところです。

前段かわまちづくり計画を策定する上でも国の方々からもオブザーバーとして入っていただきながら、その計画内容をご理解していただいた上で申請しておるものですから、こういった部分、指導を受けながら、水路の方の使用、またより良い効率的な運営について努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そういう河川敷等の作ったものに近年ゲリラ豪雨等あって増水の可能性があって、幸い昨年は赤川地域は増水はしなかったのですが、今の時代いつ増水するか分からないというのが現状であります。その際、整備したところに流木等が来た場合、あるいはカヌー置き場が増水等によって破損した場合、流木の撤去等、そういうことの復旧工事はどこでやるのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくり整備事業による整備されました施設の災害の関係、また増水時の対応ということでございます。河川におきましては国土交通省の事業により河道掘削事業が完了し、またダムができ、現在のところかなり大きな水も飲めるようになったところと認識しております。例と申しましては、平成30年5月の段階で大きな水がまいりました。5月については史上初めてという規模で、出水の規模につきましても上位から10番目、こういった状況下の中でも現在整備している公園については水が浸からなかった状況でございます。河川管理者側におきましても、その効果というのが大きく、水位が約1.8m、整備される前から比べて下がっていると捉えているようでございます。

また、かわまち施設につきましては、河川施設等でございます。これらのものにつきましては、かわまち施設の管理協定という形で、今国土交通省の方との管理のやり方について協議しているところでございます。基本的に国が整備したものについては、災害により壊れた、こういったものにつきまして国がまた再整備し直すものでございます。また、増水時に泥が埋まって使えなくなったと、こういったものにつきましても、河川法の中における管理水準がでございます。この維持管理の中で対応できるものについては対応していくという回答を得ております。

また、町が作った施設、これにつきましては河川占用に基づき町が管理することとなるわけですが、こちらについてもかわまちづくり計画の中の一施設ということで、その都度協議してまいりたいということで、今現在協議しているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 川の水に親しむところに水道を引くわけですけれども、これ常に青竜寺川に循環で流しているわけでもありませんので、誰がそれを青竜寺川に水を払うか、時期によっては溜水ではヤブ蚊等の発生も考えられますし、そして、従来より申しているとおり芝生の管理、そういう水の管理、そして今までできたところ、これから今やっているところ

ろの利用はいつからできるのか、基準あるのか。例えば、芋煮のところもなかなか使用できないということで、この間は若い人たちがスケボーで遊んでおりましたけれども、そういうものもやっていいのか。時期的にまだ悪いのかどうか、いろいろあろうと思いますので、その見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 水の方の管理につきましては、常時流すという手法もごさいますが、水道代等かかりますので、管理経費を考えた上で現在は機械等のタイマーもごさいますので、こういったものを活用しながら必要時に流す、また使用していきたいと考えてごさいます。

また、施設使用につきましては、現在のところまだ完成形にはなっていませんが、一般的に供用できる部分については供用を開始していきたいと思っております。なにせ公園なものですから、基本的には使用できるようにするという事になっています。ただ、議員おっしゃるとおり管理については、やはり細かな規定も必要かと思えます。今おっしゃられましたかまど関係につきましても、今現在当課の方でその利用について細かな規定を定めているところでごさいます。これが決まった場合、その状況を見ながら随時皆さんの方にお知らせしていきながら運用に努めてまいりたいと考えてごさいます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町は交通便も良いということで、例えばあそこでああいう遊びができるということになれば、そういう仲間が来て、そういう場所を、何も管理者も規定もなければ使うという現象が起こると思います。現にあそこから車で眺めている人もおりましたし、やっている若者は喜んでやっております。例えば、長期休暇、休暇等でいろいろ帰省する人もあるわけですがけれども、やはり外で遊びたいというようなこともあろうかと思えますので、その辺の基準を早めに作って対応すべきと思えます。

次に、宮東橋の件でありますけれども、昨年尾花の方の鶴三橋、そして今鶴岡市の方では勇橋をやっておりますけれども、鶴三橋の際、調べたら人体に影響のある塗装が使用されているということで、新たに補正予算を組んだ経過があります。この宮東橋の場合、そういう塗装等の調査は行っているの予算化なのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 来年度予定しております宮東橋の改修の関係でごさいます。これにつきましては、平成30年度に改修しました鶴三橋の経験を踏まえ、本年度5月に調査をしたところでごさいます。その結果については、やはり同年代の塗装だったものですから、含有物については人体に少し影響があるものがあるという結果が出ています。それを踏まえて概算を積算し要求しているところとなっております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこまで調査しての予算化ということは、やはり経験が生きるのではないかと思われま。住民の利便性で長沼土口間、通っている人には便利で、他所から行く違う橋を渡ればということとはなかなか分からない場合もありますので、標識等、あるい

は当然誘導員も付くと思いますので、そのような対応で臨むのか確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 現在一般用に供されている道路なものですから、安全対策については万全を期して行いたいと思います。工事につきましても国土交通省の規定等、安全管理基準がございますので、そういったものを遵守しながら行っていきたいと考えてございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、スポーツクラブ等であります。スポーツクラブは会員延べ122人が登録して、スポーツに親しんでいるわけでありませけれども、最初に平成31年の2月1日にスポーツクラブが要望をもって教育委員会との話し合いを行いましたけれども、その結果についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 総合型地域スポーツクラブ、みかわスポーツクラブでありますけれども、現在設立から10年が経過しております。設立当初は国の方からの助成があり、クラブを運営してきたわけですが、その後、補助金の交付も終わり、町からの補助でクラブが運営されております。そういった中で事務局の運営体制など課題があるというようなことで相談を受けたところであり、それについても町としても体制をどのようにするかという部分でいろいろ助言をしたわけでありませ、令和2年度につきましても、現在と同様の体制で組織を運営していくというような話し合いがされ、それ以降、令和3年度以降の部分についてはまた引き続き協議というような状況であります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今説明があったとおり、当初は補助、確か3年間だったと思いますけれども、サッカーの toto の方から補助があつて人件等も賄つてやってきましたと記憶しております。そして、それらのスポーツクラブの団体では、会員が減ると先生を呼ぶお金もかかる、習っている人が減れば保護者の負担が大きくなるということで、あとそのスポーツに親しまないということも出てくるわけでありませ。現に今年困っているというところもあつて、募集をかけても人が少ないと負担が大きくなる等があつて困っておりますけれども、そういう団体等に練習するための環境を整えるための助成事業は考えていないでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず現在みかわスポーツクラブでいろいろな種類の種目の活動を行っております。その活動を行うためスポーツクラブ全体に対して町が支援を行っており、その財源をもとにスポーツクラブの方で各活動へ配分をしながら現在運営が行われているという状況でありますので、まず第一義的にはスポーツクラブの中で予算の配分を考えて、運営を行っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 毎年寒稽古、空手、柔道、剣道の納会等があつて、大会を行つておるわけですが、特に空手等はなの花荘の脇のふれあい館で行っているわけですが、

も、見るとやはり、知っているとおりに代々三川町のスポ少の空手はレベルが高く、全国大会に行ったりもしているわけですが、ところが先程中学校のクラブ活動の例が出ましたけれども、9割がクラブをやっているということで、余裕がないのかもしれませんが、せっかくレベルの高い、能力のある子どもたちが中学校にないために、三川町のレベル高いのにやめてしまう、あるいは細々と繋いで高校に行って全国大会等に行っているという状況であります。それらを繋ぐためにもレベルを維持する、全国上位レベルになるためにも、やはり中学校での手当が必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の考えを伺いたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 他の議員の一般質問の中でも質問がありましたけれども、現在三川中学校におきましては、10の部活動とそれから学校代表として大会に出る三つのクラブがあります。その他、町外の組織でのクラブ活動として四つのクラブがある状況にあります。三川町の中学校の規模であれば、これらの数の部活動の運営が適正な数なのかという部分が当然あります。部活動によってはその年の状況によりましては、一つのチームとして大会に参加できない状況もこれまでもあったわけでありまして、そういったことを鑑みますと、また新たな組織を中学校に作るというのは非常に難しいのではないかというふうに考えております。

なお、先程申し上げたとおり町外での活動を行っている生徒もいるわけでありまして、特に空手という質問がありましたけれども、空手についてもそのような対応ができればそのように対応していただければと感じております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今言われたとおりに競技でどうしても浮き沈みがあって、一頃寒稽古では剣道の団員が少ないという状況でしたけれども、今は増えて紅白試合も多く行われているという状況であります。一頃は卓球も少なく、二人だけという時代もありましたけれども、やはり継続して人気があったり、人気が下火になったりという、上部団体の活躍によって練習をする、あるいは指導員の努力等によって、今バドミントン等は中学校、スポーツ少年団含めて多くいるわけでありまして。やはり少ないからといって親しんでいるスポーツのクラブをやめるということは大変影響があると思っております。例えば柔道であれば他の学校が三川町に来てやっているという例もあって、その学校の柔道部員としてやっているわけですので、やはりそういう全体的なことを考えれば、やはり親しんだスポーツのクラブをなくしないと。あと、先程言ったとおりに続けてきたスポーツを継続できるような支援活動も必要ではないかと思われまます。

そこで、スポーツ少年団で一つ、相撲があるわけですが、小学1年生以上を募集してやっているわけですが、今は押切の児童館で日々練習しているわけですが、指導者の話によれば5月頃でそこが使えなくなると、違う場所を探しているけれどもなかなか見つからないということでした。それが5月頃で練習できなくなるのか。そして、もしできなくなった場合、そういうスポーツの支援のために場所の提供、紹介等を考えられないの

か伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ただいまご質問ありました三川のスポ少の相撲クラブであります。手元の資料ですと現在2名で活動しているようであります。現在は児童交流センターの広場の部分を使って活動しているという状況にありますが、子育て交流施設「テオトル」が完成した後につきましては、この児童交流センター、一般への使用を中止するという町の方針でありますので、それに伴って相撲クラブも別の場所を探していただきたいという申し出を以前からしていたところでもあります。当然、相撲クラブの方でもどういった場所で行いたいのかという希望も確かにありました。そういった中で町としてもいろいろ提案はしているわけですが、なかなか相撲クラブの方が希望する条件と合わないというような状況が続いていることからまだ現在決まっていないという状況であります。引き続き相撲クラブの方で場所を選定していただき、町としても相談に乗りながら考えていきたいと思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続きまして、新型コロナウイルス関係について質問したいと思います。先程平成25年の条例に基づき対策本部を作りましたということでしたけれども、三川町には平成26年6月30日に三川町新型インフルエンザ対策行動計画が作られております。今、政府も10日には閣議決定をいたしまして、昨日、衆議院内閣委員会で審議と、明日には参議院本会議で通過するのではないかとわれ、14日にインフルエンザ対策特別措置法が新型コロナウイルスに使えるということでもあります。今言う言葉としては、私がインフルエンザと使う言葉も新型コロナウイルスに該当するという解釈で受けとめてほしいと思いません。

この大変立派な平成26年の新型インフルエンザの計画はまさに今のコロナウイルスの対策と一致しております。最近の報道、2、3日の報道では医療機関のキャパシティもありますから、患者の数のピークを遅らせて、幅を小さくして長く対策を取るというようなことも、政府はここ2、3日、マスコミも報道機関もそういうようなことを述べております。こういうのをすでに予測して三川町ではこういう案を作っております。ですから、こういうせっかく立派な行動計画があり、これには町の役割等が書いてあります。詳しく言えばこまめなうがい・手洗いの遂行、マスク着用、咳のエチケット等、感染拡大を防止することを個人でやる、あるいは幼稚園、保育園、学校、事業所での取り組み等も謳っておりますけれども、対策本部では、この町民のやるべきことを本部では話をして町民に知らせているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま議員から紹介ありました行動計画につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づいて行動計画を作るようにということがございました。国の審議の状況を見ていると、このインフルエンザ等にはこのコロナウイルスは入らないというような見解を持ってその改正を進めているようでございます。先程町長の答弁にもあり

ましたとおり、対策本部の設置にあたりましては、新型インフルエンザ等を準用いたしまして、私どもの方は対策本部を設置し、さらにその内容につきまして具体的な活動については地域防災計画の準用を行う。実際のそういった計画をこれまで策定したこともございますので、国の指針に基づいて町民に対してはお知らせをする内容といたしまして、まずは町の行事等の自粛、さらには民間団体においてはそれぞれの判断において行っていただきたいということでチラシを配布しているところでございます。基本的には過去にある行動計画、新型インフルエンザ等の対応を踏まえて本部でも動いているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 先程言ったとおり政府ではこのインフルエンザ対策特別法を改正してコロナウイルスに変える、使えるようにするというので、明日決定して14日から施行なるわけでございます。やはりそれだけ危機感が迫って対応しようとしている中で、せっかく立派なマニュアルがあるのに、それに伴ったものが町ではしていないのではないかと考えられます。この中には、対策本部を作れば町民に情報提供等ということができて、あと対策としてこういう場合出た場合、やはりマスクの着用等ありますけれども、先程同僚議員からあったとおり自然災害用の備蓄等がありますけれども、マスク等の備蓄も必要ではないかと思われましても、こういうものは備蓄として予定していなかったのかお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 先程の質問にもございましたけれども、マスクの備蓄については、以前新型インフルエンザが流行した際に本町である程度の備蓄をしていたものであります。今回の新型コロナウイルスの発生の際に早めにマスク等の備蓄をしていればよかったところがございますが、やはり対応が少々遅れてしまったという部分もありますけれども、全国的に一斉に広まり、市場の方からもマスクがほぼ消えてしまったような状態の中で、本町でもこの対策本部を設置した際に、すぐにマスク等の備蓄をするための対応を図ろうとしたところがございますが、すでにマスクの製造業者等からのマスクの供給ができないような状態であったので、今回は備蓄を今現在できていないというような状況でございます。

今現在といたしましては、マスクとしては4,000枚の備蓄がございます。なお、現在発注中でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） マスコミ報道でもありますけれども、政府の官房長官が次の週には出回ると言っておりましたけれども、8割が中国からの輸入で、中国が自国で消費し、輸出には回していないという現状であります。今日の報道でもありましたけれども、日本向けの日本語で書いてあるマスクが中国で売られていて、それを輸出しないよう警察が取り締まっている。そこの工場長が逮捕されそうになったと。中国政府から言わせればそういう規制は何もやっておりませんということでした。

ある公共的施設では、SARSのときの防護服等があつて、それを今利用できるというような状態であります。やはりそのとき新型インフルエンザ、SARSのときのように、備蓄していればこういう事態でも対応できたのではないかと。防護服の場合、このゴムの劣化だけが心配

で、劣化さえしてなければその当時のものは使えて、数は多くあるという情報でした。そのときせつかく行動計画を作ったのに、やはりそのときの計画の対応をしていけば、時期が来ればローテーションで補給、町民に還元とかいうことも行えたかと思われます。

幸い山形県では陽性患者がいません。万が一の場合でもピークを遅らせて医療機関が十分対応できるような体制づくりが必要と思われます。そのためには普段から先程言った手洗いもそうですけれども、マスク等の対応をすればこの難局を乗り切れるのではないかと思っております。

そこで、今緊急事態ということで特例法の話がありましたけれども、普通の場合、いろんな計画を作る場合、国のものを県で検討する、県のを町でということですが、今回の場合は緊急ですので、国・県・町が一体となつての対策本部と思われます。そこで町長に伺いますけれども、やはり対策本部長のリーダーシップが大きいと思われます。奇しくも昨日は東日本大震災の日でしたけれども、ある町の本部長の町長は判断が遅れて危機意識がなく、これは全国放送されたので言っていると思われますけれども、役場職員が二十何人も亡くなってしまったという事例があります。やはり本部長として町の指定管理者、町内会の民生・児童委員等の協力、そして町民への情報提供も本部の仕事としてありますので、町長のそういう本部長としての考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の新型コロナウイルスの感染症につきましては、今までの新型インフルエンザ等とはまた違った、現在の感染の状況でもありますので、そういった部分についてはまさに北海道知事のように非常事態宣言を出すような、そのような状況になっているというふうに認識をいたしております。志田議員が言われるように、やはり町民の安心・安全ということを第一義に考え、国が今回の小中学校の臨時休校等においても要請というようなことから、全国の都道府県、市町村においては受けとめ方、いろいろな独自の対応がなされたというようなことがございました。

そういう中においては本町では最もその中で国が現在進めようとしている感染防止策における専門者会議、この部分についてはやはり国もしっかりとした情報提供というものが出されるだろうというような観点からすれば、やはりそれぞれの市町村の首長の責任の部分においては、非常に受けとめ方の温度差はあるというふうに思いますが、私はやはり今の現状からすると、よく言われるフェーズということからすれば最も厳しい状態にあるというようなことでの認識で、今後も対策本部での町民への情報提供、あるいは対策についての専門機関等と色々な連携を図りながら、迅速な対応をしていかなければならないと、このように受けとめているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会とします。

(午後 4時40分)



## 令和2年第1回三川町議会定例会会議録

1. 令和2年3月17日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 8 日            3月17日（火）          午前9時30分開会

- |       |    |        |  |
|-------|----|--------|--|
| 日程第   | 1  |        | 予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告<br>(予算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第   | 2  | 議第 14号 | 三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第   | 3  | 議第 15号 | 三川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第   | 4  | 議第 16号 | 三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定について              |
| 日程第   | 5  | 議第 17号 | 三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第   | 6  | 議第 18号 | 三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定について                |
| 日程第   | 7  | 議第 19号 | 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第   | 8  | 議第 20号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第   | 9  | 議第 21号 | 酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更について                |
| 日程第   | 10 | 議第 22号 | 三川町文化交流館に係る指定管理者の指定について                  |
| 日程第   | 11 | 議第 23号 | 三川町教育委員会委員の任命について                        |
| 日程第   | 12 | 議第 24号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                         |
| 追加日程第 | 1  | 議第 25号 | 三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結について               |
| 日程第   | 13 | (別紙)   | 三川町議会議員の派遣について                           |

○ 閉 会

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。定例会開会后、町長から議第25号「三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結」の件が提出されましたので、過般、議会運営委員会の開催を要請し、委員長より会議結果の報告を受け、お手元に配布のとおりこれを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、議第25号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査報告を行います。

#### 予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

##### 1. 開会の日時及び場所

令和2年3月10日午後2時46分から2時51分まで、13日午前9時30分から午後3時48分まで、16日午前9時30分から午後2時52分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月10日 9名、3月13日 9名、3月16日 8名

3. 欠席委員 3月10日 0名、3月13日 0名、3月16日 1名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会委員長 農業委員会会長

##### 5. 審査事項

議第 8号 令和2年度三川町一般会計予算

議第 9号 令和2年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第10号 令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 令和2年度三川町介護保険特別会計予算

議第12号 令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第13号 令和2年度三川町下水道事業特別会計予算

##### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀修一 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 芳賀修一 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 町野昌弘 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得

た。

## 7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本委員会においては、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

令和2年3月17日

三川町議会予算審査特別委員会

委員長 芳賀修一 ㊟

三川町議会議長 小林茂吉 殿

○議長（小林茂吉議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く、全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

初めに、議第8号「令和2年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第8号「令和2年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第9号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第9号「令和2年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第10号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第10号「令和2年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第11号「令和2年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第11号「令和2年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第12号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第12号「令和2年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第13号「令和2年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第13号「令和2年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第14号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第14号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、総務省通知の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、印鑑登録対象者から除外している成年被後見人につ

いては、客観的に当該者の意思能力を確認することが困難であることなどから制限が設けられているものでありますが、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の改正を受け、事務処理要領において文言が見直しされたことに伴う規定の整備であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員）　これから質疑を行います。

6番　芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）　法律の改正ということではありますが、文言についてお伺いしたいと思いますが、成年被後見人と意思能力を有しない者、この二つの表現に変わったわけですが、成年被後見人と意思能力を有しない者というのは全く同じ対象になるのか、それとも違いがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員）　五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長）　この改正に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正ということでもありますけれども、その質疑についても総務省の方から来ております。今回成年被後見人から印鑑の登録の申請等があった場合、これらの申請等を受け付けることができるかという問いについてですが、今回の改正によりまして成年被後見人から印鑑の登録の申請等があった場合、法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請または届け出があるときは、この当該成年被後見人は意思能力を有する者として、これらの申請等を受け付けることとして差し支えないという回答でございます。そういうことから、これまでは成年被後見人については印鑑登録が全くできなかったところでございますが、このきちんとした法定代理人が同行して、なおかつ本人がしますということであれば、この改正後は印鑑登録ができるという取り扱いになります。

○議長（小林茂吉議員）　6番　芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）　要するに中身は対象となる方は違うということになると思うんですが、その場合、成年被後見人の方が法定代理人と一緒に登録すれば登録できるというのは分かりましたけれども、逆に改正になりました意思能力を有しない者という、この対象の方に対する解釈はどういうふうに解釈するものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員）　五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長）　今回の改正によりまして、この質疑を受けましてですけれども、本人お一人でお出でになった際は、やはりこれまでと同様の取り扱いをせざるを得ないという解釈になろうかと思えます。この意思能力を有しないという部分での私どもの判断というのは、やはり客観的にすることができませんので、そういった法定代理人の同行という条件付きでの区別というところでしか対応はできないものというふうに判断しておりました。

○議長（小林茂吉議員）　9番　梅津　博議員。

○9番（梅津　博議員）　今の質疑に関連してですけれども、法定代理人が同伴の場合ということで答弁ありました。その場合は申請できるということでしたが、この意思能力を有しない者が一人で印鑑登録の申請を受けるということは、その内容からすれば当然できないこと

になるんだと思います。意思能力がないということですので。ただ、答弁あったように意思能力があるかないかを判断する客観的な材料というものはどうするのかと言われたときには、今答弁あったように客観的には判断できないということですので、そういったことからすれば話としては矛盾点があるのかなということです。要するに、条例としてここに記載はしましたけれども、では誰がこれを判断するのですかという単純な疑問が出てきます。それに明確に答えることができるのかと。例えば町民課にこれに該当する人が来たときに、誰がそれを判断するのかということです。どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正が基となっているものでございます。この印鑑条例に関しまして改正が必要かどうかということでやはりあったわけでございますけれども、この印鑑条例に関しましては印鑑登録証明事務処理要領によるものでございます。この総務省のガイドラインに準拠して実施されているものでございます。その中で印鑑登録の際に客観的に当該者の意思能力を確認することが困難であるということが当然にこの法律改正を受けて考えられたところとして、そういった意味からこの印鑑条例に関しては改正がないのかなというふうに考えておりました。しなしながら、先に総務省の方からこの印鑑登録証明事務処理要領の一部改正ということで通知があり、また、その質疑応答につきましても説明が加わったところでございます。

そういったことから私どもとしましては、成年被後見人が印鑑登録に来た際については、本人一人であれば、その他の随行者があったとしても、それはできませんよということでお話することになるかと思えます。先程の要件に合致すれば登録をするのが可能であるという取り扱いにするしかないというふうに判断しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 聞いたことに明確な答弁にはなっていないのかなと思います。改正に関して国の方から流れてきているのかと思えます。受け取ることができないという第2条に関して成年被後見人という文面があって、これを解消するために今対応して条文の改正ということなわけですが、例えば成年被後見人に関しては先程言われた法定代理人が同伴の場合は申請できるといったような内容を明記した方がより分かりやすい内容になったのかなと思います。先程同僚議員から成年被後見人と意思能力を有しない者が同一なのかといった場合には、これは同一ではない、いろいろな場面があるのかと思えます。ですので、この意思能力を有しない者といった単純に規定しただけでは曖昧模糊であるということだと思えますし、今言われたように客観的な判断ができないということだとは思えます。

その辺を理解しながら、当然その意思能力を有しない者が単独で申請に来るということは大前提として考えられないということで、説明をしながらこれを執行していくというふうにしないといけないのかなと。ですから、文面としてはもう少し丁寧に、「意思能力を有しない者が単独で」とかという条件を少し明記しながらやった方がいいのかなと思いますけれども、その辺は国との関係もあるのかなと思えますが、内容としてはそういうことなのかとい

うことで確認したいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この条文につきましては、国のガイドラインそのものを使っております。そういったことから改正の際ですけれども、やはりこの判断といいますか、この文言についてやはり疑問に思うところがありました。そういった部分については、担当部局においてもしっかり対応させていただきたいと思っておりますし、ホームページ等においてもその周知というか申請できるように変わりましたよということで説明を加えながら、対応等についてはやはりしっかりとしていきたいというふうに思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 先程のこの成年被後見人と意思能力を有しない者の表現、解釈の内容についての質問が繰り返されているわけですが、一番気になりますのは成年被後見人については、家庭裁判所の判断によって各官公庁に認定なったという通達が来ますので、資産等の管理についての整備ができるわけですが、この改正内容ですと、意思能力を有しない者というだけだと、制度的に成年被後見人を含まれるということは分かるのですが、先程の質問にもありましたとおり、成年被後見人を含めての意思能力を有しない者ということで、言わば介護度5というような全く意思表示ができないという方もおられるわけでしょうし、そういった部分での判断が非常に困難性が出てくるのではなかろうかということも考えられるわけです。

単純に成年被後見人という法的な措置でこれまで表現されてきたものが、単純に意思能力を有しない者という文言に置き換わるということはなかなか考えにくいということもあって、もし直すとすれば「成年被後見人等意思能力を有しない者」とか「成年被後見人及び意思能力を有しない者」というような記載になればまだすっきりした形になるのではなかろうかということでのこれまでの質疑応答というふうに理解しているところですが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） やはりこの表現、意思能力を有しない者といった、私どもも文面的にも内容的にもすっきりしない部分は事実でございます。ですので、この改正は必要ないのかなというふうに考えていたところでございますが、先程と同じような説明になってございますが、総務省で示しております印鑑登録証明事務処理要領にのっとって今回改正ということにさせていただいたところです。その中でやはり表現的には非常に曖昧な部分ですけれども、客観的にその意思能力を有しない者ということで住民係で判断することは非常に困難でございます。当然、成年被後見人については裁判所等から通知が参りますので、それはきちんと把握をしているところでございますけれども、そういった部分では当然対応は可能なわけです。

ただ、先程説明されました介護度の高い方等については、やはりこちらとしましてはその判断をすることはできないものというふうに理解しております。今回の改正については総務省のガイドラインに沿った形で改正をさせていただいておりますが、その対応についてはき



ちんと対応していきたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 私も同じなんですけれども、町民から見たとき「意思能力を有しない者」にすると、どこまでかなということ、見る町民が迷うのではないかと、思いますので直した方がいいのではないかと。成年被後見人をそのままにして、括弧で「（法定代理人の付き添いがあるものを除く）」にした方が、町民が迷わない。議案のままでは我々でも悩むところありますので、直した方が町民も悩まないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 成年被後見人については先程も申し上げましたが、法定代理人が同行していれば登録は可能なわけです。それで表現的には非常に曖昧でありますけれども、そういった部分については職員もしっかり対応させていただきますし、先程も申し上げましたが、ホームページ等でもお知らせをさせていただきたいと思っております。表現的に先程来ご指摘いただいておりますが、まずは総務省のこのガイドラインに沿った形での改正ということで考えさせていただきましたので、ご理解をいただければありがたいです。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第 1 4 号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第 1 4 号「三川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第 3、議第 1 5 号「三川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 1 5 号「三川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、監査制度の充実強化等を含む「地方自治法等を改正する法律」の施行に伴い、本条例において引用する条項にずれが生じたことなどによる条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第15号「三川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第15号「三川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

日程第4、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」の件、日程第5、議第17号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、日程第6、議第18号「三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定」の件、及び日程第7、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」、議第17号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、議第18号「三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定」、及び議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部改正及び設定をいたしたく提案するものであります。

その改正及び設定の概要を申し上げますと、まず議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」については、会計年度任用職員制度の施行に伴い、「三川町職員の定数条例」、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」、「三川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」など9件の条文について、所要の整備をいたすものであります。

次に、議第17号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、会計年度任用職員制度の施行に伴い、非常勤職員についても育児休業等の対象とするため、条文について所要の整備をいたすものであります。

また、議第18号「三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定」につきましては、会計年度任用職員制度の施行に伴い、非常勤特別職の要件の整理が必要になったことから、これまでの予防接種対策委員会を予防接種健康被害調査委員会に改めるとともに、委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を設定いたします。

さらに、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、会計年度任用職員制度の施行に伴い、非常勤特別職の要件の整理が必要になったことから、条文について所要の整備をいたします。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） この議案に関しましては、非常に多項目にわたっている内容でありますので、一つずつ順を追って確認させていただきたいと思っております。

まず最初に議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」についてありますが、第1条の職員定数条例の一部改正、この改正内容ですと、これまでは2ヵ月以内の非常勤職員については定数から外すという規定になっておったわけですが、今回改正したい内容については、これまでどおりの2ヵ月以内の職員、それから臨時的に任用される職員、括弧書きで「（緊急の場合において臨時的に任用される職員を除く）」ものを除いて定数にするということからしますと、緊急の場合において臨時的に任用される職員は定数の中に含めるということで理解できるのですが、それで間違いないかどうか確認したいと思っております。

続いて、第2条公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の中で、第4条でありますけれども、これまでですと支給内容について、給料、扶養手当、住居手当等きちんと項目ごと表記になっていたものが、ひっくるめて給与ということで、第8条も同じ改正内容になっておりますが、基本的に給与という表現については、法令等用語の解説でいきますと、給与とは給料プラスその他各種手当ということになっておりまして、単純に言いますと改正前と改正後の給与という表現では中身が異なるのではなかろうかというふうに考えられるわけです。特に三川町の場合は、この他に職員手当として複数の項目が条例化されているわけですが、その中からその派遣職員に対してこれまでは各手当について特定した形で条例化していたものというふうに考えられますので、その辺の整合性についてお伺いします。

続く第3条人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でありますけれども、これについてもこれまでですと、単純に各任命者の町長への報告については非常勤職員の中でも職員同等の勤務を行っている者については報告に含めるというふうな形になっているわけですが、今回の改正の場合について、その取り扱いの中に法第22条の2第1項第2号、短期職員、要するに28条の5第1号というのは、再雇用職員の規定のはずですが、それと含めて非常勤職員という立場の方でも場合によっては報告が必要ということでの改正かなというふうに見ておるところですが、その辺についての説明をお願いします。

続いて第5条の懲戒の手續及び効果に関する条例についてです。これについては改正の技

術的な問題かと思うのですが、改正文の第4条については、書き出しの減給は云々で、「給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）」ということで、その次の改正文で同じく給料について「（同条）」という表現になっておりますけれども、この同条というのは何を引用した表現なのかということが理解できませんでした。通常ですとこの流れからすると法第22条の2第1項第1号のことなのかなというふうに推察できるのですが、その場合ですと、この文章の続きに「以降同条とする」というような表現等が入らないと、その後の文章では理解できないというようなところがありましたので確認したいと思います。

それから、一括でしたので、併せて議題18号について1点お伺いしたいと思います。予防接種健康被害調査委員会、この第3条の組織の部分ですけれども、4号として町の職員2名以内という表現になっておりますが、この町の職員の職位という部分では明確な規定をせず町職員という表現だけで事足りるのかどうかというところを1点確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 私の方には4点のご質問がございました。

まずは第1条の職員定数条例の一部改正に伴って、緊急の場合において臨時的に任用される職員、これは定数内かということでございました。これについては定数内職員でございます。

2点目の第2条と第8条の給与に関してでございます。この定義については先に会計年度任用職員の地方公務員法の改正に伴いまして、その制度の定義の中でこういった給与はこれこれこれということ示されたことから、同様にその定義を用いまして公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についても適用するものでございます。

3点目の第3条の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、これにつきましては第2項中の占める職員の次に第22条の2第1項第2号、これはフルタイムの職員でございます。フルタイム職員を加えるという規定でございます。

そして4点目の第5条につきましては、同条ということにしまして、以降同条とするとしなないとこれについて適用できないのではないかとということでございました。これについては給与の次に同条を加えということで、先程引用した条文の説明ございましたけれども、これを引用しているものと理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 予防接種健康被害調査委員会条例の設置の中で、今回第3条にございます町の職員2名以内というふうに表現をさせていただきました。以前ございました三川町予防接種対策委員会でも同じような表現をさせていただいておりますが、今回の予防接種の一部改正の法律についての施行について国の方から通達がございますけれども、その中でも特別そういった記入の方法については示されているものではないところでございます。町といたしましては的確な職員2名をこの委員会の方に指名をするというような形で、このような表現とさせていただいたところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは確認の意味で再度質問させていただきます。

議第16号の職員定数等の諸々の改正の中で、第1条の緊急の場合において臨時的に任用される職員については定数に含むというお話でありましたので、こういった場合の職員というのはどういう状況の職員なのか、補足説明をお願いしたいと思います。

それから、第5条の職員の懲戒手続の効果に関する条例の改正、同条についてはその前の改正内容の法令条文ということでの説明がありましたけれども、先程言いましたとおり条例改正の技術的な表現として、単にこの同条という括弧書きではどの条文のことを言っているのかという、たまたま新旧対照表にアンダーラインが引いてありますのでこの部分だろうということが推察できるわけですが、通常ですとこれを以下同条というような表現を使いますよというただし書きが入らない以上、後の文言についてこれを引用するんですということはなかなか理解できないというふうに考えているところですが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 1点目につきましては、例えば災害等で、あるいは職員が欠けた場合について任期付きで雇用する場合、臨時的に雇用する場合の職員を指しております。

2点目につきましては、今言われたとおり新旧対照表を見て私も理解しておりましたので、これで対応できるというふうに考えておりました。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ということは、この文言の修正が必要であろうというふうに考えられますが、その対応についてはどのようになされるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） まずは法令審査の段階でこのような形でも審査を経たものでございますので、今後その適用にあたってこれが相応しくないとすれば、今言ったような修正があり得ることもあるかと思えますけれども、基本的にはこの減給の効果というような限定された適用になってまいりますので、まずはこの条文で適用できると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 議第16号の第2条の中で、第4条中「給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当」とあります。そして、第8条の見出しの中にもありますが、この寒冷地手当というのは前に国の職員が異動などで北の方に異動になった場合の手当てと、最初はそういうことになったと私はずっと理解しておりましたけれども、今は寒冷地手当を払っていないのではないかと思います。そして、同じこの三川町の職員条例ですので、同じ地域に住民が住んでいる中で町職員だけが寒冷地手当をいただけるということはおかしいと、私は何年前かも言いましたけれども、今は払っていないと思えます。入っているという理解のもとに給与ということでやってしまいますと、今後こういう細かい部分がなくなれば、給与に自由に寒冷地手当を入れてしまうということになりかねないと思えますので、この寒冷地手当の理解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の中で、寒冷地手当の質問でございました。これにつきましては国の制度として現にございますし、本町においてはその適用される地区ではないということが明らかでございます。それに伴いまして本町においても寒冷地手当の支給は行っていないわけでございますが、国の制度としてございますので、その等級が該当する地区については適用されることから、今回のこの派遣に関する条例につきましても法のもとに同じような適用をしているところでございます。懸念されている本町においてこの改正に伴って支給をするのかという意味であれば、それは支給はございません。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」についての質問を行います。これは地方公務員法の関係で、特別職の要件が整理されたということですが、特に町内会長、交通指導員、あとはいろいろ農業振興委員とか、特別職から外された委員の条項がありますけれども、これを外した理由は何か。

それから、外したことによって何が変わるのかということと、同時に附則の方で交通指導員条例の廃止、それから保健委員設置条例の廃止をするというふうに、附則で廃止が決まっているようなんですが、この廃止した後に、では今の委員の方はおられるわけですので、どのような形で報酬等の関係を整理されるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 3点ございました。

1点目については、この非常勤特別職、特別職から外した理由でございますけれども、会計年度任用職員制度の中でこの特別職については、基本的には労働性のあるものについては非常勤特別職ではないと、助言をする専門家的な立場であることが求められております。そういった意味では例えば交通安全専門員については労働性がございます。これまでは非常勤特別職の中でも嘱託職員という形で行ってまいりました。これは最後にもありますけれども、地方公務員法第3条第3項第3号の職にある者ということでこれまで適用してきましたが、それから除外するというような明記がされました。限定列举でこういった職については学校医だとかそういったものについては非常勤特別職として報酬の対象にはなるけれども、交通安全専門員は非常勤特別職として報酬の対象にならないということでございます。3点目の廃止後の処遇についても同じでございます。

そうしたことで何が変わるのかということにも繋がりますが、まずは委員であったものについても例えばそれを推進員という形で謝礼として扱ってまいります。ですので、条例ではなく規則を必要に応じて改めて定めまして、その規則に基づいて謝礼を支払うという形になります。言えば有償ボランティア的な形の方もその謝礼の中に含まれるものでございます。あるいは、これまで非常勤短時間勤務の職員については給与または報酬というような形で扱いをしてまいります。特に会計年度任用職員の中で人件費が増えてまいりましたが、これま

では賃金として支払っていたものを給与または報酬として支払う形になるものでございます。ですので、その制度の中で担ってきた役割は大きく変わらないですが、立場あるいは謝礼の支払い方法、そういったものが今後変わるということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 条例を廃止した分は規則でという説明でしたけれども、その規則の制定はいつなされるのかということと、その謝礼については今までの報酬から金額が変わるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この制定は改正地方公務員法が施行される令和2年4月1日からはになりますので、それに向けて規則の制定を進めております。また、支払い関係については先の当初予算の中にそれぞれ計上したものでございます。

2点目の金額については、基本的には変わらないものでございます。例えば町内会長についてもこれまで年額ということで報酬を支払っておりましたけれども、これについては年間の謝礼という形で当初予算計上しておるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程議第16号の関係で、寒冷地手当の地域に該当しないというような答弁がありましたけれども、私の記憶では三川町でも前に寒冷地手当を払ってきたという歴史があるわけです。私はその辺を懸念しているわけです。また復活する可能性もあるわけです。ですから、おそらく私の理解では日本海側の島根県側から日本海側がこういう該当になっていて、それに準じてずっと三川町も寒冷地手当ということで払ってきた経緯があるわけです。そこの答弁をもう一度、解釈お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回の条例改正にあたりましては、派遣職員の給与に関してでございます。その派遣先が寒冷地手当の対象となる地域である場合についてはこれが適用されて支給なりますけれども、先程申し上げた本町の中で、例えば公益法人に派遣された場合では、それは対象地域となっておりませんので支給はなされないものです。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件4件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

初めに、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 1 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立多数であります。したがって、議第16号「三川町職員定数条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第17号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第18号「三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第18号「三川町予防接種健康被害調査委員会条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第19号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 暫時休憩します。(午前10時29分)

○議長(小林茂吉議員) 再開します。(午前10時50分)

○議長(小林茂吉議員) 日程第8、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、一般職の職員住居手当について、家賃額の下限を1万4,000円、上限を2万5,000円に改めるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

5番 町野昌弘議員。

○5番(町野昌弘議員) 山形県の人事委員会の勧告に従ってということでありましたけれども、町営住宅の家賃とかそういうものと比較はされているのか。また、近隣市町村、近隣



の同等のアパートの最低家賃等そういうものというのは比較されているのか。ただ、県からの勧告ということで直しているようではありますけれども、その辺は比較されているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 基本的には県の人事委員会の勧告に従いまして今回見直しを行っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第9、議第21号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第21号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、酒田市との間において締結いたしました庄内北部定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その変更内容といたしましては、これまで実施してまいりました事業について見直しを図り、廃止するものが3項目、内容変更するものが2項目、また、新たに追加するものが1項目、計6項目について協定項目の改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 廃止するものが3項目、内容変更するものが2項目、新たに加わったものが1項目ありました。その中で新たに加わったものの中で地域公共交通ネットワークの構築ということで、本町としてもやはり公共交通が大変弱い部分かなというふうに思っております。この辺、北部定住自立圏の中で新たな公共交通の導入の検討を行うというふうな取り組み内容が載っておりますけれども、これからのことではありますけれども、何かあるのか。それと、これからの協議会、こちらの方に参加する中で、本町としてこの協議会で提

案していくような案件とかそういうことはお考えでしょうか、お聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 今回新たにこの項目が加わったところでございますけれども、この同様な項目については、庄内南部の定住自立圏形成協定においてもこの項目が掲載されているところでございまして、今回酒田市北部との形成協定も加わって広域的な課題として捉えておりますので、今後南部あるいは北部を含めた庄内全体の課題として今後そういった検討がなされていくものと捉えております。

特に今回これに加わったことによって今後具体的に今すぐにというものはありませんけれども、今後具体的な事業が進んでいった場合にこの定住自立圏の項目にあることによって、特別交付税の対象になりまして、その経費も支援されるといった効果があるものと捉えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 協定の変更について、どのような経過に基づいて今日の変更までに至ったのかをお伺いしたいと思います。

それから、見直しの中身として廃止、追加ありますが、追加については今説明がありましたので結構ですけれども、廃止された項目についてはどのような理由で廃止されたかをお伺いしたいと思います。

それから、細かい話になりますが、公益活動支援センターの広域利用の件で、これは活動センターの名前そのものがボランティア公益活動センターに変わったということがありますので、それは当然でしょうが、これは変更の中身ではないのですが、実際私も気づかなかったんですけれども、乙の住民が利用できるようにするとともに取り組みの調整を図る。結局三川町も利用できるという協定だったということでありましたが、その場合に、利用の中身としてこの利用の加入の団体というのが、当然登録団体がありますが、その団体登録ができるのか。それから、その利用する場合に窓口は三川町としてはあるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上、3点をお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） まず1点目の今回の形成協定の変更に至った経過ということでございますけれども、これについては先の議会全員協議会の中で資料の方でも触れていたところでございますけれども、中心市であります酒田市が第1期共生ビジョンの達成状況等を評価しまして、その中で評価項目として特に進展が見られなかった項目の中で、この3項目を次の第2期共生ビジョンにおいては廃止することとしたもの。それから文化振興事業の推進、それから今質問ありましたボランティア公益活動センターの公益料については、それぞれ事業内容を見直しすることから変更に至ったもの。それから、本町としては新規に追加なりますけれども、地域公共交通ネットワークの推進については公益的な部分で本町もこの変更の見直しの機会に改めて参画するものということで、計6項目の協定内容の変更ということで今回変更を予定しているものでございます。

それから、2点目の具体的な部分で、酒田市のボランティア公益活動センターの利用に際しての窓口、それから手続等のお話がありましたけれども、これについてはこの場で資料等を持ち合わせておりませんのでご了解願いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 協定の見直しの理由が酒田市の変更の理由と言いましょうか、見直しということで、実際上は乙の団体、三川町も含めて他の町には協議をする機会がなかったのかどうか。その作成の経過については今言われましたような酒田市からのという話でそれでよろしいのかどうかということですが。あと、今は資料がないという話でしたけれども、結果的には酒田市としては、窓口は公益活動支援センター、今は名称変わりましたが、そこに関しては、協定としては窓口ありましたけれども、町民に対しての説明とか宣伝というのはあまりなされていなかったような気がしますので、その辺は今後、今の中身を精査しまして、ぜひ町民に対しても周知徹底を図るようにしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 最初の変更に係る経過の中で、酒田市のみならずそれぞれ参画している他の3町も含めて、実際の事業についてはそれぞれの担当課が酒田市の担当課と調整しながら事業化しているわけがございますけれども、今回廃止した3項目についてはこの5年間の中で特に取り組みが進まなかった項目で、今後も進展が困難であるという判断のもとに酒田市、それから連携した3町それぞれがこの廃止については同意して決定したものであります。

それから2点目の酒田市ボランティア公益活動センターの利用に係る周知については、今後やはり担当課と所管するそういった事業を通じて周知の方にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁の中でありました廃止する取り組みということで、5年間、酒田市と3町において取り組んだ中で進展がなかったということであります。廃止理由の中にも述べられておりますけれども、3点においてすべて進展する見込みがないと評価したためということで載っております。5年間の取り組み、本町の関わり方、どのような取り組みをしてきたのか、関わってきたのか。5年間、いわゆる協定を結ぶ際にはある程度のビジョンを描いての協定を結ぶというわけですが、進展が見込まれないということはそもそも協定を結ぶ段階において見込みが取れていなかったのではないかと伺いたいのと思います。どのような関わり方をしてきたのか。その辺をまず1点まずお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） この廃止した3項目それぞれに共通する部分としましては、各自治体の中で取り組み方法と言いますか、そういった部分がかなり違っていたと。特に農産物のブランド化については1市3町それぞれに推進したい作物に違いがあって、統一

したそういったブランド化の推進が図れなかったと。それからブランド化について農協との連携等も不可欠なわけでありまして、そういった協定の中では4農協が存在した中で、酒田市においてもそういった統一ブランドの推進は難しかったというような判断がされております。

それから、観光共生社会の実現、これについてもリサイクル品として改修できる品目が自治体ごとに異なっておりまして、そうしたことで共同での取り組み、事業化として連携することが今後も困難であるといったような判断がなされております。

それからグリーン・ツーリズム、これについても1市3町においてそれぞれ推進団体等状況が異なっておりまして、なかなか連携した取り組みができなかったということで、やはりこの3項目それぞれの自治体間のそういった大きな取り組みの状況が違うということで、そういった経過になったところと認識しております。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） いわゆる1市3町での溝が埋められなかったというような認識なのかなと思いますけれども、自治体間で取り扱うものが違うというのは、この他の事業においても言えることではないかなというふうに思います。この3点においては廃止に至ったということで、今の答弁では5年間の関わり方というふうなところが明確にはお答えいただけなかったかなと思いますが、本町としてのこの北部定住自立圏における関わり方、いわゆる酒田市とのこういった農産物のブランド化を推進しようという気持ちがあるのかなのか。いわゆる庄内全域でやはり向かっていくべきだということにおいては、北部でなくてもいいのではないかなというような意見もあると思われまますが、その辺の本町の所見と申しますか、そういったところをお伺いしたいと思ひますし、いわゆるこの協定においては酒田市の判断によるものが大きいかなというふうに思われます。本町の真意と言ひますか、本町の思い描くところが反映されているのかどうか。本町の見解をお伺いしたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 個別の事業の部分については、それぞれの担当課所管の事業の中で酒田市の担当課と本町の担当課等が協議をしながら事業を進めていくことになるわけでありまして、そうした中で本町としては酒田市においても先程言ったような理由で、具体的な進展が図れなかったということでもあります。本町においてはこの定住自立圏構想の狙いでありまして圏域全体の生活機能の強化でありますとか結びつきやネットワークの強化といったような部分で今後とも推進していく立場は変わりませんし、本町が思い描くものとしては本町だけでは担うことができない役割を広域の中で課題解決していくと、こういった部分については今回3項目は廃止されましたけれども、継続する項目の方が多数にわたりますので、今後ともそうした、今後5年間その項目を、さらなる事業の推進を中心市とともに図ってまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから議第21号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第21号「酒田市との庄内北部定住自立圏形成協定の変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第10、議第22号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました、議第22号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「三川町文化交流館」の指定管理者について、過日開催されました指定管理者の選定に関する審査会において、「三川町山野草愛好会」が候補者として選定されたことに伴い、「三川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」第3条の規定により、当該施設の指定管理者として、同愛好会を指定いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

○議長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから議第22号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって議第22号「三川町文化交流館に係る指定管理者の指定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第11、議第23号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第23号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、教育委員であります佐藤和寿氏が、令和2年3月31日をもって任期満了になりますことから、その後任として、佐藤隆弘氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます次第であります。

佐藤隆弘氏の経歴を申し上げますと、昭和33年4月のお生まれで、三川中学校を卒業後、県立鶴岡南高等学校に進学されております。昭和52年に同校を卒業後は、株式会社荘内銀行に入学し、米沢支店を初任地として県内の各支店に配属されております。平成15年からは鶴岡東支店支店長に就任し、その後、石巻市、福島市にも支店長として赴任され、平成24年から人事部シニアマネージャーの要職に就かれております。現在は、これまでの経歴と手腕が評価され、業務監査室シニアマネージャーとして銀行経営の発展に大きく貢献されております。

このように佐藤氏は長く金融関係に携わっておられますが、温厚で誠実なお人柄であり、かつ、経験豊富で正確な判断とマネジメント能力は、教育委員の職務においても、多角的な観点から町の教育行政をとらえ、的確な助言がいただけるものと確信しております。

また、佐藤氏は町内会役員として地域活動にも貢献していることから、地域住民からの人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方でありますので、何卒ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます提案理由といたします。

○議長（小林茂吉議員） これから議第23号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に6番 芳賀修一議員、7番 鈴木淳士議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（小林茂吉議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

配布漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議 長（小林茂吉議員） 異常はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議 長（小林茂吉議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

6番 芳賀修一議員、7番 鈴木淳士議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議 長（小林茂吉議員） 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成9票、反対0票、以上のとおり、全員賛成であります。

したがって、議第23号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場解除）

○議 長（小林茂吉議員） 日程第12、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の人権擁護委員であります大川 満氏が、令和2年6月30日をもって任期満了となることから、再度、大川氏を推薦いたしたくご提案申し上げる次第であります。

大川 満氏は、昭和42年3月山形県立鶴岡西高等学校を卒業後、農業に従事する傍ら、昭和48年4月から1年間の会社勤務の後、昭和49年4月から鶴岡地区消防事務組合において、消防士及びレスキュー隊員として18年間勤務され、その後、平成4年4月からは三川町役場職員として17年間勤務され、その間、総務課防災係長、三川町社会福祉協会事務局長、及び農業委員会事務局長補佐等を歴任されております。

また、役場を退職した後、平成21年5月からは、NPO法人はんどめいど糸蔵楽におきまして、ボランティアとして障害のある子どもたちの育成にあたられ、さらに平成26年3月から4年間、対馬町内会会長としてご尽力をいただいた方であります。

このように大川氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程の順序を変更し、追加日程第1、議第25号を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程の順序を変更し、追加日程第1、議第25号を先に審議することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 追加日程第1、議第25号「三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第25号「三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。



去る3月13日、指名競争入札を行い、指名7業者による入札の結果、「株式会社 メコム 鶴岡支店」が、1,430万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいませ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 去る3月13日に執行しました、三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、町内並びに鶴岡市、酒田市、及び庄内町に本社、支店、または営業所等を置く事業者の中から7業者を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格1,360万円で設定し、入札執行の結果、1回目で「株式会社 メコム 鶴岡支店」が1,300万円、税込み価格1,430万円で落札いたしましたものであります。

なお、備品の納入期限につきましては、令和2年5月29日までといたしております。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 子育て交流施設の一般備品ということであります。この購入契約に含まれます備品について、主なもので結構ですので説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 今回発注しました主な備品の内容ということでのご質問でした。まず子育て交流施設で使用します机、椅子、それから書類等を整理します書庫、キャビネット、主なものとしてはそういった大きな備品等を購入するということが入札を行ったところでありまして、以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 既存の同様の備品についての再利用、また、処分等の計画がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 既存のものということでのご質問でしたが、農村環境改善センター、三川町公民館の事務室につきましてはそのまま使用することになりますので、そちらはそのまま配置します。なお、児童交流センターにおきましては、そちらの方で三川学童保育所運営協議会が所有しております備品等があるわけでありまして、それらについては運営協議会の方で処分なりをするということになると思っておりますが、具体的な処分方法までは聞いていないところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから議第25号「三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって議第25号「三川町子育て交流施設一般備品等購入契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第13、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は、別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第1回三川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時39分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

令和2年3月17日

三川町議会議長

三川町議会議員 1番

三川町議会議員 2番